

地方行政委員會議録第四十四号

昭和三十年七月十九日(火曜日)

午後一時四十分開議

出席委員

委員長 大矢 富三君

理事 池田 清志君 理事 龜山 孝一君

理事 古井 喜實君 理事 鈴木 直人君

理事 前尾 繁三郎君 理事 加賀田 進君

理事 門司 亮君

唐澤 俊樹君 川崎末五郎君

木崎 茂男君 額 彌三君

渡海元三郎君 丹羽 兵助君

青木 正君 熊谷 憲一君

離尾 弘吉君 山崎 巖君

吉田 重延君 有馬 龍武君

川村 維義君 北山 愛郎君

栗原 俊夫君 五島 虎雄君

伊瀬幸太郎君

出席國務大臣

國務大臣 川島正次郎君

出席府政務委員

自治政務次官 永田 亮一君

自治府事務官(自治府行政部長) 小林與三三君

自治府事務官(自治府財政部長) 後藤 博君

委員外の出席者

自治府事務官(自治府財政部長) 柴田 護君

自治府財政課長 岡地幸四郎君

専門員

七月十九日

委員伊東隆治君、大野市郎君、坂本

泰良君及び横山利秋君辭任につき、

その補欠として徳田與吉郎君、青木

正君、栗原俊夫君及び伊瀬好道君が

議長の指名で委員に選任された。

同日

委員伊瀬好道君辭任につき、その補
欠として有馬龍武君が議長の指名で
委員に選任された。

本日の會議に付した案件

連合審査會開會に關する件

地方財政再建促進特別措置法案内
閣提出第一一五号

○大矢委員長 これより會議を開き
ます。

地方財政再建促進特別措置法案を議
題として質疑を行います。

本日は逐条的に質疑を行うこととし
て、まず第一条より五条までについて
質疑を行います。質疑は通告順によつ
てこれを許します。北山愛郎君。

○北山委員 まだ一般的な質問が残つ
ておりましたが、強引に逐条に入りま
したので、この点はまことに本員とし
ては残念でございますが、今度の再建
措置法につきましては第一条に目的とい
うものをはつきり書いておると思ひま
す。そこでこの法律の趣旨を明示し
ております第一条の中に、「この法律
は、地方公共団体の財政の再建を促進
し、もつて地方公共団体の財政の健全
性を確保するため、云々と書いてあ
る。そこで川島長官にお伺いするの
ですが、おそらく地方財政の今日の赤字
というものは非常に深刻複雑なもので
ございまして、単に一片のこのような
法律案によつてはこれを解決すること
はできない。おそらく大臣もそのよう

にお考えであると存じますが、しから
ばこの法案以外にどういふような方法
によつて地方財政の赤字問題を解決す
るのであるか、この法案はそのうちど
の程度かウエートを占めておるかとい
うことにつきまして大臣にお伺いた
します。

○川島國務大臣 地方財政全般に申し
上げますと、機構の改革を要する面も
あります。これら問題につきますと
は次の國會に提案して御審議を願う、
こういう方針でございます。とりあへず
赤字の多い団体に對しましては、この
法案が成立いたしましたらば再建団体
もしくは赤字団体の形におきまして長
期にわたる財政計画を立ててもらいま
して、地方財政の立て直しをやりたい、
こういう考え方でございします。

○北山委員 大へん抽象的でございま
すが、私の伺ひましたのは、この法案
というものがどの程度までの効果をね
らつておるのかという点でございま
す。赤字問題は非常に大きな問題でこ
ざいまして、単に二十九年度までの五
百八十六億という赤字をそのまゝ何と
かすればいいという問題以外に、本年
度におきましても相当額の財源不足が
あるという事態でございしますから、そ
ういふ困難な二重の事態に処しまし
て、この再建法案というのはいくどの
程度に赤字財政問題に對する解決とし
てねらいをつけておるか、こういうこ
とについてある程度ウエートの問
題、どの程度の効果をこの法律によつ

て期待しておるかという点をお伺いし
たかつたのでありますが、御答弁はま
ことに抽象的でございます。

そこで、ただいまお言葉の中に行政
機構の改革というふうなお話がありま
した。そして行政機構の改革につい
ては次の國會にお出しになるといふよ
うなお話でございしますが、次の國會と
いうのは通常國會でございしますか、ま
たそれ以前もしくは臨時國會等がありま
す場合にはその臨時國會にお出しにな
るお考えでございしますか。

○川島國務大臣 機構の改革についま
しては關係各大臣閣でいろいろ折衝い
たしておるのであります。成案ができ
ますれば一番最近の國會に出したいと
思つております。大体考え方は一致し
ておるのでありますけれども、まだ成
案を得るには至つておらないわけであ
ります。

○北山委員 ただいまのお話では、ま
だ成案を得るには至つておらない、し
かし考え方は一致しておるというお話
でございしますからお伺ひしますが、そ
の一致しておる考え方というのはどう
いう内容でございしますか。

○川島國務大臣 まだここで内容をお
話して御批判を仰ぐだけの段階に至
つていないのであります。今日の場
合これをお話することは差し控えさし
ていただきます。思うのでござい
ます。

○北山委員 それはしかしおかしにい
やないですか。政府部内においては考
え方としては一致している、具体的

構想についてはまだできていないが、
考え方は一致しておられるというなら
ば、地方財政の困難な問題を解決する
一つの部分としてこの再建促進法が出
ており、他の部分として今お話のよう
な行政機構の問題があるとするなら
ば、やはり私どもは關連して質問もし
たいし、政府としても當然説明をなさ
るべきはずではないか。しかも考えが
まだないというのであれば、あるいは
自治庁長官個人の考えであるというだ
けであれば、それはまあ話すべき時期
ではないと言へるかもしれませんが、
大体考え方としては一致しております
ということでございますから、その一
致しておられる政府側の考え方をぜひ
ともこの席上でお述べいただかなけれ
ば、私は筋がおかしいのではないかと
考えます。大臣は名案があると言ひな
がら常にお隠しになる、まことに不可
解千萬でございします。この際、その考
え方について大体のところでもけつこ
うでありますから、お示しを願ひたい
のであります。

○川島國務大臣 これはどこまでも政
府部内の話し合いの程度でありまし
て、まだ外部に發表する段階に至つて
いないのであります。この点は、この
場合お話し申し上げるだけは差し控え
させていただきます。

○北山委員 鳩山内閣はいわゆる民主
的な明朗な政治をやるといわれてお
る。政府の考え方を國民に當に明らか
に示すことがその明朗な政治であると
いうことを鳩山さんがよく言われてい

るのです。ところが、川島さんは鳩山内閣の閣員でありながら政府の腹案なるものを虚心たん懐にお示しになることを大へんちゅうちょしておるといふことはまことに合点が参りません。そこでお伺いします。お隠しになるのでございしますが、大体的な構想といひますか、一致した考え方の中には市町村の問題とそれから府県制度、地方団体の再編成、こういうものを内容としておられるのですが、これは間違っておりですか。

○川島國務大臣 一々具体的にだんだんお聞き願ひ、これを答弁しております。結局何を考へているかということをはつきりするのではありませんが、何を考へておられるかということをお示し上げることをごに差し控えるわけでありま。しかし大体的な構想ができましたら、自治庁にありまする地方制度調査会にもむろんかけますし、財政審議会にもかけますし、同時に一般世論の反響も聞きたいと考へておるのであります。決して民主主義政治を無視しておるのではないのであります、まだ今日はその段階に至っておらず、こういうことを申し上げておるわけでありま。

○北山委員 しかし、しゃべったつて一向差しかねない問題があると思ひます。これがアメリカから借りてくる兵器の秘密をどうするといふようなこととあれば、あるいはアメリカさんの御承認を得なければ国民にもしやべれないかもしれない。しかし地方行政の制度について、しかも大衆のいふんな批判なり意見なりを加えていいものを作るといふお考であるならば、大体的考へが一致しているところをその一端

なりともお示しを願うということは、これは当然であると思ひます。決して無理なことでもないし、われわれは議員として当然政府に要求して差しつかえないものであると考へておる。何れ秘密にする理由もございせん。何か秘密にする必要があるならば長官からその理由を一つはつきりお答えを願ひたい。

○川島國務大臣 政府の最終の意思が決定いたしますれば、むろん発表して御批判を仰ぐのですが、まだそこまで至っておらずの程度であります。関係各大臣間で話し合つておる程度でありますから、今日はその内容を申し上げるわけには行かないのであります。むろん地方財政の立て直しには、現在のままの機構でいふのはありませんで、どうしても機構はあらゆる方面から再検討する必要がある、こう考へております。

○北山委員 まことに不可解なる御答弁で残念でございます。そこで私は、当然その中には町村合併等の問題が入つてくると思ひますが、町村合併によつて政府が今までねらつてきたものは、やはり地方財政の消費的経費の節約といふことであらうと思ひます。一体実際に町村合併によつてそういう消費、経費ですらも節約するといふ目的が達せられたかどうか、一つ行政部長からお答え願ひたい。

○小林(興)政府委員 町村合併はその消費的経費ももちろん節約をして町村の土台を固めようとするわけでありま。合併町村の事例を見ておられますと、逐次その成績が上りつとあると思ひます。合併した町村が直ちに合併のその日からどうというわけにはもちろ

んいかぬと思ひますが、かすに日をもつてすれば、逐次新町村の運営の面におきましてそうした面が現われつつあるのではありませんか、今までもそののどのいい町村につきましての資料等は当委員会にもお配りしたことがあつたと存じております。

○北山委員 できのいい市町村ばかりではなくて、全般的な問題として私はお伺いするわけですが、赤字問題でも、どきの悪いところとまじめにやつておるところといふいろいろあるわけですか、一般的に町村合併のそのような目的を達したものの、——かすに時日をもつてするならば、うまく行くんだといふならば、全般的にどういふような効果があつておるかといふことを具体的に資料をもつてお示しを願ひなければならぬと思ひます。ただそういう観測であるといふだけではどうも私どもは納得がいけないのですが、私どもが聞いておるところでは、合併した町村の人員費がむしろふえておる。いわゆる消費的経費が合併以前よりもむしろ上つておるといふことで、かえつて逆の結果になつておるやうな例もいろいろ知つておるわけでありま。そういうできの悪い市町村の例も知つておるわけでありま。従つて全体的な数字としてはどういふ傾向を示しておるかといふことについては、はなはだ疑問に思つておるのです。ですからその疑問を一つ解決していただくやうな資料をお示し願ひたい、こういうわけですが、そういうものがございしましたならば一つここで明らかにしていただき

たい。

○小林(興)政府委員 全体的に申しまして、市町村が合併になれば、市町村

長、市町村会議員その他の特定の職は当然になくなりまして、そういう面から見ましても、そういう関係の経費が減つておるのは明瞭でございます。一般市町村の内部の機構等につきましても、逐次合理化されつつあるのではありませんか、直ちにどういふわけにはもちろん行かぬ面もありますが、そういう問題は合理化されつつあることも明瞭であります。それでそういう意味の特別職その他の人間と申しますか、合理化の面の数字ならば私の方でも調べてございします。ただ個々の市町村の経費全般についてのものは、直ちに全部市町村についてあるわけではございせんが、そういう限られた面のものであればただだけでもあるし、手元にある資料は追つてお配りしたいと思ひます。

○北山委員 私はこの町村合併は、やはりもう少し掘り下げてその財政的な効果なりあるいは行政的な効果なりというものを見なければならぬと思ひます。これはあるいは部分的かも知れませんが、町村合併によつて役場が遠くなつたために、従来の部落会あるいは町内会といふやうな団体が勢いを盛り返してきて、そうして当然そういう団体は経費がかかりま。税金以外に住民から金を徴収するといふやうな形になつてくる。そういう部分は計算には入つておりませんけれども、役場が遠くなつたためにまた新たに一つの末端的な団体機構といふものが補足的に出てくる、それがまた住民の一つの負担になり、中央ではつかんでおられないやうな行政費の増大を来しておるという点についてはどういふふうに

お考へになりますか。

○小林(興)政府委員 町村合併があれば、われわれといたしまして、できるだけ旧町村の役場をなるべくすみやかに合理化したいというのが、われわれの基本的な考え方でございます。できるだけ支所、出張所も廃止していいものは廃止したいという考へてございします。しかし実際の場合におきましては、直ちにそうすることができないのであります。大抵の場合には支所とか出張所の形で住民との連絡に當つておるのでございします。今北山先生のおっしゃいましたのはさらにその下部の問題であらうと思ひますが、これは従来からもそういうものが町村のこのつながりの面においてあつたところが相当あるものであります。合併後においてもそういう関係のあるところはあつておると思ひます。しかしながら町村プロパールの経費がそれによつて特別に下の組織に加重されるということとは、これはあつてはならぬのであります。町村との連絡に使うこともこれはあり得ると思ひますが、そういう場合においては、もちろん町村としてそうした経費の責任を持つべきものだらうと思ひます。これにつきまして、われわれの方といたしまして、さらに徹底的に実情を明らかにして、そういうものを持つていき方はどうあるべきかといふことについても検討を進めたい、そういうふうに考へます。

○北山委員 私の聞いてゐるのでは、ただいまのお話とは反対に、町村合併によつて役場が遠くなり、しかも支所等を廃止する結果として、自治庁としての、この住民が役場と遠くなることの補いとして、町内会、部落会等の利

用方法はないかということ御検討になつてゐると聞いてゐる。そこで部長のお話はその話とまるで逆のお話ですが、しからば今後町村合併に伴う部落会、町内会等については、自治庁はどのような御方針をとるつもりであるか、あらためて行政部長あるいは川島長官からも伺ひたい。

○小林(興)政府委員 町内会、部落会というお言葉が出ましたが、町内会、部落会そのものをどうしようかというところは、今日われわれとして考えておらぬのであります。ただいまお話のありました通り、市町村の支所、出張所というものを整理するとして、住民と役場の足が遠くなる、これは住民にとっては不便なことでありまして、その場合に役場との連絡に当る簡単な連絡組織というものは、これはあつてもいいんじゃないかというところは考えておるのであります。そういうものはどういう形で置いていくか、いわばこれは役場の出先機関でありますから、しかしながら連絡的な任務に当る勤務態様を持つのであります。そういうものの形をどうしていくかということにつきましては、われわれとしても成案がございせんが、そういうものは今後研究を進めていく必要がある、こういうふうに思つております。

○北山委員 ただいまのようなお話は、結局町村合併というものの結果、さらにまた地方のちよと末端の新しい組織を利用しようという考え方を表わしている。その経費をどうするかという問題も出てくる。そうすれば今までは税金でやつておつたことが、今度は税金以外にその部落会のいろいろな

負担金あるいは会費等で行政費を補わなければならぬ、従つて実質上の増税になるという面もございましょう。私がここでまことにこまかいことを申し上げるようでございますが、先ほど長官が行政機構の再編成というようになことをお話になりましたから申し上げるのであります。単純に町村合併などこれは今の通りに進めていけばうまくいくのだ、それを踏み台にして新しい地方制度の再編成が行われ、地方財政の困つた問題もそれで解決ができるというように楽観的にお考えになるならばこれは間違ひではなからうかと思つたのでございます。そこで大臣が先ほど行政機構の改革のプランはお示しになつたけれども、この町村合併についてそのプランのおおしく一部を占めておると思ひますので、あらためてそういう点についての川島長官のお考えを聞いておきたいのであります。

○川島國務大臣 私行政機構の改革を考へる点はいろいろの方面から考へてゐるわけでありまして、必ずしも町村合併だけを取り上げておるのではないのであります。町村合併の問題に關連して部落会、町内会のごとで御意見があるようでありまして、私も部落会、町内会という制度は民主主義の精神からいってきわめていい制度ではないかと考えております。戦争中町内会が、極端な言葉で言えば悪用されて、上意下達の機関のようになりまして、下から盛り上げる意欲がなくなつたのであります。終戦後これが一時廃止になつたのでありますけれども、私も、私どもは地方自治体の健全な姿の町内会、部落会が發生することを希望いたしてあります。町内会、部落会が

できてそこに住民の負担がふえるのではないかとのお話ですが、これも見方によつてはそういうことがあるかもしれないけれども、むしろ部落会、町内会というものは住民のほんとうの奉仕によつてこれが成立するのであります。これがために費用がふえるというところは、これは住民としてお互ひに避けなければならぬ事柄だと思ふのであります。こういうものの發生によつて、地方団体の費用は減つたけれども、一方住民の負担がふえるのだというのでは意味がないのでありますから、そういうことは避けるようにしたい、こう考えておるわけであり

○北山委員 町内会、部落会等がこの審議の中心ではございせんから、これ以上深く触れることはやめませんが、またあらためて大臣の抽象的なしるも現実に即してないお考え方について大いに質疑を続けたいと思ひます。

ところでただいまのお話の中で、行政機構の改革と同時に近い機会に財源措置をするというお話でございまして、そこで財源措置をするものは、今までの質疑の中で大臣からお話になつた言葉の中ではいろいろの形で言われておるわけでありまして、もう本年はしやうがないが来年度やるのだ、こういうお話もありました。あるいはこの秋に公務員の給与の実態調査が済むから、そうしたならばそこに財源は正をやりたい、こういうようなお話もあつたわけでありまして、どちらが本當でございませうか。明らかにしていただきます。

○川島國務大臣 財源の措置を要するのは、ただ公務員の給与問題だけじゃございせん。事業費その他全体に対して財源の措置の必要が起るのである、こう考えておるわけでありまして、

○北山委員 これは初めてそういうお言葉を承つたのですが、事業費その他について財源措置の必要が起るといふいうことを今認めておられて、なぜことしの財政計画なりあるいは地方財政に對する財源措置をなさつておらないか、不足だといふことはおわかりになつておるにもかかわらずその措置をやつておられない理由を開きたいのであります。

○川島國務大臣 この点は繰り返して申し上げてあるのですが、現在の地方財政の運営といふものを直してもらひまして、もう少し健全な姿にしてもらひたい、その上に財源の措置をした、い、こういうことであります。もちろん多数ある地方団体でありますから、適正な健全な運営をしておる団体もあつたけれども、中には運営のまずい団体がありまして、そういう団体などがすつかり財政の面を直して、その上に全体の自治体に対して財源の措置をしたい、こう考えておるわけであり

○北山委員 その時期について先ほどお伺ひしたのですが、少くとも給与については、公務員の給与実態調査がこの九月ころですか完成する、そうしたならばやりたいといふことでありますから、これは今年度と了承しなければならぬと思ふのであります。それからあと漠然と来年度といふようなお話がありまして、これはまた別に来年度に地方財政に對して財源措置をすゝ、こういうふうな時期的に二様に考へてよろしゅうございませうか。

○川島國務大臣 この秋に給与の実態調査がはつたら、はつきり不足がわかればこれは当然財源の措置が必要なのでありますけれども、今年度にするか明年度にするかといふことは、補正予算の国会が開かれるのかいかにによりまして、またすでに一兆円予算が議會で議決を經ておられて、歳入の面も大體限度が来ておるのであります。で、国家全体の財政とにらみ合せなければならぬ問題でありますから、ここで私は今年度内にやることはつきりお答えはできないわけでありまして、しかしながら少くとも三十一年度においてはこれはやりにくいといふことを考へておられます。この点は先般大蔵大臣が當委員會でも言明しておる通りであります。

○北山委員 そこで実態調査でございしますが、実態調査についてこの前政府にお願ひしておいたが、現在統計局で資料を整理中であるというお答えでありました。そこで統計局に来ていただくことにお願ひしましたが、むしろ問題は自治庁の行政部がやりになつておることでありまして、そこで給与の実態調査といふものの内容、実態調査の方法——どういう方法でどういう要素をお調べになつておるか、また現在までの進行状況はどのようなふうになつておるか、あるいは現在までの調査の結果現れた数字といふものがあるれば、ここで明らかにしていただきたい。

○小林(興)政府委員 給与の実態調査は統計法に基きまして地方公務員給与実態調査規則というものを特に出しまして、統計法の指定統計として全地方公務員につきまして国家公務員と相並

んで全般的に徹底的な調査をやることにいたしましたのであります。この調査期日はことしの一月十日現在によつて行なつたのであります。その範囲は道府県の地方警察職員と未帰還職員とを除きまして全職員でございます。この警察職員の方につきましては、警察法切りかえのときに調べたものがありまして、それでそれによることにいたしましたのであります。その総数は百五十九万でございます。臨時職員いわゆる非常勤的常勤職員につきましてもあわせて調査することにしたしまして、その集まりました数九万三千を含んでおるのでございます。この統計の調査は、今お話しもありました通り、統計局において目下鋭意内容を取りまとめ中でございまして、きわめてこうかな調査内容を含んでおるのでございまして、一応申しますと、たとえば資格別、身分別職員数及び給与額調べ、国庫補助職員別の職員数及び給与額調べ、さらにその級別職員数及び給与額調べ、それから勤務地別の給与額調べあるいは男女別、年令別の人員調べ、学歴別、勤続年数別の給与額調べあるいは各種の手当に關する調べ等、給与全般にわたりますして綿密に給与の実態を明らかにしたい、こういうふうな考へておるのでございまして。そこで当面この給与問題その他からいへばどうしても必要なものは、いわゆる職種別、年令別の給与額の調べでございます。この調査を一番最初にまとめ上げるように特に統計局に申し入れをしまして、それに重点を置いて調査の取りまとめをお願いいたしてあるものでございます。現在の段階におきましては各個別的な調査表の内容検査をまだ全部終つておりま

せんが、一般職員の部分は全部終りまして、今教育職員に及ぼしてあります。これを先行いたしまして機械累計をいたすことになつておるのであります。大体今の見通して一般職につきましての年令別、学歴別の給与額の調べは都道府県及び五大市の分は九月中旬に大体できるだらう。まあもしおそくなりまして十月五日ころまでにはできる、こういう考へてございまして。それからその他教職員の部分とそれから五大市以外の市町村全部を入れましてこの学歴別、勤続年数別の給与額の調べは十月一ぱいかかる、これは統計局の方で最短距離で竭力をかけていただきます。大体の予定はそういうことであると先ほど統計局の關係部長からの御報告があつたのでございまして。以上でございます。

○北山委員 詳細に御答へをいただきましたが、そのうち十月末までには完成するというところでございますが、その結果国家公務員との比較検討というものが、はつきりそこに現われるというわけでございますか。

○小林(興)政府委員 国家公務員につきましても同じ調査方式で調べることにしたしまして、国家公務員につきましての職種別、学歴別、年令別の給与額を調べておりまして、これは地方公務員が先にでき上るわけでございますから、それによつて比較はできることになるだらうと思ひます。

○北山委員 私どもの聞いておりますいわゆる給与の問題、いわゆる地方財政計画上の給与と実際の給与に關する地方団体の支出というものが四百億くらいの食い違いができておるとい

う根本の原因は、昭和二十六年の秋における算定額の際の意見の食い違いとあることであつたやに聞いておるわけでありまして。そこでその当時大蔵省と自治庁との間には意見の食い違いがあつたというふう聞いておりますが、大体大蔵省がどうですか、どういう点に食い違いがあつたのか。

○後藤政府委員 当時昭和二十六年の十月に一般職員、地方職員その他につきましてベース・ダウンの格好をとつたのであります。そのときの差額が、これは県ですが、一般職員が三百四十八円、教職員が三百四十九円、それから市町村の一般職員が五百七十六円の差額、つまりベース・ダウンがあつたのでございまして。この額につきま

していろいろ議論があつたのであります。私もこれはこれだけの開きはないという議論を盛んにやつたのであります。その後それぞれもう一度実態調査をした結果、この額はもう少し縮まつたはずであります。多少あと直したものであります。その額だけを基礎にして現在なつておるのではないかと、かように考へております。

○北山委員 それでは率直にお伺いたしますが、その当時大蔵省と自治庁は給与の単価について論争をされたのであります。自治庁は、地方公務員の給与は大蔵省が言うほど高くはない、それほど差はない、こういう考へを今でも持つておられますか。

○後藤政府委員 われわれは、市町村及び府県の一般職員の給与の実態だけでなくて、その内容に入つて参りますと、勤務年限が相当長い人が多いのでありまして、もちろん必ずしも国家公

務員のような学歴はないかもしれませんが、非常に長く勤めておる人が多いために平均給与は非常に高い。これは地方公務員の特長な事情に基くものだ。それからもう一つは、国の職員は給与以外にいろいろな給与に類する待遇が与えられておるのであります。地方団体の職員は区域が狭いため、給与以外のものがほとんどない。従つて給与費そのものは逆になつてくるんだ。こういうことを中心にしてその当時議論をしたのであります。実態的に調べてみれば、私もそれはそれほどの差はないという確信を現在でも持つております。

○加賀田委員 関連して質問いたします。地方公務員と国家公務員の給与の調査をされておるというのですが、それは手当とか、そういう問題を全部ひかゝるめて調査されておるのかどうか、お尋ねいたします。

○小林(興)政府委員 手当の類もみな一緒に調べております。

○加賀田委員 国家公務員の方におきましては、高級職員では、手当の中で特別調整額というものが最高二五%の形で、これは超過勤務のかわりに定額として与えられておると思うのですが、地方公務員の方では、そういうふうな国家公務員にない別個の手当を設けておるかどうかと、それを調査され、あるいは対照されておるかどうかということをお尋ねいたします。

○小林(興)政府委員 国家公務員に準ずる手当はみな調べることになつております。だから今のはいわゆる管理職手当だろと思ひますが、そういうものも、出しておるところは調べに載つておるはずだと思ひます。

○加賀田委員 関連質問ですから、調査の結果の報告で特にわれわれとしては注意しなくてはならないのは、単なる年令あるいは学歴等における公務員同士の比較ではなくて、勤続年数とかいろいろの問題とつたり合つたようにして、給与の問題の対照を提示していただきたいということを希望いたします。

○北山委員 私の手元にあるある資料、これは共済組合連合会の調査であります。これによりますと、国家公務員と地方公務員の本俸についての平均があるのですが、その平均として一万三千八百六十七円、府県の分が一万二千五百八十二円、總理府が一万三千二百三十三円、法務が一万三千七百円、外務が一万七千五百九十三円、文部省が一万六千四百九十三円、その他ありますが、そういうふうな共済組合連合会の数字によりますと、あながち府県の公務員の給与が高くないという数字が出ております。そういうような一般的な資料というものは自治庁は持つておらぬのですか。

○後藤政府委員 單純に給与の総額を員数で割る、おそらくそういう推計の単価ではないかと私は思ひますが、そういう推計はできないことではないと思ひます。しかしこれは意味のない数字であります。しかしこれは意味のない数字であります。勤続年数とか、学歴とか、いろいろな他の要素を勘案しなければならぬ。地方団体には年をとつた人が市あたりでは相当おります。県は割合に少ないのです。従つてそういうものを考慮せずに單純な平均はできないかと思ひます。私はそういうことを考へますと、市あたりの平均給与が非常に高くなる

のではないかと、いろいろに考えております。こまかい資料を現在持ち合せておりませんが、単純な推計はできないことではないと思ひます。

○北山委員 それは給与の実態調査というものが地方財政に対して財源措置をするかしないかという非常に重要な問題であります。そこでことしの十月——おそくならないようにこの給与の実態調査を明らかにしていただくと同時に、この結果として正すべきものはすみやかに正すというようなことをしていただきたいと私も念願をいたしておりますが、この財源措置をする場合にこれはいろいろの方法があるわけでありまして、交付税率の引き上げもあり、たばこ消費税の税率の引き上げもあり、その他方法があると思うのですが、どういう方法でおやりになるように大臣は考えになっておりますか。

○川島國務大臣 今御指摘のように、交付税率の割合の引き上げあるいはたばこ益金からの地方財源への繰り入れ、並びに根本問題としては、最近大蔵大臣が考へて発表しておるうちに、地方と国との税源の調整をはかるというものもあります。どの方法によつて不足額を補うかということはまだ結論に達してはおりません。今研究しておる問題であります。

○門司委員 ちよつと関連して。前に聞こうと思つておりましたが、例の給与の実態調査ですけれども、私の聞き誤まりかもしれませんが、警察、消防はこの前の国警移管のときに調査したその数字である、こういうお話ですか。

○小林(興)政府委員 警察官について

はそうです。警視庁以外はそれを使うことにしております。

○門司委員 それでは自治庁は、これは統計ができてからの話ですが、心がまえとしてどういうふうにお考えになつておるかを一つ聞いておきたいのですが、警察官それから消防職員というものの給与の実態調査のときに、一番問題になるのは学歴の問題だと思ひます、これは一般公務員のような資格を云々しない諸君が大部分なんです。国家公務員の方は全部そういうことがなくて大体今日採用されておる。従つて学歴からいけば当然高い給料をもらつておるだらうというところは想像にかたくな。しかしそれは職務の実態がそうさせておるのです。それから、その他地方公務員の中には、現業庁としての役所でありまして関係から、警察官でなくてもそういう関係は私にはたくさんあると思ひます。従つて給与の実態調査というものは、そういうものが現実の勘案されなければ、ただ単に国家公務員の、要するに国家試験を受けた諸君と同じようなものさしではかかれるということになると思ひます。非常に大きな開きを見せるだらうと思ひます。こういうことについて自治庁はどういうふうにお考えになつておるか。そういうものも一切がつさいを平均して統計が出てくるのをうのみにされるのか。そういうものを十分考へて、そうして統計についての修正というわけにはいきませんが、考へ方を現わされてお考えであるか、この問題は、どう勘案するかというところは給与の実態調査の中には問題となつて現われてくると思ひます。それからもう一つは、地方の公務員は地方的色彩が非常に強い

のでありますから、これも従来のしきたりから学歴その他は比較的問題にされていなかったのじゃないかと思ひます。いわゆる実力による、実績による昇給昇格等が考へられておつて、そうして割合に勤務年限が長いことのために給料はかなり上つておる。従つてこれを今の人事院規則に基づくものさしではかるとなるとかなり不当な給与になつてくる。不当という言葉はどうか知りませんが、高額な給料になるのではありませんから、こういう結果が私は必ず現われてくると思ひます。それらのほんとうの地方公務員としての実態の上に立つた調査であるかどうかということをも、もう一応聞いておきたい。

○小林(興)政府委員 今の給与実態調査は、全く現状があるがままにまずとらえようという考へ方で調べて、それを集計したものでございまして、今門司委員のおっしゃいましたように、現実と比較するとすれば、おそらく中央の官庁と地方の官庁あるいは各町村の実情とその他勤務の内容によつてはおのずから実態が違ふものがきつとあるに違ひないのであります。それでありまして、これは現実の比較ということになる、そういう面も顧慮に入れて比較しなければ、数字だけでは行かぬか、私は行かぬ点があるだらうと思ひます。ありまして、今おっしゃいましたような点は十分勘案して、実情を比較判断する場合の資料にいたさなければならぬと考へております。

○門司委員 そういう御答弁だとすると、統計局で調べておられます調査と実態とは、なお開きがあるというように考へなければならぬ。おそらく統計局

で調査しているものは、今の人事院規則による給与の実態でなければならぬと思ひます。そういうことまで勘案していただけないかと思ひます。従つて自治庁として、これに対抗するという言葉はどうかと思ひますが、対比することのために、自治庁として、地方の公共団体、地方の公務員をほんとうのありのままの姿で守つていくという態度が望ましいのではないかと。もしそうでないと、長官自身の始終言われておりますように、どうも地方自治体の給与は高いらしい、これを調べてみなければ一向わからないということ、いかにも地方自治体が不当な給与を支給しており、これが赤字の原因であるかのごときことが、しばしば私もには看取できるような長官の答弁なりまたお話がある。従つてその中には、単に人事院規則だけでははかり切れないという事実上の問題がある。今日警察官の採用基準は、普通の中学校を出た程度であると思ひます。これが採用の基準になつておる。地方公務員であるからといって、大学を出たおまわりさんはあまりいないと思ひます。すると、今日の給与実態からいけば、かなり大きな開きが出てくる。しかしそれが一個の生活を営むことのために、そうむやみやたらにその寸法に当てはめて安い給料を払うわけには行かないと思ひます。従つてそういう考へ方かなければならぬ。それを自治庁は調査しておられますか。ただ向うから出てきたら何とかそのとき考へようということではなくて、自治庁は自治庁なりに、ほんとうの実務に即した給与実態、あるいは給与のあり方をどういうふう

策定しておりますか。もしそういうものがあるなら、この際発表しておいてもらいたい。

○小林(興)政府委員 これはまずともかくも現実の給与の実態を把握しないことにはわかりません。このような徹底した調査は正直に申して初めてでありまして、それだからこそ二十六年の調査で物足らぬので、徹底的にやるということになつたわけでありまして、そこで出てくるのは、全くそういう形式的な基準に基きまして数字が出てくることは間違ひありません。そこで出てきた場合に、門司委員のおっしゃいましたように、それぞれの職種によつては同じものさしではいかぬ場合があるのではないかと、こういう要素があるものがあり得ると思ひます。ありまして、警察官などの場合は、あのときは国家警察と自治体警察の比較、そういう意味で、同じ警察官が国家警察におつたわけでありまして、同じ国との比較ができると思ひます。それから一般の職員につきましては、国の公務員も、中央、地方を問わず同じ基準によつて普通やっておりますから、中央の役所と地方の出先機関の役所も同じ基準でやつておるはずでありまして、それに相並ぶ地方のそれぞれの役所も大体同じものに考へていいと思ひます。しかしながら何分にも市町村、府県の勤務の実態が多様多岐でありますから、同じものさしでいってはいかにもおかしいというものがかりにありとすれば、そういうものはやはり比較の上においていろいろ考へすべき事情があれば考慮しなくちゃならない、こういうことは考へておりました、その点はなお十分研究もいたしたいと思ひます。

味でございますか。

○後藤政府委員 この法律のねらいと申しますのは、先ほど大臣がおっしゃいましたように、まず第一点は従来の一時借入金によって赤字がどんどんだるまのようにふえておられます。その因果関係を断ち切ろうというのが一つの点であります。第二の点は、地方団体の赤字の原因の中には、地方団体の財政運営の拙劣な点からくる点もございますので、そういう点を合理化してもらおう。それからもう一つは、将来の財政運営を的確にするために、財政構造の改善もあわせてしていただく、こういう点がわれわれのねらいなのであります。財源措置につきましては別途の問題というふうに考えておりまして、本年度は御承知の通り財政計画も非常に苦しいのでありますから、私どもは赤字が出ないということは保証できないのであります。できるだけ赤字が出ないようにして、もしも出た場合にはやはりこういう再建整備の措置にはやはりこういう再建整備の措置を三十年年度の終りにしてもやはり考えなければならぬ、かように考えておるのであります。

○北山委員 地方団体の拙劣な行政運営によって生じた赤字、これは地方団体側の方でやってもらうというねらいも法案は持っております、こういう意味ですか。その拙劣な行政運営によって出た赤字というものはどのくらいに上るか。

○後藤政府委員 これは私も予想がつかぬのであります。幾らかと言われてもちょっと私もその判断がつかないが、事実財源の全然ないのに、どんな仕事をやっても赤字をこしらえらるゝか、そういうふうなところ

な点で財政そのものを考えないで運営する場合が今まで相当あった。だいたい最近では改善されてきておりますが、特に二十八年のような税が非常に伸びました年においては、そういう実情が方々の町村にありまして、そういう過去の実情から判断いたしましたので、財政運営の改善をはかってもらいたいという趣意を出してあるのであります。

○北山委員 そうするとただいま申し上げた本年度の財政計画についても、六百億の食い違いがあると申し上げましたが、これは自治庁も認めになっておる数字だと思ふのですが、その六百億が拙劣な行政運営によってできたものとして、この再建計画促進法によって措置しなければならぬ額であるのか。その六百億のうちどの程度が、ほんとうに行政運営の拙劣な結果の食い違いが出ておるものであるか、その点も少しはつきりしていただきたい。

○後藤政府委員 財政規模が六百億くらい下ると申しますと、穴が六百億あくと申すこととは私は違ふと思っております。財政規模は、私どもの推計いたしておりますものよりも五、六百億高いものだと思います。しかしそれに見合うところの歳入も相当ふえるものがあるのではありませんか、これは私たちが予想しない歳入もえてくるものもあるのではありませんか。従って六百億のままだ赤字になることはないということとはたびたび申し上げたのであります。

○北山委員 それじゃその歳入の計画以上に上回る数字というのはどのくらいありますか。

○後藤政府委員 本年度まだ進行中でございまして、私もどうもはつきりわかりませんが、いろいろな雑収入の増加ということも考えられるのであります。私の方が見ておりますのは、大体標準的な収入を考えておりますので、それ以上の収入というものはそれにプラスしていくのであります。従って財政規模の問題と収支の問題とはやはり別の問題である、かように私は考えていたかと思ひます。

○北山委員 別ではないので、やはり関連がある問題で、全然別個の問題であれば財政計画などというものはただ紙に書いたプランにしかすぎない。なるべく実態を基礎としてそれが作られている。しかもただいま部長がお話になつたようなことしの財政計画上の収支見積り、それはその中で動きまわります。ただ地方税と雑収入しかないのです。ところが雑収入においても千億以上のものを見込んでおる。これはおそらく一ぱいではなからうか、税にして三千五百八十億ばかり見込んでおる。これはやはり現在の経済状況なりあるいは昨年、一昨年等の税収入などを見ても、これ以上そんなにたくさん伸びると思ひません。そういうことを自治庁の税務部長等が本委員会に答弁しているのをごさいます。しからば財政計画上の歳入の方は伸びない、歳出の方は実態がすぐに詰めるというわけにいきませんので、やはり一兆四百億くらいに上るという実態をお認めになつておられる。しからばその差額といふものがきちんと六百億になるかもしれません。相当額になるかという点が予想されるわけですね。そういうことですなれば、この再建促進法で各市町村、府県

が財政再建計画を作るという場合にはその差額だけを詰めたような計画を作らなければならぬという義務を負わされると思ふのであります。それがすべて地方公共団体の拙劣な行政運営の結果によるものであるか、ここが問題だと私は思ふのですがいかがですか。

○後藤政府委員 私は六百億の差がすぐ拙劣な行政の運営によるものとは思つておりません。二十八年の決算を見ましても、財政計画では九千五百億でありました。決算では純計が一兆二百億になりました。非常に差があるのではありませんか。差が六千億あります。その年度百五、六十億の赤字であります。従って単年度だけ見て参りましたも、その財政計画の差額がすぐ赤字になるというふうには考えないのであります。いろいろな歳入その他の要素はございまして、歳入の方の改善の方もございまして、いろいろな関係で赤字そのものといひましてはやはり減つて参る、こういうことを申し上げておるのであります。

○北山委員 そのお答えは従来の二、三年前からの地方財政の形というものをただ静態的に見ている、やはり年々地方財政というものはその内容が変化してきているのである。御承知のように昭和二十六年のおしまいは相当額の剰余金すらあつた、一千億くらいは繰越金があつたように覚えております。ところが急速に二十七年ころから減つて参りました、今猛烈な赤字が出ています。そういうふうな数年間それだけから見るならば、地方財政は過去の蓄積の食いつづしを年々やつてきた

とも思われる。そうして食いつづしてしまつてマイナスの方がぐんと伸びてきた、こういう事態でありますから、まだ食いつづす分があつた当時と現在とは違ひないか、こういうことを動態的に地方財政を見ていかなければ私は正しい解釈じゃないと思ふ。去年もそれで間に合つたのだ、一昨年も何とかやつてきたのだ。だからことしも大丈夫だというふうな考え方は、しるうとならばそれでわかるけれども、少くとも地方財政の元締めである自治庁においては、そんな見方はまことに困ると思ひます。私の言ひ方が間違つておりますならば御指摘を願ひたい。

○後藤政府委員 先ほど申し上げたように、私は三十年度に赤字が出ないということは保証できないということを申し上げた。それはそうおっしゃいましたようなことを申し上げた、もちろん二十七年から八年とだんだんと詰つて参りました、一応財政規模の弾力性はなくなつて参つておられます。税の伸びもなくなつて参つておられます。しかし財政計画と現実の財政規模との差額はすぐ赤字にならない。その中にはもちろん赤字になる要素はございまして、しかしおっしゃいますように弾力性がなくなつたから赤字が出てくる要素もあつて参ります。それは年々強くなつて参つて参ります。しかし差額がそのままだ赤字にならないということを申し上げたのであります。

○北山委員 御答弁の程度のこととは私もよく承知しております。問題はきちんと六百億が赤字にならないというのではありません、やはりそういう老大な食い違いがあるという中で、財源は措置されておらないのであるから、しかも税

の伸びも少いのであるから、また過去の蓄積もないのであるから、そこでその食い違いをこのような法律でもって、地方財政の収支のバランスがとれるような計画を出してこい、こういうように政府から命ぜられた場合には、その六百億に近いものをきちんと圧縮せざるを得ないような結果になるのではないか。もしそうでないとするならばどの程度に赤字が出るということとを政府としては予想しておるか。要するに再建促進法によつてどの程度のものを節約をし、どの程度のものは赤字として今年度残るのか、そういうような目測が立つておるか、これをばっちりお答えを願いたい。

○後藤政府委員 おっしゃいますことはよくわかるのでありますが、これは再建計画自体に關係があるものでありまして、たとえば一つの団体について十億なら十億の赤字があるといいたします。その財政規模は百億といいたしますと、一割の赤字が出る。その赤字そのものはたな上げをするのであります。そうして今年からの財政計画では、今年、来年を黒字で出すか、多少の今年度の赤字を認めるかという問題になつてくるのであります。私どももいたしましては、本年度は財政計画上、もちろん非常に苦しいから、本年度はおそらくどの団体についても黒字を出すところまでいかないだろう、せいぜい再建計画を立てます場合には本年度は収支とんどの計画ぐらいになるだろう、それもやむを得ないだろう、こういう考えであります。従つて年次がたつて従つてだんだん黒字を出して十億を返していく、こういう計画を立ててもらうような奨励、指導をいたした

い、そのことによつて、おっしゃいますように一度に財政規模が落ちないで、順次落ちていくということに、私は結果的になるであらう、かように考えるのであります。

○北山委員 これは、第一条の財政の健全性確保の一番眼目でございまして、なお徹底的に伺ひたいのでございまして、過去の赤字をこの再建促進法によつてたな上げができると言われましたが、五百八十六億に對して二百億の再建債しか出しておらないとすれば、これは自治庁といえども全部たな上げができるとは考えておられないわけですか。そういう説明はしておらない、これはまた別途措置するということをおっしゃるのでしょうか。そうすると過去の赤字についても、この促進法を適用してもやはり赤字のたな上げが全部できるのではなくて、一部は残る。少くとも昭和二十九年に発生した百二十四億だけは残るという御説明なのです。そうするとその分も残る、そうして今おっしゃる様に本年度の財政収支の再建計画を出させる場合に、単年度の収支がとんとんになるような再建計画を出させるといふことは、すなわち先ほど申し上げた六百億というものを、地方団体の収支のバランスにおいて吹き飛ばすか、あるいは税の増収を命ずるか、どちらかによつてその六百億を個々の団体の再建計画の中でこれを埋めてしまふ、こういう考え方にほかならないか、こういうふうですが、いかがですか。

○後藤政府委員 もちろん再建債を起して、再建整備による団体とそうでない団体とは、再建整備のやり方が違います。従つて再建債を起してやる団体の場合には、私は先ほど収支とんとんに持つていくのが関の山だと申し上げたのであります。私は単年度の赤字もあり得ると考えております。従つてこの文句もやはり目標とするという文句にいたしておきます。単年度として本年度は赤字の場合もあり得るだろうと思ひます。そういう場合にはおっしゃる様に財政規模が一ぺんには縮小しないという事情もありますから、従つてこれは年次の規模を縮小していく、そして漸次恒常化していくという計画になるのでございまして、それから再建債を起さないで再建整備をやるといふ団体につきましては、一応現在の支払い繰り延べないしは事業繰り越しという形を二、三年繰り返していくわけでありまして、従つて現在と同じような状況においてそれをやつていこうというのでありまして、その場合においてもやはりそれ自体の計画が年度別になるのであります。従つてそういう団体においても私は収支とんとんが関の山だろう、ここで非常な黒字を出していくということはなかなかむずかしいだろう、かように本年度は考えております。

○北山委員 そういう御説明であるならば、第二条の第二項の第二号ですが、再建計画の中で再建に必要な具体的な措置及びこれに伴う歳入歳出の増減額を計画に記載する事項、それによつて毎年度実質上歳入と歳出とが均衡を保つことを目標とする経費の節減計画をその再建計画の内容として要求しておる。すなわちこれによると毎年このことから直ちに収支のバランスがとれることを少くとも目標とする計画を期待されておるわけですか。それはすなわち今申し上げたような六百億というものを、いわゆる地方団体の拙劣なる行政運営の結果であらうとならうと、結局地方団体の責任において全部解決させようとしておるということを目標としておるのには不適当だと思ふのです。ただいまの御説明のようであれば、どうもこの規定は直していただければならぬ規定ではないかと思ひますが、いかがですか。

○後藤政府委員 先ほど私が申し上げましたようにこの目標とするという言葉を使ったことは、収支とんとんにすることが関の山であるが、しかし赤字の場合もあり得る、単年度としては本年度は赤字の場合もあり得るという意味で、目標という言葉を使ったのであります。現在財源措置が行われていないのでありますから、当初からそういう無理な計画を立てることは私どもは要求しておるつもりはないのであります。本年度はやはり収支を合わせた計画を立ててもらいたいが、どうしてもやむを得なければ赤字の場合もやむを得ないという意味であります。

○北山委員 このことは地方財政の赤字を国の責任でやるか、あるいは地方団体の責任でやるかという分れ目になるところの大事な規定だと思ふのです。従つて六百億なら六百億というものが、少くとも地方団体の拙劣なる行政運営に基くものであると見なされない限りは、こういうふうな規定はおかしいじゃないか。やはり六百億なら六百億という財源不足というものを、一地方地方団体の責任で節減をし、あるいは増税すべきものが幾らであるか、あるいは財源不足として国の方で見なければならぬ分が幾らであるかということが明らかにされなければならぬ。そうでないといふ規定があると全部地方団体の責任にされてしまふ。そういうことを目標としておる。ですから、この規定は適當でない。適當であるとするれば、六百億の財源不足というものが地方団体の責任であるという確証がなければ、こういう規定は不當であると思ひますが、いかがですか。

○後藤政府委員 私にはおっしゃることがどうもよくわからないのであります。六百億とこれを結びつけられることが自体が問題でありまして、個々の地方団体において歳入の確保をはかり、歳出の節減をはかるという計画がこの計画なのであります。個々の団体において歳出の方と歳入の方の關係のバランスを合はせていこう、こういうことなのであります。しかしこれは先ほど申し上げましたように、二十九年度の財政計画は非常に苦しいのであるから、おっしゃる通りに地方財政の規模も相当變つてくる。従つてむずかしい場合もあり得るだろう。従つて私どもとしては収支とんとんまで行くといふことはなかなかむずかしいから、目標という言葉を使つて赤字の場合もあり得る、こういうふうなことに書いておるのであります。私どもはそういう意味でこの文句を使つたのであります。

○北山委員 どうしてわからないか、私から見ればおかしいのですが、この六百億の中には先ほど来お話があつたような給与の是正の未措置額が含まれておる。だからこの分については少くとも地方団体の給与のやり過ぎであるか、あるいはそうでないかということ

が未確定です。六百億の中に少くとも百何十億だ知らないが、そういう額があるでしょう。それはどつちの責任にすべきかということがまだ未確定です。それがわかっておりながら全部再建計画の中でプラス、マイナスとんとなつていくような計画を出さるという事を、少くとも目標とするというところが不当ではないか、そういう意味なんです、それでもわからぬですか。

○後藤政府委員 従来の赤字を償還するための再建計画を立てるわけであり、従来の赤字が、個々の団体で、たとえ先ほど申しました十億ある、その十億を七年とか八年に返す計画を立てる。その場合に、本年度は少くとも収支を合わせるようにしてもらいたい、しかし合わないかもしれない、こういう意味でこの文句を使つてあるのではありません、私どもとしては一つもおかしくない、こういうふうに考えるのであります。

○北山委員 従来の赤字と、また今年以降における財源措置とは別個の問題なんです。この法案はむしろ、従来の赤字のうち二百億だけは貸してやろう、赤字も、七千五百万円だけは赤字補給をしてやろう、そのかわり、今年の財源不足六百億というものは、有無を言わせず、再建計画の中で出血なり、あるいは事業の節約なり、あるいは増税なりでもって地方団体の責任でやれ、こういうことを内容とする法案なんです。この法案の性格はそうなんだ。従つて先ほど長官に私お伺ひしたのは、長官は案にいいことを言つておられる。地方財政の赤字の措置については、将来においていろいろな方法を考へて、財源措置も考へて、

あるいはこういうのも一つの方法として出している。ところが今の説明のようであれば、ほとんど全部が地方団体の責任によつてそのマイナスを圧縮したりあるいは増税をしたりしなければならぬ、こういう法案なんだから、私は適当でないと思うが、どうですか。長官からもお伺ひしたい。

○後藤政府委員 これは二つの問題からんでおるのではないかと私は思うのであります。本年度は赤字が出る、その出る赤字をどうするかという問題と、それから個々の団体に再建計画を立てる場合に、本年度をどうするかという二つの問題があると思ひます。私どもは本年度赤字が出るか出ないかわかりませんが、しかし赤字の出ないという保証はできない。従つてこの措置につきましても、やはり政府は別の考へ方に立つて措置すべきものだ、こういうふうな考へるのであります。しかし個々の再建団体の再建計画そのものは、一応収支を合わせる目標を立ててもいい。しかしそれがむずかしいことであれば、単年度の赤字はやむを得ないというふうな考へておるのであります。

○北山委員 単年度の赤字はやむを得ないというふうなことで財政運営、財政計画をやられたらまづたものじゃない。これを出して、そして今年の財源の不足なり食い違いというものを、やはりある一部は、地方団体の責任において努力によつてもやつてもらひたい。しかし赤字が出るだろう、ちゃんと初めからそういうお考えなんですから、この分については財源措置を考へるという考へを明確にすべき必要がある。政府は従来の赤字の原因から考

えても、あるいは先ほど来のお話があったような、給与の問題にしても未確定なんです。拙劣なる地方団体の財政運営だけでも言えない。それを認めておるでしょう。しかれば少くともこれと並行して、財源措置は幾らするんだという考へを明確にしなければ、これは片手落ちなんです。このままでは、六千億の不足額だけでは全部地方団体の責任でやられてしまふ。できただけそういうふうなされてしまつて、そして残つた分の赤字だけめんどろ見てやろう、そういうふうなまことに冷酷な、不親切な法案になつてしまふ。従つてこの法案は、過去の赤字の処理という問題は第二次的であつて、むしろ二百億という一つのまんじゅうを与えて、みんながつがつしているから、その前におきますと、一生懸命になつて食おうとする。その中にはちゃんと麻酔薬が何が入つておつて、そして今年の財政をぎりぎり圧縮されるような計画を出せ、出したならば金を貸す、こういうことなんです。この二つの意味があるので、むしろ今後のいづゆる非常事態に処しての地方財政の猛烈な出血と節約、あるいは増税というものを目標とした法案であるといわれても仕方がないと思ひたい。

○川島島務大臣 私どもは北山さんのお考へのように考へておりません。一応過去の赤字をたな上げしまして、今非常に困つてゐる状態を解消することは一つのねらいであります。同時に長期の財政計画を立てさせまして財政の立て直しをやろう、こういうのであります。その財政計画を立てます際に、三十年代でもって若干の赤字が出

ることはあるいはやむを得ぬかもしれぬ、こういうことを財政部長からお答えをされているわけでありませう。六百億赤字が出るのだというこの計算の仕方では、私も北山さんとは意見が違ひますし、しかもそれを全部地方の出血によつて、もしくは増税によつてこれを解決する、そういうふうには考へておりません。

○北山委員 大臣はさう言うけれど、法案にちゃんと書いてある。第二條の三項の二号に、これによつて再建計画を出す団体は、第十二條の規定による地方債の償還を含めて、毎年度実質上歳入と歳出とが均衡を保つことを目標とする経費の削減計画を出せ、その目標とすれば金を貸してやらぬということなんです。だから三十年代、ある団体がその再建債を借りようと思へば、そういうことを内容として、こゝし黒字にしなくても、収支がとんとんになるような財政計画を作らなければならぬ。ところが財政計画と実態とは、全国的に見て六百億食い違いがあるから、個々の団体によつて違ひでございましょうが、相当額圧縮をするような計画を出さざるを得ないという結果になる。それでしよう大臣、おわかりですか。私の言うことがどうしてわからぬか。そういう結果になるじゃないですか。そういう計画を出せというのだから……。

○後藤政府委員 先ほどからたびたび申し上げておるのでありますが、これは毎年度であります。再建計画を七年立てます場合には、毎年度こういう計画を立ててもらひたい。しかし現実の事情としては、この財源措置が十分でないために、赤字の出ることも考へら

れますので、単年度として三十年代はやはり赤字の場合もあり得る、こういうふうな私どもとしては考へておるということでありませう。

○北山委員 それならばこういうふうには書かない方がよろしいのです。むしろこの第三項の初めに、「七年度以内に歳入と歳出との均衡が実質的に回復するように」と書いてある。ところがこの二号の方にありますと「毎年度」と書いてある。そこで政府は欲ばつてゐる。七年度に最終年度までに、とんとんになればいいという事を、この初めの方には書いておきながら、あとの方では、毎年度プラス、マイナスが一致するようなことを目標とする計画を出せ、こういつてゐるのですから、欲ばつてゐるじゃないかと思ひますが、私の解釈は邪推かどうか、重ねて一つ財政部長からお答えを願ひたい。

○後藤政府委員 どうもお考へ過ぎじゃないかと思ひますが、均衡を保つことを目標とするという言葉は、十分に読んでいただきたいのであります。これは収支均衡をどうしてもしなければいけない、こういうふうな私どもは考へてゐない、こういうことはしばしば申し上げた通りであります。

○北山委員 それではその点については、目標とするということは、やはり第二條第三項の初めの方の、七年度以内に収支の均衡が保つような計画であればよろしい、せいぜい努力はしてもいい、この程度である、こういうふうな解釈を了解いたします。

それでは次に進みますが、第二條の「昭和二十九年において、歳入が歳出に不足するため昭和三十年度の歳入

を繰り上げてこれに充て、又は実質上歳入が歳出に不足するため昭和二十九年に支払うべき債務の支払を昭和三十一年に繰り延べ、以下云々と書いてありますが、これはいわゆるただあるがままの赤字ということを認めるが、その債務の内容について、いろいろ計画を承認するのにおいて、債務によつては赤字として認めないというようないふことがございます。ただ、どんな原因による債務であろうとも、原因は問はず、とにかく昭和二十九年に於いてそういう結果が出てきておるものは、全部認める、こういう趣旨でございますか。

○後藤政府委員 債務の種類は別に考えません。ただ赤字起債にする場合に、十二条の二項にありますが、事業繰り越しの場合にだけ、ちよつと事業繰り越しの内容で赤字と称し得ないようなものもございますので、私もその点だけを検討いたします。しかし、その場合でも、債務の内容については全然触れないつもりでございます。

○北山委員 それでは次の二条ですが、「政令で定める日までに自治庁長官に申し出て」それから「指定する日現在により、」こういうふうに書いてありますが、これはどういう意味でしょうか。なぜこういうことをやるか。いつだって、団体が自分で再建計画を出しさえすればいいんじゃないかとも思うのですが、その理由について伺いたい。

○後藤政府委員 政令で定める日までというのは、この再建計画の申し出の一番最後の期間を言ふことと思っております。従つて、本年度は三十一年の三

月三十一日までということになります。それから、三十年度以降の赤字の団体については、翌年度の九月三十日までに出るわけでありまして、一応終期だけはつきりしよう、こういう意味であります。それから下の指定日というのでありますが、別に指定日を設ける必要はないんじゃないかという御意見もあるかと思いますが、これは基準日でありまして、いつを現在にして再建計画を立て、何年間で終るといふことにしたいと考えておりますので、基準の日をはつきりしておこうという意味であります。

○北山委員 それから進みまして、第二項の三号「前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの」とあるのです。この再建計画の中に入れるような会計について限定しておる規定ですが、国民健康保険の会計等はこれへ入る、こういうふうな考えているわけですね。国保会計の赤字などは、これによつて財源措置をされるか、こういう点を伺いたい。

○後藤政府委員 国民健康保険の特別会計を、この政令で定めるものというのは、予想しておるのであります。つまり、国民健康保険の会計は特別会計でございますから、その赤字はこの赤字の中に入らないという意味であります。ただ市町村によつては、一般会計から繰り出し金という格好、奨励金その他いろいろな格好で、繰り出し金を出しております。従つてその繰り出し金はどうするかという問題がござりますが、一般会計からの繰り出し金は、やはり赤字として考えたかどうか、こういう意見もありませんので、その実情を調べました上で、赤字の中に入れて

もいいんではないか、かように現在では考えております。

○北山委員 繰り出し金だけを認めるということとは、どういう趣旨でありましょうか。繰り出し金というのは、一般会計の中に入っているわけですか。繰り出し金の赤字というのは、どういう意味ですか。

○後藤政府委員 特別会計の赤字がござりますので、一般会計から繰り出しをするのであります。こちらの赤字を消しております。実際はそういう意味のこちらの赤字なんです。ところが、それではまかない切れぬものですから、一般会計から繰り出して補てんをしておる。その補てんしておるものは、ほんとは特別会計の赤字なんです。すけれども、しかし、それもやはり市町村のことでありますから、できれば一般会計の赤字の中に加へたらどうかと考えております。

○北山委員 そうすると一般会計の赤字計算の場合に、今の繰り出し金も算定の中に入れる、こういう趣旨と了解します。そうすると、ほとんどすべての繰り出し金が入るものと考えていいかどうか。赤字補填のための繰り出し金といつても、そうでない繰り出し金のじやないかと思う。元来国保会計に対する繰り出し金というものは、經常的な形で、団体によつてはやつておらないところもござりますが、大体一割、二割くらいはやつている。これが通例であります。そうすると、これは当然經常的にその会計にそれだけのマインナスがあるから補てんしているわけなんです。そうすると、一般的に特別に赤字の場合の繰り出し金だけを見る

のか、あるいはそういう一般的な繰り出し金について見るのか、私は区別がつかないじゃないかと思うのです。どつちかと云えば国保会計に対する繰り出し金を全部見るという建前の方がいいかと思いますが、いかがでしょう。

○後藤政府委員 繰り出し金の決算を見れば、私はどの会計にどれだけ繰り出し金を出したかということとはわかつておると思います。従つて国保会計だけの繰り出し金は、一般会計の赤字として考えたかどうかと考えております。他の公営企業会計等の赤字は別の問題であると私も考えております。

○北山委員 その繰り出し金以外の国保会計についてありますが、市町村の場合においては、国保会計の赤字が非常に大きな要素を占めていることは、御承知の通りである。ですからわれわれの希望というのか、当然の常識からするならば、金額においても全体から見れば、それはどの金額ではないから、国保会計は全部入れたらどうかと思うのですが、どうして国保会計は除くのであるか、それをお伺いしたい。

○後藤政府委員 特別会計といふのは、その会計だけで大体バランスを合せていくということになつてゐるので、一応特別会計を除いて、一般会計だけを考えたのであります。しかし特別会計と申しまして、いろいろござります。国民健康保険の赤字の事実も私も知っておりますので、その繰り出し金等については、特殊の取扱いをしたらどうか。それによるところの赤字も、市町村としては相当あるのであります。それだけ事業量が圧縮されてゐるということになりますから、私もどもとしては繰り出し金について考え

た方がいじやないか、こういうことを現在考えているわけでありまして。

○北山委員 国保会計の現在の赤字は、どれくらいになつておりますか。大体のところはわかりましたら、お知らせ願ひたい。

○後藤政府委員 ちよつと国民健康保険会計の赤字額をど忘れいたしましたので、あとからお答えをいたします。

○北山委員 暑いから無理もないと思うのですが、国保会計といふのは、ほかの特別会計とは違ひまして、いわば保健衛生の政策の一部であつて、たゞ便宜上特別会計をやつてゐるにすぎない。従つてその料金の徴収について、国民健康保険税という税によつて徴収する建前になつてゐる。ただ特別会計にしているといふことは、普通の公営企業などとは違つた性格を持つてゐる。しかも国民健康保険が運営について特に町村を圧迫しているわけでありまして、できるならばこの赤字についても再建促進の対象にすべきではないか。もちろんこの金額が非常に膨大であるといふことになればまた別になるであらうが、この点は赤字額についての数字等をお伺いの上で、あらためてまたお伺いしたいと思ひます。

それから第二條は、非常に長い文章であります。その再建計画は、大体七年以内ということになつておりますが、何かこれについてはめどがござりますか。

○後藤政府委員 再建計画は八年になつております。本年を合せて八年です。これを八年にするか、十年にするか、五年にするか、いろいろの意見がござります。五年から十年の間の意見

があるわけであり。従つてわれわれは最初七年、指定日の属する年度及びその後引き続く六年としておつたのでありますが、これを一年延ばして八年にいたしておるのではありません。従つてこれではできない団体もありはしないか、こういうこととおおねという言葉を使つたのであります。

○北山委員 それではその次の第二条の第三項の初めの三行目あたりの「第二号に掲げる事項については、財政の再建のため特に必要と認められる昭和二十九年度の赤字団体に限る。」というふうになつておるのですが、その二号の二というのは例の増税なのです。ね。この財政の再建のため特に必要と認められるのであるのですが、これはだれが認めるのですか。

○後藤政府委員 これは赤字団体自体が認めるという意味であります。

○北山委員 そうすると再建計画の中で、この団体が自主的にそういう必要があると認めて出した計画を自治庁としては承認するという趣旨だ、今の答弁はそういう趣旨だと解するわけであり。それでないと、当該の再建団体から計画を出して、増税の計画を出さない、ところが自治庁長官はお前の方は少し税金をよけいとつたらどうかというふうなことで計画を差し戻して増税させるような指導は絶対ならぬない、こういう趣旨に解してよろしうございませうか。

○後藤政府委員 御説の通りに考えております。

○北山委員 それからその次の行の「二財政の再建の基本方針」というのがあります。基本方針というのでありますから、その内容はたくさんあると思

うのでありますが、大体どのような内容を考えておられますか。

○後藤政府委員 まず第一に再建計画の期間であります。それから第二には実施の方針、これは歳入歳出にわたつての実施の方針、それから第三は再建の促進に関する方針、大まかにはこの三つくらいになると思ひます。こまかいほどいいのであります。将来の課題でありますので、そこまかくは書けないのではないかと、従つて大きな方針だけをここで述べて、最後の再建の促進に関する方針は、これは予算執行の方針でありますとか、機構簡素化の方針でありますとか、予算外の義務負担の規制の方針でありますとか、そういうふうなことを私も予想しております。

○北山委員 長い期間にわたる財政の基本方針を定めるのでありますから、非常に重要な事項であります。そこでその内容には、当然七年なり八年なりの間に人口もふえる、学校の生徒もふえる。学校も増築をしなければならぬ。こういうような計画も当然この基本方針の中に入ると了解してよろしうございませうか。

○後藤政府委員 長い間の計画でありますから、あまりこまかい方針でなく大筋だけを出しましてそうして何年度から黒字をどの程度出していく、そういうふうな計画でありまして再建計画自体もやはり大まかな投資的経費とか消費的経費、それを二つに割つたくらいの計画くらいしかできないのではないかと、さうに考えております。従つてそういう大きな方針を定め、大きな計画でもつて再建債を償還する計画を立てていくことにいたしたいと思ひます。

○北山委員 大きいことは差しつかえないでしょう。けれども少くとも各年度の予算の基本になる再建計画でありますから、少くとも実施に即したものでなければならぬと思ひます。実施を無視したような計画では何にもならない、従つて人口の増加に伴う行政費の増加というものは当然計画の積み上げた大きなところでは触れておらなくとも、少くともそのどこかの部分に触れておらなければこれは実施からずれてしまふわけですね。ただ何千万円とか何億円とか書いただけでは、これは全然行政の実質に触れない浮いた計画になると思ひます。従つてこの再建計画の中にそういうものは、今一例として学校の点をあげましたが、そういうものは当然触れて、内容として計画は出さなければならぬ、こう考えてよろしうございませうか。

○後藤政府委員 お説の通りに考えております。

○北山委員 そうすると現在府県、市町村いろいろな計画を持つておるわけであり。特に町村合併によつて新町村建設計画というものを提出するようになつておるといふか、町村合併促進法の中にある。しかもその計画たるや内閣総理大臣まで提出するといふように非常に大事な計画であり。従つて新町村建設計画を立てておる団体は、その計画の内容としておる数字はこの再建計画の中に考慮すべきものと考えますがどうですか。

○後藤政府委員 再建計画を立てました団体において町村合併等が行われておりました場合に、投資的な経費をどう見るかという御質問だろうと思ひます。

であり。これは一般財源をどの程度投資的経費に用いられるかどうか、こういう判断を基本的にしたのであります。従つて何年度は一般財源をどの程度投資的経費に振り向けるといふことを考えましてそれを基礎にした事業計画を立てておらう、こういうことになると思ひます。それから単独事業につきましても、これは起債の限度をやつてもらう、財源的な余裕があれば別であります。単独事業についてもやはり起債の限度で事業をしてもらう、こういうことにならざるを得ない、かように考えております。従つて起債の限度、一般財源の限度によつて合併の建設計画が行われる、かように考えておられて、当初に立てました建設計画がそのまま行われるのではな

いと私も考えております。

○北山委員 現実には今までも合併町村においてはそれぞれ建設計画を移行に移す場合に、もちろん財政の窮乏をしてこれを進行しておることは事実であります。けれども計画として財政再建計画が優先するかどうかという問題は、やはり重要問題であらうと思ひます。まずそういう計画を願ふこと、まず何年度は何億圓、何千万円であるといふことをきめてやれといふことになれば、新町村建設計画なるものは無意味なものになつてしまふ、そこで町村合併の立て元であるところの行政部長としては重大な関心を持たなければならぬと思ひますが、この点について行政部長はどうお考えになりますか。

○小林(興)政府委員 新町村建設計画はそれぞれの団体の財政力の許す範囲内です。一日も早く進行することはわれわれの念願しておるところであります。が、そういう団体が再建団体になればできるだけ再建団体の財政計画上新町村建設計画も十分に考慮されながらで上ることを、われわれは期待しておるわけでございます。

○北山委員 そうすると自治庁全体としてはその再建団体から出してくる再建計画を審査いたさなければならぬ立場でありますから、そこでその審査の際には再建団体においてももしも新町村合併建設計画を持つておる、その計画がこういうふうにあるのだから所要経費はこれこれであるとして再建計画の中に入れてきた場合にはこれを承認なさる、こういう趣旨に解釈してよろしうございませうか。

○小林(興)政府委員 財政再建計画とマツチした、その中に十分に盛り込まれた新町村建設計画で、財政再建計画としても適当なるものなら当然盛り込まれるべきだと思ひます。

○北山委員 財政部長の方からも伺ひたいし、この点は一般的な方針でありますから、長官からも明らかにしていただきたいと思ひますが、地方には単に町村建設計画のみならず、総合開発の計画であるとかあるいは積雪寒冷地帯振興計画であるとかたまたまあります。そういう計画とこの再建計画との関係はどうなるのであるか、自治庁としてはどういふふうに取り扱うつもりであるか。そんな計画がいくらあつたとしても、金がないのであるから、まずもつて財政上の再建計画を優先させて、あとはその範囲内で適当に認めるということであるか。これは非常に重要なことであるからお伺ひたい。

いしたい。

○後藤政府委員 新町村の建設計画と再建団体の再建計画とどちらが優先するかというところは、どちらが優先するといふのではなくて、やはり再建計画の範囲内において建設計画を優先的に考えていく。財政力とその点で調和して、どちらもうまく行くように考えていくということしかお答えができないのではないかと、かように考えております。

○北山委員 しかしこれは非常に政策的に見れば、重大な関係があるのです。この再建計画というものは、実質上経費を節約する計画なんです。単独事業でも何でも落してしまおう。今度の政府の財政計画の中にも単独事業を大幅に減らすように計画されておるし、公共事業も減らす。そうすると、事業を落すような計画になっておる。またこの再建計画もおそらく大幅な節約計画になると思う。そうしますと、せっかく町村合併の際には、新町村建設計画は作って出せと言ひ、そしてそれに對しては起債を許してやるの、補助金をくれるのというようなことを、ちゃんと促進法の中には書いてある。そういうことを明らかにまつ正面から矛盾をしてくるのではないかとと思ひますが、これについてやはりはつきりとした考え方の整理をしておかなければ地方としても納得がいけない。合併しても何もならないじゃないか。しかもその再建というものは、再建計画を出して節約するだけが唯一の方法ではない。政府の方でもしも財源措置をしてくれるならば、それも一つの方法なんです。それから、それだけが唯一の方法じゃないのです。そこで私はやはりこれは

単に今のようなお答えではどうも判り切れない。一つ方針として再建促進のために新町村合併計画は無視してもかまわないというならば、それでもよろしい。そういうようなはつきりしたお考えか、方針を聞きたい。

○後藤政府委員 再建団体であるからといって、私も新町村の建設計画を無視しないということをお願いしたのであります。

○北山委員 大臣はどうですか。

○川島国務大臣 再建計画と町村合併の関連性のお尋ねであります。私も町村合併をぜひ推進したいと思つておりますが、しかしながら町村合併のために財政の基礎が危うくなることは、これは避けなければならぬのであります。これは、財政計画の範囲内において町村合併を推進することが地方財政健全化のために必要だ、こう考えております。

○北山委員 それならば総合開発であるとか、雪寒地帯の振興法であるとか、そういうふうないろいろの計画があるのですが、そういうこともこの際、赤字団体に限って一つストップだ、まず再建だ、こういう方針ですか。

○後藤政府委員 新町村の建設計画以外に、おそらくおっしゃいますのは、補助事業じゃないかと思ひます。補助を伴う事業につきましては、これは十何条かに規定してあります。これは、これもやはり国の重大な施策の一環であります。ですから、できるだけやっていたさうな方法に、補助率の引き上げをして、できるだけ地方の負担を少なくするよううに考えております。できるだけ、そういう事業をやってもらうように計

画を作っていく、こういうふうな考えでおります。

○北山委員 どうも御答弁がいろいろ違ひのようですが、その計画の中には、職員の昇給等は普通に入れるような計画を立ててもよろしいかどうか、まあ赤字団体だから昇給もしばらくストップだということなことで、昇給は認めないような方針であるか、それも伺つておきたい。

○後藤政府委員 私どもとしては、給与費はどのくらいのものかを毎年見ていくかということだけきめまして、その年々に昇給するかしないかというところは、その年の予算の問題と考えております。従つて予算において昇給するかしないかを、その地方団体の判断すべきである、かように考えております。

○北山委員 しかしこの再建促進法によると、その団体の予算というものは計画によつて調整をしなければならぬと書いてある。だから計画と予算というものは大体一体になつておる。計画は計画だが、予算は別個に出すというわけには、考えとしてはそうなつてはならない趣旨になつておる。そういう規定があるはずだ。そうするとたまたまの財政部長のお答えは、どうも法案の規定と矛盾するのですが、それでいいのですか。

○後藤政府委員 再建計画自体は先ほど申しましたように、大きな項で消費的経費を二つ三つの項に分けたのであります。従つてその年に黒字を出するか、多少赤字が出るか、こういうことになると思ひます。従つてその場合に数字の表だけでは内容がわからぬのであります。数字の表につけて基本的な

方針をこまかくいろいろ出したわけであり。そのこまかく書いてある方針に従つてやらなければならぬ。しかし方針にないものは、私はその年度年度の予算においてやはり考えるべきことだ、かように考えるのであります。

○北山委員 しかしこの案によりまして、自治庁は審議して、承認をしたり、変更したりしなかつたり、あるいは変更したりするでしょう。そうするならば大まかな数字のやはり基礎というものが検討されると思ふのです。そういう場合も審査されるという立場でありますから、もしも地方団体が、その再建計画の中に昇給はこの程度に見えますといった場合に、それは昇給は相ならぬとして断るかどうか、その点を明らかにしてもらいたいです。

○後藤政府委員 その団体自体が昇給をする計画を、私も拒否するといふようなことはいたしたくないと考えております。

○北山委員 そうすると通常行われる受当なる昇給率というものは、その人件費において当然に認める、計画の承認の際には、十分そういうことは考えてやるというふうな了解をいたします。それからその再建計画の中では行政整理の計画は含まれるという御方針ですか。

○後藤政府委員 必ずしも含むことは要件ではないと考えております。

○北山委員 ところが昨日でしたか、政府は地方財政計画にもないような行政整理を期待して、この再建促進法において資金のワクをとつておられる。ですからやはりそういう再建計画の中

に、そういうものを出すということをお願いしておられるのじゃないか、こう思ふのですがいかがですか。

○後藤政府委員 これは個々の団体の財政構造によるのでございまして、個々の団体の財政構造の是正の方策として、個々の団体が考える、かように考えておられて、私もその場合に、個々の団体がそれぞれ判断をしてくだらう、かように考えております。

○北山委員 この点はその御答弁では私も信用できない。というのは、今地方団体のいろいろ財政診断、その調査を自治庁でしておるようでありまして、この際福岡県のような例のように、いろいろ診断をするわけです。従つて地方団体から再建計画を出してきただけに、お前の方では当然行政整理をやるべきであるにかかわらず、計画の中にはそれができない、だからこれを入らうということが起り得るかどうか、そんなことは考えていないのかどうか、その点をはつきりしていただきたい。

○後藤政府委員 再建計画の中で消費的経費を落さないで投資的経費を落してやることはあり得ると思ひます。それで団体がいいということであれば、それで認めていくし、別に消費的経費を落せというふうなやり直しをさせるようなことはいたしたくないと私は考えております。

○北山委員 そうしますと、今度のこの法案についておるいわゆる退職手当に見合う起債六十億というのはどれに見合うものであるか。たしかあのうちの一部というものは、財政計画上にもないようなものが今度六十億の中にあるわけですね。どうしてそんなことが

○後藤政府委員　言葉が足りなかった
のでありますが、一般会計の財源とし

別個の財源ということにしておるのであります。

○北山委員 使うか使わないかわからぬような財源でありましたならば、その

りました場合に、歳入のたとえば交付税でありますとか地方債の方の過大の見積りがない場合、それから義務的な経費の節約が過大でないというような

でもないか」といふ希望が中に出るのであります。そういう場合には、普通の団体と同じくらいの財政規模の団体、同じくらいの地勢の団体で、給与は高いか安い、人数が多いか少い

たい。

○後藤政府委員 それぞれの団体で考
えることでございまして、私どもは別

が、学校等における老朽校舎の修築であるとか、あるいは災害の復旧であるとか、そういうものは当然計画の中に入れて差しつかえない、やはり必要なそういう地方団体がやるべき仕事は、当然計画の中に入れるべきであると考えますが、それを承認なさるかどううか。

○後藤政府委員 お説のような場合には、お説の通りに考えております。

○北山委員 まだ五条までだと少しありますが、もしもほかの方があれば、私は少し休憩をいたしまして、水を飲んできたいと思えますから……

○後藤政府委員 さっきのことがわかりましたから……国民健康保険の赤字の見込み額は、二十八年度で四十九億であります。二十九年度はわかりません。市町村からの繰り出し金は二十五億であります。町村がそのうち二十二億、市が三億であります。

○大矢委員長 川村総議君。

○川村（總）委員 北山委員がしばらく休憩することですから、二、三の問題についてお尋ねしますが、長官も率直にお答え願いたいと思えます。まず第三条の問題について聞きたいのですが、前条第一項の規定による財政再建計画は昭和二十九年度の赤字団体の長が作成し、当該昭和二十九年度の赤字団体の議会の議決を経て、自治庁長官の承認を得なければならぬ。この場合において「云々と書きまして」「必要な条件を付け、又は変更を加えた上、当該財政再建計画を承認することができる」とありますが、この手順はこういうふうになるのですか。長が作成して、議会の議決を経て、それを長官に出し、長官がそのまま承認することもあるでしょうし、あるいは必要な条件をつけて、また変更を加えて承認することもある、こういうふうになるのですか。それでよろしゅうございませうか。

○後藤政府委員 順序はその通りであります。

○川村（總）委員 この議会の議決を経たものを自治庁長官が、まさかの場合には条件をつけて変更したりなどすることは、きのうもちょっと聞いたのですが、いわゆる自治権に対する干渉ではないかと思うのですが、その点について長官いかがでしょうか。

○川島國務大臣 この条文にもあります通り、「財政の再建が合理的に達成できるように」という文句があるのでございまして、せっかく再建計画を立て、歳入その他の点においてどういって、歳入不可能という場合には、これを變更させることは地方財政立て直しの上に必要だ、こう考えておられるわけでありす。私も、議会の議決を経て長官が提出しました再建計画を、これをみだりに變更する意思はないのでありますが、この法案の目的を達成させるため、必要やむを得ざる場合には、こういう処置をとるということをうたつてあるのではありません。それがために「再建が合理的に達成できるように」という文句を特に挿入したわけでありす。

○川村（總）委員 私が聞ききたいのは、地方の自治団体というものは、結局民主的な制度によって運営されている議会の議決したものは、おそらく知事であろうとだれであろうと、これはそのまま執行するのが当たり前だと思

うのです。国会できめたものを、それを総理大臣が勝手に變更してやるというようなことは、おそらく、あり得ないと同様に、地方自治体の議会がそれだけの権能によって議決したものを、知事たる長がこれに變更を加えることは一切できない。そのまま執行しなければならぬ。そういうものを自治庁長官が變更したり条件をつけて、こうしろというようになことを指図することは、許されるかという問題なんです。

○川島國務大臣 この法案の目的を達成するためには、自治庁において再建計画を検討して、とうてい実行不可能だという結論が出た場合には、これに修正を加えるということは、地方財政立て直しのため必要でありまして、その程度において修正を求めようというものでありまして、みだりに長が出したものを、これを勝手に修正するということのじやないのではありません。この程度のこととは、私はぜひ必要だと考えております。

○川村（總）委員 みだりにやらないとおっしゃるのですが、それは大小の問題ではないと私は思うのです。かりに議会の議決を経る前に、長が作った案を出して、それを自治庁の方で検討されて、そしてその案が地方の議会にかかるといふことなら、私はいわゆる議会制度の運営からいじやないかと思うのですが、地方の議会が議決したものを、長官が變更するなどということとは、大きくあろうと小さくあろうと問題ではないかと思うかがいかがです。

○川島國務大臣 たとい議会の議決を経て長が提出したものであっても、長期にわたって実行できないというので

は、地方財政の立て直しはできないのでありまして、私もが見まして、実行不可能なことと思うものに対して、これらの修正を求めるといふことは、地方財政を健全化するためには必要な処置だ。しかしこれをむやみにやろうというのじやないのではありません。それがために、特に今申し上げました通り再建が合理的に達成するためという条件をつけて、この条文にうたつておるわけでありす。

○川村（總）委員 これが法律となれば、長官がおっしゃっているようなことも、あるいは通用するかもしれませぬけれども、私は民主的な議会制度のあり方からして、こういう法案を作る根本的な考えにおいて、何かしら私には割り切れないものがあるわけですね。

また同じようなことでありますけれども、この第三条は、裏返しに今のようなことを考えて参ると、相当大きな問題をばらんでいられるように私は思われてならないのです。つまり今言つたようにこの問題は自治庁から天下りに干渉を招く結果になるおそれがある。

そういうようなものを多分に感ずるわけですが、長官とそれから長とが折衝され、そしていろいろ具体的に決定されるその地方財政問題というものは、非常に広汎にわたつてくるでしょう。また七年とか八年とか長期にわたるようなことを、自治庁と長との間で取りきめられて、地方にそれが押しつけられるということは、これは自治運営に対する弾力性、自主性というものを抑えつけていく結果になるのではないかと、こういうことをこの第三条に強く感ずるわけですね。昨日もちょっとお尋ねしたこと

なのですけれども、中央集権化することか官治制度の復活とかいうことが、こういうところに出てくるのじやないかと思うのですが、そういうことは少しも長官はお感じになりませんか。

○川島國務大臣 せっかく財政の立て直しをしようと思つても、実行不可能な案を立てたのでは意味がないのでありまして、私もが見まして、歳入の面におきましても合理的に実行ができるということをお示しして、ある程度の修正を求めるといふことは、これは赤字団体の財政立て直しには必要な事柄でありまして、この程度のことをやらぬまま認めるということではあります。ならば、結局計画は立てましたけれども長い間には基礎がぐずれまして、再び元のような赤字団体に陥るというおそれがあるのでありますから、こういう規定は私は必要だ、こう考えておるわけでありす。

○川村（總）委員 長官は今おっしゃつたような気持でこの再建案というものを考えておられると思ひますけれども、私がお尋ねしていることは一應議決をして上つてきたものに長官が變更を加えられる、あるいは条件がつけられる、そしてそれが地方の自治体に押しつけられる——押しつけるという言葉は氣に食わないかもしれませぬけれどもとにかく押しつけるのか天下りに行くとかという言葉を使えば使えぬのです。ところがその變更されたもの、条件がついたものに對しては地方の議会は何も参与しないのでしよう。そういうやり方、いわゆるその變更されたものについて地方の議会が何も策定に

あづからない、あるいは参与してない
ということが許されるかという問題、
そういう点を、たびたび申し上げま
すように干渉してないと言ひ得るか、あ
るいは官治制度の復活だと言われても
仕方がないのではないか、こう思うの
ですが、その点を私は聞いておるの
です。

○後藤政府委員 この条文の趣旨はこ
の節も申し上げましたが、たとえば歳
入の交付税とか地方債の財源を過度に
大きく見積る、歳出の方では義務的な
経費の過度の削減計画を立てた場合、
そういう場合にはおそらく議会はよく
おわかりになつていないのじやない
か、長の方でも見通しの問題でありま
すからおわかりにならない点があつ
て、誤まつてそういう計画を立てる場
合があり得るのであります。そういう
場合に修正をするか、一応承認をしな
いで返して、もう一度議決をやり直し
てもらつてまた来てもらうか、こうい
うことになるわけであります。しかし
とても望み得ないことを望んでおると
いうことがはつきりしておれば、返し
てからももう一度議決をしたり何かいた
しますと時間的な余裕がない場合もこ
ざいますし、非常にささいな修正の場
合もあり得るでしょうし、いろいろ手
続がめんどうなだけであつて、非常に
繁雑なことになりはしないか、こうい
う心配から必要な条件をつけたり変更
を加えたりして承認をしよう、こうい
う趣旨でこの条文は作つたのでありま
して、非常に大それたことまで考へて
われわれはこの条文を作つたわけでは
ございません。

○川村(總)委員 繁雑になるとかなら
ないとか、そこまで言う前に、私は問
題を提起して答弁を願つてゐるわけ
です。今財政部長が言われたような手続
もいろいろ考えられるのでありましょ
うけれども、私がさつきから言つてい
るに、地方自治の本旨というような
ことあるいは議会制度の運営というよ
うなことから、議院が議決したものを
変更するという事態に長官の干渉があ
るのじやないかということなんであり
ます。

もう一つ付随した問題になりますけ
れども、これは七年なら七年の見通し
を立てた計画を作るわけでしょう。そ
うなると、現在のいわゆる長が自治庁
と今のような格好でここに七年なら七
年の計画を作つて、途中において首長
の改選があつたりあるいは議員の改選
があつたりいたしますね、その場合新
しく選出された議員、首長は一体その
計画についてこれはどういふように出
てくるのですか。

○後藤政府委員 たとえば七年の計画
を立てました場合に、途中で議員が変
更されましたも、当初立てました計画
を守つて再建計画を実施してもらいた
いというふうには私も考へており
ます。

○川村(總)委員 そうなりますと結局
新しく選出された議院人というものの、
いわゆる公選されて出てきたところの
住民の代表の議院、首長というものは一
体どんな形に置かれておるか、われわ
れは想像して暗いような気持ちにならざ
るを得ない。ただ機械的に存在するに
すぎない、ロボットにしかすぎない、
こういう結果になるのじやないか、果
してその新しく選出された議院人が何
らの意思の表現もできないということ
は一体どんなものかと思ふのですが、

長官どうですか。

○川島國務大臣 それはこの問題だけ
でなく、すべての議会政治の一般論に
なるのでありまして、新しくできた議
院が前議院の決議したことを一切変更
できないという性質のものではありま
せん、これはこの問題だけではないの
でありまして、すべての議会政治の根
本の考え方でありまして、従ひまして議
院が変更されて、新しい議会において
従来の計画がいかにぬというなら、これ
は変更することもあり得るでしょう。
しかしそれではやはり財政の立て直し
はできないのでありますから、おそら
く地方財政の立て直しの見地から新し
く生まれた議会もこの計画を認めるの
じやないか、こういふふうには私も
想定し得るのでありますけれども、新
議会が従来の決定を一切くつがえすこ
とができないということとは、民主政治
の建前からいつてもあり得ないことと
あります。これは単にこの問題だけで
はありません。一般の議院の原則論に
なるわけであります。

○川村(總)委員 それではたとえば七
年間の計画を立てた、それによつて
に議院の選挙がある、新しい首長選挙
がある、その新しく出てきた議院がそ
の計画に対して変更するというような
議決をしてもよろしい、そういうこと
もあり得る、こういふふうには解釈して
いいですか。

○川島國務大臣 それは当然あり得
ます。

○北山委員 関連して。私も今の点は
非常に重大だと思ふのです。一応再建
計画を立て、再建団体となつてそのコ
ースを歩いてきておる団体が、首長選

挙あるいは議会選挙をやる、そのとき
に選挙のスローガンというか、公約は
一体何になるかという点、結局私は再
建計画を忠実に実行するということ
選挙に出るよりほかはないのじやない
のですか。それ以外の選挙公約とい
うのはないのじやないですか。そうす
ると結局その期間七年間、八年間とい
うのは、その団体には何も自主性がな
くなつておるといふことを要からそれ
が示しておるのだ、こう言わざるを得
ないのです。これは非常に重大なこと
であります。それでけつこうかどう
か。むしろそこまで行くならば、その
再建計画を実施期間中はもう選挙をや
らないという方が端的じやないか、お
かしい話です。

○後藤政府委員 私の先ほど申し上げ
たのがちよつと變なふうにとられてお
るようでございますが、先ほど申し上げ
たのは最初に立てた計画を七年なら
七年やつてもらいたいということをも
上げたのであります。しかし議院が
變つた場合は、三項にもございます
ように計画変更の場合もあり得るので
ありますから、事情が變つたりした場
合にはやはり変更の承認を得てもら
たい。しかし、なるべくならば最初に
立てた計画をそのまま実施してもら
たい、こういふふうには私も考へて
おるのであります。

○北山委員 関連して。変更もあり得
るといふ長官のお話であり、財政部長
のお話でもあるが、しかしその変更と
いうものは自主性のない変更なんで
す。一応再建団体としてのワクの中へ
突つ込まれた以上は、その団体が変更
しようとしても、それは勝手に変更は
できない。必ず自治庁長官の承認を得

なければその計画の変更はできないで
しょう。もしも勝手に変更すれば、あ
とで制裁を受けるでしょう。起債の許
可をしないとか、そういうような制裁
を受けるから、結局その団体としては
その変更が政府から認められるかどう
かわからないのですから、結局新しく
出てくる首長にして、議会にして、私
は今まで考へておる再建計画を今後
また四年間忠実に実施いたしますとい
うことを選挙演説でぶつて選挙をやる
ことになる。これで団体の自主的な性
格というものが一体守られるか、ここ
に私は重大な問題があると思ふので
す。ここで決定して地方団体を禁治産
者、禁治産者のような格好にするな
らば、むしろ選挙などやめてしまつた
方がいい。ナンセンスである。これに
ついてどうお考えですか。

○川島國務大臣 これは先ほど申し
上げた通り、議会政治の根本の問題で
あります。議院が變れば当然違つた
意思の決定があり得るわけであります
から、そこで変更もできると言ひて
あるのであります。議院が變つた場
合に何でもかんでも前の議院の、ある
いは前の長が決定した再建計画をや
らなければならぬという性質のものでは
ありません。これは議会政治の通則な
んですから、そういう疑念はちつとも
起らぬわけであります。

○川村(總)委員 長官はさういふお
言葉でありますけれども、きのうもち
よつと申し上げましたように、この条
文は憲法違反の疑いがあるとか、中央
集権化するきざしになるんだといふ
うなことをいろいろ言われる原因に
なつてゐる条文ではないか。今私たちが
が申し上げましたような角度から検討

して考えていきますと、そういうことになるんだとわれわれは申し立てるのですが、そういうことは絶対ないのかという点についてもう一ぺん長官から明らかにしていただきたい。

○川島國務大臣 これは、もうきわめてはつきりしておりまして、新しい議案が違つた意思の決定をすれば、それはそれとしてまた生きているのでありますから、前議案が立てた長期にわたる再建計画に意見がいられないということとはないのであります、これは前も申し上げました通り議会政治の根本の考え方でありますから、その点は御懸念の必要はないと私は考えます。

○北山委員 変更はできると言われるのですけれども、その変更が実際に変更できるかどうかというところは、政府が認めるかどうかという立場に置かれているのです。従つて市長選挙なら市長選挙に立候補した候補者は、私はこうやりまうといつて変更できるかもしれないが、その公約を履行するということは住民に対してできないのです。政府の承認を得たならば私はこうやりますという格好になつてしまふ。それがすなわち根本的に議会並びに市長というものを、団体そのものをそういう不自由な状態に置いておる。その団体がもはやこの再建計画の縛りにあつた以上は、政府の承認がなければ、もう新しい首長であらうが、議会であらうが勝手な変更はできないということなんです。変更してもそれを認めてもらわなければそれは変更にならないでしよう。そういう不自由な状態に置かれる、それだけは認めざるを得ないと思うのですが、どうですか。

○後藤政府委員 最初の計画のときに承認を受けたのでありますから、計画変更のときにもやはり承認を受けるということは当然だと思ひます。従つてその場合に強固されるとかいうような問題ではなくて、やはり当初の計画と内容の違つた計画になるでしょう。しかしやはり当初に受けたものでありますから、それを変更する場合にはやはり同じ手続をとるのが自然ではないか、かように考えておるのであります。

○川村(維)委員 どうしても納得がいかないのです。これはどうしても自治の本旨を乱しておる。長官の方が自治権に干渉される条文だ、こういうふうな思ひ方にならないうのです。それからもう一つ、これは同じ三条あるいは前の二条に關係すると思ひますが、お聞きしておきたいと思ひます。きのう私は、その一つの例として、教育委員会、教育制度の問題をちょっとお聞きしたわけでありましたが、長官は教育委員会制度の趣旨、本旨などは御承知の通りであります。教育委員会は御承知の通りであります。教育委員会というものは、結局地方議会においても予算の二重権とも申しますか、原案送付権というものが認められておる。いわゆる一般の行政から独立した性格を持つており、非常に大きな自主性が与えられておる。ほかの委員会と違つて、この教育委員会において予算についての原案送付権を持ち、一般の行政から独立したところの教育制度を受け持つておるものである。これについては長官は異存はないと思ひますが、いかがでありますか。

○川島國務大臣 昨日御答弁申し上げた通りであります。教育委員会制度の根本には触れておりません。

○川村(維)委員 そうすると、この二条の財政再建計画を作る場合に、教育委員会は教育に関する予算というものが、その委員会の持つておる意見というものが一体どういうふうにして現われるものであるか、その点を一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○川島國務大臣 地方団体が立てます再建計画というものは、ごく大まかのものであります。給与、消費的経費、投資的経費というふうな、ごく数項に分つたものだけを歳出面において掲げてもらへばよいのであります。その範囲内でもつて運営をしていくのであります。あとは長官が長官なりと教育委員会との話し合いによるわけでありまう。私も、教育委員会の内容にまで立ち入つて、教育費を削減しろとかふやせとかいうようなことは實際要求してはおらぬのであります。

○川村(維)委員 いや、私の今聞いておるのには、長官が云々するということ意味が持つておるところの予算の送付権であるとか、そういうようなものは、この再建計画を作るときに、しかも七年の長きにわたつて長期計画を作る場合には、一体教育委員会というものはどういう形においてその発言が保障されておるのか、あるいはその策定に當つて参与する機会があるのか、そういうことをお聞きしておるのです。

○後藤政府委員 再建団体になりましても、教育委員会は従来通り予算の見積書を作成するわけでありまう。従つて予算の原案送付権を持つておるのでありますから、私もこの規定によつて教育委員会の方を制約するというやうなことはならないと考へております。

○川村(維)委員 そういうやうな計画を作るときに、委員会なら委員会が長と協議して再建計画を作るといふやうなことがもしもしたつたおつたとするならば、私が今言つておるやうな心配はないのです。ところがこのままではいふたならば、長は自分で勝手に作ることができ、そういうやうな場合にいわゆる委員会を持つておる権限といふものは無視されるのじゃないかと、かように考へるのですが、財政部長はどうですか。

○後藤政府委員 これは同じ県の中の行政委員会でございますから、そういう場合に、協議しろとかなんとかいうやうなこまかい規定を入れなくても事實上話し合ひはできるだらう、こういう意味で除いたのであります。事実上話し合ひはありますし、全然無視して再建計画ができるものではない、かように考へたのであります。

○川村(維)委員 三条の場合を考へてみると、結局これは長官の問題に少し關係してくるのですが、長の出した計画に長官の方で必要な条件をつける、変更を加える、そういう場合に、長官がいふも言つておられるように、科学的根據はないんですけれども、委員会の存在が教育費を膨張させている、あるいは給与費が高いというやうなことが常に頭の中に入つておる。今日までいろいろ言葉は交つておりますけれども、そういうお考えが入つていくなると、必要な条件をつけたり変更するやうな場合に、それが出てくるんじゃないか。教育関係について、委員会が出されたところのやうな計画について、長官の干渉というやうな形になつて現われてくるんじゃないかといふことを、二条を考へたり三条を考へたりして思ひざるを得ないので、長官のこの点についての御見解を承わりたい。

○川島國務大臣 私どもはかりに条件をつけ、変更を加へたいといふことがありまして、特に教育費が高いとかどうかといふことを言うつもりはないのであります。歳入の面におきまして、将来の見通しとして過大に見積つて、当然必要な義務的経費を落したつて、実行不可能に陥らせるやうな場合のことを想定してこの条文をつけたのであります。むしろ今のお考えは逆であります。教育費などは義務的経費であります。これを過小に見積つるやうな場合は是正を求めるといふ方が、むしろ強く打ち出されておるわけでありまして、一々教育費その他の内容についてこまかく指示するという考へは毛頭ないものであります。

○川村(維)委員 委員会の立場から言つと、長官の今の答弁は大へんありがたいと思ひます。財政部長にお伺ひいたしますが、第三条の中にあります再建計画に必要な条件といふのは、大体どういふやうなものを具体的に想定されておるのですか。

○後藤政府委員 先ほど申しましたやうに歳入と歳出で、地方団体ではわからない、つまり節減計画と見積り等がございまして、これに變更といふことになりまうが、単にわれわれと見解を異にするやうな場合には、こういうこともあり得る、こういう場合に

はこうした方がいだろう、こういうような意味の条件をつけた。特殊な場合に限りてありますが、そういうふうと考えております。

○川村(總)委員 私共のうそのうの点をちょっとお尋ねしたときに、財政部長は、委員会との問題は第八條だとおっしゃった。後に第八條の問題あるいは第二十一條の問題等でもう一ぺんお聞きしなければならぬと思うのです、とにかく今お話を聞いておきまして、私が長官にここで申し上げておきたいことは、結局第二條や第三條の条文から見ても、また現実に地方の長と委員会との関係、特に財政がどういふふうにして取り行われているか、予算がどうして組まれているかというところを知れば、今私が心配しているような点が非常に多い。そういう点が出てくるというように、強く考えられるのです。そこでそういうことがぜひないようにしていただかねばならぬと思うのですけれども、現実にはそういう点が起きてくると、結局委員会の権限に、言葉では触れておりませんが、実質的には圧迫していく、あるいは干渉の形になって出てくる。ところが今申しましたようなきらいはないかということをお尋ねしたのでありますが、長官のお言葉では心配がないように聞えるのでございませうけれども、どうもそういう危険のなきないかと思うのです。そういう点を御考慮おき願いたいと思っております。今の問題については後ほどまたお聞きする機会があるかと思うのですが、要するに私がこの第三條等について強く考えることは、当初に申し上げましたように、議会との関係を考えてみても、今の委員会の持つて

いる権限というものが、そのまま自主性が尊重されないという形になって出てくるならば、結局自治庁長官の地方自治に対する干渉だといわれても、あるいは自治政治の復活だといわれても、憲法違反の疑いがあるといわれても、憲法違反の疑いがあるといわれても、やむを得ないのじゃないかと思う。そこで第三條のごときは非常にそういう問題をかもしやすい、そういう方向に行きやすい、こういうことを考えている、こう申し上げておきたいのです。その点についてもう一ぺんお考えを承わりたい。

○川島國務大臣 第三條に関連して、主として教育委員会のことを取り上げられて御議論になっているようでありませうけれども、教育委員会の原案送付権あるいは二重予算につきましては、世間でもいろいろ議論があるところでありませう。この法案作成の際にも一応これを研究いたしましたのでありますが、教育委員会の性格上、また現在の教育委員会の規定も尊重いたしまして、そういう点に一切触れないでおこうという点になったわけでありませうから、御心配のような点は一切ないのであります。こういうふうな私どもははつきり考えておるわけでありませう。

○北山委員 先ほどの再建計画の承認と、それから要するに再建団体になったことによつてそれ以後長い間、八年間というふうな長い間その団体が自主性のない立場に置かれるという問題は、この法案の非常に重大なミステークだと私は思ふのであります。先ほどからだいお申し上げましたが、再建団体の、たとえば市町村長の選挙があつた場合に、私は個人的に考えると、そう

がしない。首長選挙に出るような気が持たないです。かりに出たとしても、私がそういう再建団体の首長選挙に候補者となつて出た場合に何を言ふかといへば、私は今回首長になりたいたから一つよろしく願ひします、政策等については、御承知の通り再建計画がございませうからそれをこらへ下さい、こゝう言うよりほかかないじゃないですか。大臣はどのようにお考えですか。それで民主政治になりますか。

○川島國務大臣 北山さんのお話は少し思い過ぎじゃないかと思うのであります。知事にしても、市長にしても、仕事はそれだけではないのでありまして、また再建計画の範囲におきましていろいろな運営の仕方があるのでありますから、そう極端に、もう再建計画をすれば選挙の必要はないのだというふうには、どういふ私ども考えられないわけでありませう。

○北山委員 それは一部の事業、継続事業であるとか、そういう長期計画の部分のなものであるならば、差しつかへはないのです。けれども財政再建計画というものは、ほとんど全部の財政に及んでるんですよ。従つてどんな事業でも、その金の伴わないものはほとんどないでしよう。そういうことが何年か先まできつときまつておるのであります。そうするならば、それに従わないということは、その首長候補者としてできないはずなんです。計画にはこうなつておりますが、私はこうやりますという公約は絶対にできません。なぜならば、それは自治庁長官の承認を得なければ、そういうことは約束できない。もし私が首長候補者に出る、そういう場合になるならば、まずあらかじ

め川島さんのところに伺つて、私はこういう公約をしたいと思うが、もし出たときにそれを承認してくれるかというのを事前に打ち合せをした上で、実はこの選挙に自分はこういう政策をやりたいと思うが、この点についてはすでに長官とも連絡済みだからというふうなことも言わなければ約束はできないでしよう。問題はそれで民主政治ができるかというんです。それだけその再建団体となつた団体は長い間拘束を受け、準禁治産者のように金縛りの立場に立たされるという苦痛がある。この変更についても承認を受けなければならぬのです。災害等緊急の場合においてそういう特別な経費が出た場合においても、これはあらかじめ承認を受けろ、受けられなかつたならばその事後にすみやかにその事業の承認を受けろと書いてある。そういうことならば団体の自主性がなくなります。一部の事業じゃない、財政全体ののによつて縛られた団体にどんな自主性があるんだ。選挙なんてナンセンスだ。そういうことでこの法案が地方自治の本旨を侵害してないということが言えるかどうか、はつきりとお答えを願ひます。

○後藤政府委員 北山先生は再建計画の内容をよく御存じだと思ふのであります。再建計画を長期に立てます場合には、たとえば投資的経費で申しまゝと、投資的経費は大体この程度の規模でやる、その場合に一般財源はこの程度でやるということしか当初にきめないのではありません。従つてその内容は毎年度きめていくのでありまして、その投資的経費が道路に使われるか、河

川に使われるか、あるいは港湾に使われるかといふことは毎年度予算できまつていくのであります。従つて私は、首長になられた場合でもやはり道路でなくて河川に使うんだ、こういうことは考えられると思ひます。

それから単独事業にしても、起債の額がたとえば五百万円なら五百万円を予定されておつても、その五百万円は必ずきまつたように使うという計画ではないのであります。従つてその使用方はその首長自体、または議会と首長との間の話し合ひできまることであるから、個々の年度のやり方につきましてはやはり首長及び議会の関与する点が相当あり、その発意に基く点かといふところで、何年度は何をやるといふ計画はできるものではない。また今まで再建計画を立てておるところで、そういう計画をやつたところではございません。従つてその範囲で相当力をふるい得るところの余地があるので、自治権をそう縮小されたものとは考えていないのであります。

○北山委員 しかし少くともかりに投資的経費とかそういう経費の使い方がけじめがない。税収の問題もある。増税の問題もある。従つて税の増収計画といふものが増税といふふうなこの再建計画にきまつておれば、あとにきた団体の首長、議会はどのようにしようがないのです。それを勝手に変更することではできないでしよう。それだけ自主性が侵害されている。それから経費の面においても、先ほど私は個人的に学校の経費だとか、あるいは町村建設計画だとか、そういうふうなものがやはり見込まれるのかどうかといふことを念

○小林(興)政務委員　いろいろな例との比較でござりますが、ともかくもこの例と再建整備の適用を受けるか、受けぬかきめるのは、それは自主的にきめる。自主的にきめるのは、そもそもけしからぬじゃないかというお話があるかもしれないが、もともとそうした大きな赤字を背負い込んで、そのままでおつていいのかどうか。そのままの形で、火だるまのまのようになつて、赤字を大きくしていただくのが、地方自治の本旨に適合していただくのか。そういうことではないのであります、やはりすみやかに財政の

○小村(興)政府委員　売春との比較はちよつと私も差し控えたいと思います。が、先ほど申しました通り、自治団体が過去の累積した赤字を解消して財政の健全性を確保するために、こういう特殊の措置をとることもやむを得ないというためにやるのでありまして、これによつて全く身動きがならぬようなものにすることは、もちろんすべきにやないと思いますが、結局この程度の総ワクの範囲内において、どうしても赤字を解消し、健全性を回復するため

私の考えにどこに間違いがあるか。
○小林(興)政府委員 おやじのかいしよといふことも問題になり得ると思いますが、子供も考えてもらいたい、こういうことであります。一から百までおやじのもとにおいて、それこそ自主的な能力のない赤子が全くおやじの扶育を受けている場合ならば、全部おやじの責任であらうと思います。そうでもない限りは、自治団体においても考えるべきものは考えてもらう、こういうことは当然あり得る——あり得るどころじゃなしに、そういう方向にものを考えていくべきものだろうと思います。これによっておやじの責任を全く回避しているというわけではないの

が、ほんとうに任意性なんだから、おそらく地方団体が財政に苦しめば任意的にこれをやつちまうおそれが非常に出てくるということです。そうすると、従来の説明によると——これは必須条件ではないという説明が、この前の質問に對してありました。ところがこれは必須条件ではない、任意条件であると言いながら、終局において必須条件になってしまう、こういうように考えているわけです。そうすると、地方団体が任意的に必要と認める団体になればいいということとは、結局は、自治庁が特に必要と認める団体に終局的にはなってくるというように解釈するのですが、どうですか。

ます。そうした内容の問題じゃないです。法的ないろいろな矛盾に対して磨いて、法にしたいと思うのです。もちろん問いたしと思うのです。もう一つのわれわれとしては、こういう再建のために地方住民に税の負担を増加させるということに対して、基本的には反対をいたしておるわけでありますが、この第二條第三項第二号ですか、これは古体経費の節減と、それから税の徴収や増徴を上げるということと、滞納にかゝるものの徴収の計画を立てる、もう一つは普通税の税率をさらにこえて課税し得るということと、地方税法の第四條第三項及び第五條第三項に規定する普通税を課すことができる、こういうふうになっておつて、しかも二条の一

項の末尾では、「第二号二に掲げる事項については、財政の再建のため特に必要と認められる昭和二十九年の赤字団体に限り」というふうな限定がなされておられる。ここで問題になりますのは、地方税法の第四條並びに第五條では、都道府県と市町村は「前項に掲げるものを除くほか、別に税目を通じて、普通税を課することができ」と規定してあるわけですが、これはいわゆる赤字団体であらうとも、あるいは健全な財政を持った団体であらうとも、あるいは今度の再建法に基いて再建団体にならうといふにかかわらず、やはり別個に項目を設けることができる」と規定してあるわけですが、なかかわらず、今度こゝでは再建団体のみ、第二号の二に限定しようということになり、今度はこの規定が赤字団体のみに限定されたという法的な矛盾が生じてくると思ひますが、この点はどうですか。

○後藤政府委員 私どもはそういうふうな考へておられません。地方税法で法定外普通税を起せるわけでありまして、普通税は一般に許されている、かように考へております。ただ、先ほど申し上げましたように、この規定につきましては過去にいろいろな経緯がございますので、それをほつきりさせるためにここに入れまして、そうして一応ただし書きをつけて、必ずしもやらないでよろしい、必要であるかないかというところは赤字団体の任意にきめてよい、こういうふうにしたわけであり

○加賀田委員 私は増税することに賛成してこの意見を言っているのではないのですが、今言ふ通りに、地方税法の四條、五條で、今指摘したように別個の税目を起すことができることになっているわけですが、ところがこの第二條の三項におきまして、赤字団体に限り」と規定してある。赤字団体だけこの地方税法の四條三項あるいは五條三項に基いて普通税を課することができると問題でございまして、そういういたしますと、今申し上げたような逆論も起つてくる。今度は黒字団体が、もし犬に税金をかけることを議会において妥協だと考へた、ねこもねずみもかけることが妥協だと考へた——しかもこれをずつと見ますと、再建団体に限り」と規定されてしまつた。こういうことが起つてくると思ひますが、法的解釈はどうですか。

○後藤政府委員 先ほど申しましたように再建に必要な具体的措置でありまして、増収の計画があるかないかというものが問題であります。これはあつてもなくてもよいということでありまして、一応必須の条件にはしてあります。これは赤字団体自体で判断してよろしい、こういうことにしておりました。税法の方の規定と決して矛盾するものではないと思ひます。

○加賀田委員 大体自治庁の方では四つにわたる財政再建の基本方針を明示してある。しかも任意で、絶対の必須条件ではない、特に再建団体に限り」ということで了解するように、そういう意図で出したと思ひます。しかしこの法案を見ますと、そういう事態が生れてくると思ひます。だからそれを明確にしておらなければならぬと思ひます。もしそういうことでなくして、この四つにわたる基本方針というものが明示されたとするならば、第三項の二号二に対して赤字団体に限り」と規定する必要もないと思ひます。もしそういうことが必須条件でないのならば、最後にこれ以上方法がないという意味でこれも含めてよいというならば、もつと書きようがあると思ひます。道にこれだけ切り離して考へてみますと、そういうことが論理的に法的な根拠から成り立つてくると思ひます。そういう意味で明確にしておらなければ、将来、たとえば赤字団体で、しかも再建団体になることを拒んだときに、たとえば地方住民に犬の税

金でもかけようというときに、二号二によつて限られてゐるから赤字団体しかできないというふうな問題が逆に起ると思ひます。

○後藤政府委員 私どもとしては、先ほどから申しますように、再建計画に必要な措置というものをここに並べたわけでありまして、税が起せるか起せないかというものは、別な法律がちゃんとありますから、起せるのであります。起すか起さないかはその団体の判断にまかせ、一応必須条件とはするけれども、その判断をやるかやらないかは、やはり二十九年の赤字団体が必須であるかどうかをきめたらよろしい、こういうようにして、一応の必須条件にはしておきますけれども、それをただし書きで一応は起しておるのではありません。やればもちろんやつていいのであります。やらないやつていい、こういう意味でありまして、私は税法とはそれ自体として決して矛盾しない、かように考へております。

○大矢委員長 私からもちよつとお尋ねしますが、今こゝ言つてゐるのです。赤字団体に限り」とあるから、せつかくこの規定があるのにはできないじゃないか、そういう解釈ができる。赤字団体に限り」というこのことによつて、せつかく税法にありながら他の団体にできないような解釈ができる、そういうことを尋ねてゐるのです。それに対してちよつとも答弁がない。

○後藤政府委員 三項の冒頭に、財政再建計画は次の各号に掲げる事項について定める、こういうふうに書いてあります。従つて財政再建計画の具体的な内容を次に示して、そして再建計画の内容について、必ずしも必須の条件でないというたし書きが書いてあるのではありません。税が起せるか起せないかということはこの項は言つておるのではないのであります。

○加賀田委員 これは赤字団体に再建団体とならうとするものはいくつ計画を立てる、しかもその計画の基本方針としてはこの四つの項目に基いてやつてもらいたい、こういうことなんです。「次の各号に掲げる事項について定めるものとする。」とあつて、四つを定めてもらいたい。「ただし、第二号二に掲げる事項については、財政の再建のため特に必要と認められる昭和二十九年の赤字団体に限り」となつてゐるのです。しかしこの限るといふことは、もちろんこのことは二十九年の赤字団体であるから、再建団体となるために計画を立てるわけですから、そこに特にこれを限られたということ、やはり地方財政法との関連性があるからこそ、私はその問題が掲げられたものだと思ひます。再建団体に限らうとして計画を立てる、大体その基本方針は四つだ、しかもその四つの中で、最後の二だけは赤字団体に限り」となつてゐるのです。赤字団体だからこゝの四つの項目に基いて再建計画を立てる、しかもそれが最後の二だけでは赤字団体に限り」といふば、それ以外のものも規定しておるのだと思ひます。そうでなければ法的解釈が成り立たないと思ひます。

○後藤政府委員 財政再建計画は次の各号の要件を必要とする、ただし必要と認められるところの赤字団体は法定外普通税を起す計画を入れてもよろしい、こういうふうな考へたのであります。それを法律的に書きますと、こういうこ

とになったのであります。

○加賀田委員 どうもおかしいです。ね。地方税法の四条三項あるいは五三項は、赤字団体であろうとなかろうと、これはやはり自主的に起せることになってゐるのです。それにもかかわらず、それをあらためて基本方針の中に起せと命令してゐるわけです。そこに法的な矛盾が起つてゐるのです。

○後藤政府委員 地方税法はすべての団体が法定外普通税を起せることを規定してございます。赤字団体のうちで必要と認められる団体は法定外を起す旨を計画の中に盛りなければならぬ、こういうふうな趣旨でここに入れておるのであります。

○加賀田委員 盛らなければならぬといふことはよくわかるのです。しかしその規定は、やはり赤字団体で再建を行おうとする団体がそうするのでしよう。全部四つをやれといふことにならなければならぬ。そうして新しく税を起すのは赤字団体だけとなつてしまつてゐる。そうすると、他の方はもう起してはいけないという逆説が起きてくる、そういう問題が起つてきます。もちろん私は起すことを賛成しているわけではないですが、(起す起さないといふことは一つも書いてないよ)と呼ぶ者あり(起すといふことは赤字団体に限ると書いてある)。

○後藤政府委員 税を取るとか取れといふことではなくて、増収計画を計画の中に入れて、ただし入れる団体は必要と認められる赤字団体だけに限るのだ、こういうふうな私どもは考えまして、こういう規定を作つたのであります。少し条文の書き方が下手だったかもしれないけれども、そういう趣旨

であります。

○北山委員 関連質問。今大体そういう御説明でしたが、そういうような御説明にしても、なぜ二十九年度の赤字団体だけに限るのか、今後の赤字団体は含まないといふのか。三十九年度以降の赤字団体は含まないといふ意味ですか、それはなぜであるか伺いたい。

○後藤政府委員 二条の中で、再建計画の策定をする団体は二十九年度の赤字団体といふふうになつておりまして、二十九年度の赤字団体といふのは、こういう団体を言うのだといふふうの第一項があるのであります。その第一項の規定を受けて、そういう団体が再建計画を定める場合には次に掲げる事項を定めなければならぬ、定めるものとすといふふうに書いてありまして、ただ、税の増収計画に關することだけは必要と認められる赤字団体だけが考へてよろしいのだ、こういう趣旨であります。

○五島委員 二条の口なんですが、その徴収成績を通常の成績以上に高めるための計画及びその実施の要領を計画しなければならぬ。そうすると、法はいかなる成績を要求しているかといふことですね。それからハのところが、滞納金の徴収計画をせよといふのが、滞納に対するいかなる徴収計画を法は要求しているかといふことです。

○後藤政府委員 基準財政収入を基礎としたいいわゆる標準収入を基礎としたしまして、その全国的な平均徴収率を口の方では考へております。これは個々の税目につきましてはいろいろありまうが、全体として、やはり全国的な

平均徴収率をわれわれは考へております。

それからハの方は、これは滞納税額の総額の大抵四〇%以上であればよろしい、こういうふうに考へております。

○五島委員 そうすると、従来赤字団体となる団体が標準徴収率以上に取つていた場合は、もつともつとそれを要求される法の精神ですか。

○後藤政府委員 赤字団体は大体において税の滞納が多いのであります。かりにそういう団体がありませんとすれば、この条件にははまると考へております。

○五島委員 そうするとこの項目は、北山委員の質問の中にもあつたと思うが、非常に地方団体の運営のまずさがあつて、五百八十六億のうちの二百億程度を政府が措置しよう、あとは地方団体のまずさ等々もあるといふようなことで、地方団体の運営のまずさといふような要件も非常に含まれてゐるのだらうと思ふけれども、この計画がなされる、それは口にしても、ハにしても任意規定だ、必須要件でないと言われる。この二条の二にしても、すべて住民に負担がかかってくるわけですね。首長の運営のまずさ、執行部の運営のまずさ、あるいは議会の運営のまずさがあつた、あるいは仮定しても、このまずさを住民に負担させるというふうな内容がある。従つてその財政計画そのものは、この条文のそれぞれの項目から見ると、何だか住民に直接負担をかける、さつき親子問題が出たのですけれども、おれたちは少しも責任がないんだぞ、住民から取り立てて、そうして収入と支出のバランスをとつていけるというふうな条文になつてゐるのです。

が、ならないのですか。

○後藤政府委員 私どもが考へますのに、税の徴収成績がたとえば五〇%であつたという場合に、やはりすでに税を納めた人たちの均衡上税の徴収を上げてもらいたい、こういうことではあります。従つてそういう意味で、そういふことでは、自治体のいろいろな増加にはならない、かように考へております。

それからもう一つ首長のやり方が悪かつたから税を納めなかつたのだ、こういうふうな問題がかりにあるといふしますれば、これは再建計画を立ててやるかやらないかといふ問題に私はなるだらうと思ひます。従つてそういう団体はそういうところに問題があるものでありまして、やるといふ態度をきめたい以上は、やはりこういう計画を立ててもらいたい、こういうのがこの規定の趣旨であります。

○五島委員 四項についてこの前の委員会では質問をしましたが、さつき川村さんの質問では承認という字句の要点であつた。ところがこの二条の四項には、今度は勧告といふことが書いてある。この法律の説明の要旨は徹頭徹尾任意性であり、自由であり、そうして合理的に財政計画を行うのだと筋を通して説明されてゐる。ところがここに赤字団体で赤字団体の申し出をしないところには勧告するのだといふような字句が書いてある。そうすると、承認といふ、勧告といふ、非常にまぎらわしいように思ふわけです。この前ちよつとこの勧告の問題について質問をしておいたのですが、任意性、自由性の上からこういう勧告という言葉を使つてはならないのかといふことでは、勧告する必要性はどこにあるのか

といふことを聞いておきます。

○後藤政府委員 赤字のひどい団体で再建計画を立てない、そういう申し出がないところに対しては、私も一応の注意を与える必要があると思ふのであります。従つてそういう意味で、そういう特殊の団体に対して勧告をしたい、こういうことではあります。私も、私どもといひましては、自治体のいろいろな財政指導をしております。建前からいたしますれば、やはり当然私どももやるべき措置ではないか、かように考へまして勧告を入れたわけであります。

○加賀田委員 関連して、勧告の意味の内容なんですか、大体政府がいつも人事院勧告なんかを扱つてゐる程度に考へたいのかどうか。政府は、いつも人事院が長期にわたつて給与調査をして給与を上げなくてはならないといふと、人事院勧告は尊重しないといふけれども、尊重したいといふこととをいって、尊重だけの言葉をよく聞きます。そういう軽い程度に書いてゐるのかどうか、ちよつと説明して下さい。

○後藤政府委員 私が先申しましたように、一応の注意を与える意味の勧告と、私もこの規定では考へてゐるのであります。

○門司委員 私はまず先に聞いておきたいと思ひます。これは、第一条のこの法律の趣旨であります。この法律の趣旨は、ここに書いてあります。よう、「地方公共団体の財政の健全性を確保するため、臨時に、地方公共団体の行政及び財政に關して必要な特別措置を定めるものとする。」こう書いてあります。

ここで臨時という文字を使つており

ます。従つてこれは恒久法でないといふことはつきりしてゐる。特別措置法であるといふことは題目にもつきりしてゐるが、問題になりますのは、しばしば申し上げておりますように特別措置法であるといふこの法案は、一体いつまで継続される見通しであるかといふことであります。きょうは大蔵大臣の出席を求めておりますがこの問題であります。今のような地方自治体に対する国の取扱いでは、これは臨時法にならないと私は思う。いつまでたつてもこういう法律がなければ救えないといふ事態が出てくると思う。従つてこれが臨時法であるといふならば、これが臨時法であるべき姿といふものがやはり次に考えられる。従つて自治庁の長官は一体この法律を何年くらいまで使うつもりなのか。裏を返していえば、何年度から地方財政は赤字の出ないような財政措置をとられるつもりなのか、その点を一つ伺つておきたい。

○川島國務大臣 三十一年度からは絶対に赤字の出ないような処置をいたしたいと考えております。

○門司委員 それは今の内閣が続く限りにおいてあるいはそういうことが言えるかもしれない。しかしした内閣がいつ変わるかわからない。だから私は三十一年度からというところでごまかされてならないと思う。具体的な構想なり、あるいは具体的なものを示してもらいたい。そうしなければ、この法案は恒久法であるのか、臨時法であるのか見当がつかない。だから一体どういう構想をお持ちになつておるか。この点を、もし自治庁長官でわかりにならないなら、きのうから請

求をいたしておりますように、大蔵大臣に出てきてもらいたい。そうして財政上の措置をとるつもりなのか、そうしてそれが公約できるのかどうか。そうしなければ、これは臨時法だか何だかわからなくなります。もう一回聞いておきたい。

○川島國務大臣 先般大蔵大臣が言明をされておるのでありますが、三十一年度から必要な財政措置をします、はつきりと申し上げておるわけであり

○門司委員 はつきり言葉で言うことは、何でも言えるのです。しかしこれは数字が伴いますから、普通の理論的のものの言ひ方ではまともなぬのです。どれだけの財政措置をするかといふこと、どれだけの補助金その他についても修正を加えるかといふこと、こういうことが明確でないといふ私はなかなか承認ができないのであります。私がこ

ういふことを聞いておりますのは、この法律は、先ほどからいろいろ問題になつておりますように、どうも憲法の規定に抵触するやうなところがたくさんある。しかしこれも地方の健全なる財政を保持することのために、やむを得ざる一つの措置として一応考えられるのであります。おそらく私は政府はそういう考え方だと思つております。そうするならば、当然次に来るものは、やはり健全なる財政を立てていくという方針が示されなければ、私はこの法律をこのまま認めるわけにはいかない。もし大臣の今のやうな答弁なら、私ははつきり聞いておきますが、この法律は憲法が保障する地方自治の基本に触れないかといふことの詳細なる説明をお聞きしたい。憲法の第九十

二条は地方の自治権を保障いたしております。単なる辞令ではないのであります。われわれはそう解釈してゐる。憲法の保障しておる地方の自治体の自治権といふものを、一体どの程度優遇考へておいでになるかどうか。もし臨時法であるならば、われわれはある程度度目をつぶるかもしれない。しかしこれが恒久法のようにばけてきて、いつまでも続くことになりまして、これを容認するわけには参りません。従つて憲法に保障する自治権とこの法律との關係を示してもらいたい。

○川島國務大臣 その問題は土曜日もいろいろ御質問があつてお答えをいたしたわけでありまして、現在の憲法では総合的な監督はとうてい認めるわけにいかぬのでありますけれども、絶対に監督権を排除するという規定ではないと私も私ども解釈をいたしておるのであります。この法案に盛り込んであります、ある程度の予算の執行の停止その他の事柄といふものは、ごく局限された場合に限るのであります。これは憲法のいわゆる自治の本旨に反するものではない、こういうふうに私どもは解釈しておるわけでありまして。

○門司委員 大臣はそういうことを言われておりますが、この法律案の中には二十一条だけではございませぬ。方々にそういうものが出てきております。今問題になつておりますが、二条の中にも私は問題だと思ひますが、二条の中にもやはりそういうものがところどころ出てきております。もし大臣がそういうお考えなら、以下順を追つて聞きたいと思ひますけれども、憲法の九十四条には明らかに地方の自治体が九十二条を受けて行ふべき権能が書いて

あります。この権能に触れてゐるか、触れてゐないか。憲法の九十四条には「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することが出来る。」と書いてある。だから、この自治体の持つておりますいわゆる行政財政に対する権能は、どの範囲まで大臣はお考えになつてゐるか。

○川島國務大臣 憲法に規定しております自治体の自主性をあくまでも尊重することは当然でありますけれども、この法案に規定してある程度のごく局限された、しかも期間的にも短期な規定でありまして、この程度のごく憲法に抵触するとは考えていないのであります。

○門司委員 今のお言葉であります、私の聞いてゐるのは、期間的に短期だと言われるから、それならば、さつきも申し上げておりますように、ある程度厳くても容認せざるを得ないのではないか。いわゆる非常手段としての一つのきわめて短かい期間の法律であるならば容認することはできるのではないかと考えております。しかし一方大臣の方は三十年度からという言葉だけであつて、どこをどうするといふ腹案がないのであります。そうすると、われわれはこれを一時的の法案として信用するわけにはいかないのではありません。何もむずかしい問題ではないのであつて、もし政府がこういう法案を出そうとするならば、そういう準備ができておつて、そうして将来三十一年度から三十一年度はこういたしま

す、この問題はこうなりますといふ具体的事実をお示しになつて、そうし

てこの法案を出しになれば、われわれのみ込みがいいのです。ところがただ言葉の上で三十一年度というだけで何の腹案も示されていない。私もこれは恒久法になつて出てきたときにおそれるのであります。だから私は聞いておるのであります。今のうちに短期だといわれるなら、また前に戻るやうであります。短期であるといふ実証を示していただきたい。言葉の上だけでは断じてだめです。そんなものを承認するわけには参りません。

○川島國務大臣 これは時限立案でありまして、地方団体が長期の財政計画を立てますその長期といふことは、おおむね七年といふことになつておるのであります。今年は大な上げをしまして、来年から償還計画を立てるのであります。その範囲内の時限立法であります。

○門司委員 時限立法であることは、法律はその通りに書いてあります。しかし私のおそれてゐるのは、恒久性になる危険性を持つてゐるということなんです。今度大臣は二十九年度までの赤字団体は全部勧告すると書いてある。しかし二十九年度に赤字がない団体があるかもしれない、ところがそれが三十一年度に出すかもしれない、あるいは三十一年度にはもつと勧告を受ける団体が多くなるかもしれない。だから、もしこれをあなたのお考えのやうなきわめて短かい間の臨時立法であるとするならば、先ほどからたびたび申し上げておりますように、臨時立法であるべき状態に置くといふ財政的の資金の裏づけがなければこれは臨時立法にならないから、私は第一

条を聞いてゐるのです。果して臨時立

法なのか恒久立法なのか、どうなのか。法律の内容は臨時立法であることには間違いないが、疑いを持つから私は聞いています。もし川島長官が御答弁できないなら、大蔵大臣を至急呼んでいただきたい。そうして大蔵大臣にこの点はだしておきませんと、うっかりこういう法律をこしらえておいて、三十一年度、三十二年に出た赤字団体は、また同じような法律の適用を受けるというように修正が出てくるかもしれない。年々これが繰り返されていくから危険だと思ふ。今年度はこういう取扱いを受ける団体は、この間聞いてみますと、府県が十九くらい、市が七十七くらい、あるいは町村で幾つくらいという大体的なお話がありました。来年度にはもっとふえるでしよう。再来年度はおそらくもっとふえるでしよう。まごまごすると四十六都道府県、四百九十の市、四千五百幾つかの町村がみんな受けなければならぬ。そのような事態がくるかもしれない。それを防止しようとする場合には――

それは赤字の要素と思われよう。あなたは地方から出てくる、あなた方が調査されるといわれておる給与その他の関係は地方から出てくる問題でありますから、今どうしようというところは言えないかもしれない、しかし少くとも地方団体の赤字の原因と思われるものには政府にわかつておるはずで、従って政府でわかつておる範囲のものはやはり政府がこれはいかういふに具体的には正するということをはつきり言っておいてもらふと、これは恒久法であるか時限法であるかというこの境がつかねる。同時に、この法律がもし今大臣の言うようなきわ

めて短期だとするならば、三十一年度以降将来出てくる赤字団体に対しての処置は、一体どうせられるかということが出てくるのである。だから将来に懸念のないようにして、この法律を、きわめて短かい期間だから、憲法に多少抵触するとは思ふが、しかし一応認めてもらいたいという話ならわかる。だから、大臣がそれができないというなら、委員長は至急大蔵大臣をこへ呼んでもらうて聞いてもらいたいと考えております。

その次に大臣に聞いておきますことは、ちよつと飛ぶようでありますが、一条に關連がありますので聞くのでありますが、この中に勧告をすることができるといふ文字がたくさん出ています。これは御存じのように自治法の二百四十五條の三には國が地方の団体に對して適當に勧告することができるといふ規定があります。従つてもし國が地方の自治体に忠告であるならば、こゝまで来ないうちになせ一体この二百四十五條の三の適用をしなかつたか。自治法はこの二百四十五條の三の規定を適用して、地方の自治体に対するそういう問題に對して勧告をした事実があるかないか、この点を一応聞いておきたいと思ひます。

○川島國務大臣 先ほど北山さんの御質問にもお答えをいたしましたし、數回私の意見は申し上げておるのをごさいますけれども、三十一年度におきまして赤字の原因になるような要素を排除するための機構改革もやりますし、同時に必要なる財政措置もいたしまして、三十一年度からは赤字の出ないようになすつきりした姿の地方財政運営に持つていきたいと思つておるのがあります。従来自治法が勧告権を發動して、なぜ赤字の出ないようになすつきりしたかというお尋ねであります。しなかつたかというお尋ねでありますけれども、これは私からお答えをする限りではないのであります。従来やり方につきましては政府委員からお答えを申し上げます。

○後藤國務大臣 従来自治法の二百四十五條の三の規定を基礎にいたしまして、赤字の団体に對していろいろ調査の結果助言をいたして、勧告をいたして、お尋ねの通り、赤字の団体は出ないようになすつきりしたかというお尋ねであります。しなかつたかというお尋ねでありますけれども、これは私からお答えをする限りではないのであります。従来やり方につきましては政府委員からお答えを申し上げます。

営に持つていきたいと思つておるのがあります。従来自治法が勧告権を發動して、なぜ赤字の出ないようになすつきりしたかというお尋ねであります。しなかつたかというお尋ねでありますけれども、これは私からお答えをする限りではないのであります。従来やり方につきましては政府委員からお答えを申し上げます。

○後藤國務大臣 従来自治法の二百四十五條の三の規定を基礎にいたしまして、赤字の団体に對していろいろ調査の結果助言をいたして、勧告をいたして、お尋ねの通り、赤字の団体は出ないようになすつきりしたかというお尋ねであります。しなかつたかというお尋ねでありますけれども、これは私からお答えをする限りではないのであります。従来やり方につきましては政府委員からお答えを申し上げます。

○北山委員 今大臣のお言葉に私非難に矛盾があると思つて關連して質問しますが、大臣のお言葉ですと、これは臨時的新立法だといふんですが、時限立法であるかどうか疑わしい。といふのは、門司さんの言われる通りこの法律は一体時限立法なんですか。それから三十一年度からは財源措置をするから、赤字の団体は出ないようになすつきりしたかというお尋ねであります。しなかつたかというお尋ねでありますけれども、これは私からお答えをする限りではないのであります。従来やり方につきましては政府委員からお答えを申し上げます。

○川島國務大臣 これは法案の性格をお考え下さればわかるのであります。従つてもし國が地方の自治体に對して適當に勧告することができるといふ規定があります。従つてもし國が地方の自治体に忠告であるならば、こゝまで来ないうちになせ一体この二百四十五條の三の適用をしなかつたか。自治法はこの二百四十五條の三の規定を適用して、地方の自治体に対するそういう問題に對して勧告をした事実があるかないか、この点を一応聞いておきたいと思ひます。

○川島國務大臣 今大臣のお言葉に私非難に矛盾があると思つて關連して質問しますが、大臣のお言葉ですと、これは臨時的新立法だといふんですが、時限立法であるかどうか疑わしい。といふのは、門司さんの言われる通りこの法律は一体時限立法なんですか。それから三十一年度からは財源措置をするから、赤字の団体は出ないようになすつきりしたかというお尋ねであります。しなかつたかというお尋ねでありますけれども、これは私からお答えをする限りではないのであります。従来やり方につきましては政府委員からお答えを申し上げます。

○後藤國務大臣 従来自治法の二百四十五條の三の規定を基礎にいたしまして、赤字の団体に對していろいろ調査の結果助言をいたして、勧告をいたして、お尋ねの通り、赤字の団体は出ないようになすつきりしたかというお尋ねであります。しなかつたかというお尋ねでありますけれども、これは私からお答えをする限りではないのであります。従来やり方につきましては政府委員からお答えを申し上げます。

○川島國務大臣 今大臣のお言葉に私非難に矛盾があると思つて關連して質問しますが、大臣のお言葉ですと、これは臨時的新立法だといふんですが、時限立法であるかどうか疑わしい。といふのは、門司さんの言われる通りこの法律は一体時限立法なんですか。それから三十一年度からは財源措置をするから、赤字の団体は出ないようになすつきりしたかというお尋ねであります。しなかつたかというお尋ねでありますけれども、これは私からお答えをする限りではないのであります。従来やり方につきましては政府委員からお答えを申し上げます。

○後藤國務大臣 従来自治法の二百四十五條の三の規定を基礎にいたしまして、赤字の団体に對していろいろ調査の結果助言をいたして、勧告をいたして、お尋ねの通り、赤字の団体は出ないようになすつきりしたかというお尋ねであります。しなかつたかというお尋ねでありますけれども、これは私からお答えをする限りではないのであります。従来やり方につきましては政府委員からお答えを申し上げます。

○北山委員 今大臣のお言葉に私非難に矛盾があると思つて關連して質問しますが、大臣のお言葉ですと、これは臨時的新立法だといふんですが、時限立法であるかどうか疑わしい。といふのは、門司さんの言われる通りこの法律は一体時限立法なんですか。それから三十一年度からは財源措置をするから、赤字の団体は出ないようになすつきりしたかというお尋ねであります。しなかつたかというお尋ねでありますけれども、これは私からお答えをする限りではないのであります。従来やり方につきましては政府委員からお答えを申し上げます。

○川島國務大臣 これは法案の性格をお考え下さればわかるのであります。従つてもし國が地方の自治体に對して適當に勧告することができるといふ規定があります。従つてもし國が地方の自治体に忠告であるならば、こゝまで来ないうちになせ一体この二百四十五條の三の適用をしなかつたか。自治法はこの二百四十五條の三の規定を適用して、地方の自治体に対するそういう問題に對して勧告をした事実があるかないか、この点を一応聞いておきたいと思ひます。

○川島國務大臣 今大臣のお言葉に私非難に矛盾があると思つて關連して質問しますが、大臣のお言葉ですと、これは臨時的新立法だといふんですが、時限立法であるかどうか疑わしい。といふのは、門司さんの言われる通りこの法律は一体時限立法なんですか。それから三十一年度からは財源措置をするから、赤字の団体は出ないようになすつきりしたかというお尋ねであります。しなかつたかというお尋ねでありますけれども、これは私からお答えをする限りではないのであります。従来やり方につきましては政府委員からお答えを申し上げます。

○後藤國務大臣 従来自治法の二百四十五條の三の規定を基礎にいたしまして、赤字の団体に對していろいろ調査の結果助言をいたして、勧告をいたして、お尋ねの通り、赤字の団体は出ないようになすつきりしたかというお尋ねであります。しなかつたかというお尋ねでありますけれども、これは私からお答えをする限りではないのであります。従来やり方につきましては政府委員からお答えを申し上げます。

同時に単なる文書その他によらざるものであるかもしれない。しかし勧告の場合にはやはりこれは強くなつておるはずである。やはり自治庁が地方公共団体に對する力の及ぶところは二百四十五條の三であつて、ここで助言ができ勧告ができ、さらに監督ができるという地方の自治体に対する地位をここで与えておる、従つて私は助言であるといふことだけでは承認ができないのである。自治庁長官の名において勧告をして、こういうふうにするべきである、こういうふうにしなさいというやうな強い意思の勧告がなかつたといふことは私はきわめて残念である。これは自治庁の怠慢といわざるを得ないと思ふのだが、自治庁はそう考へてになりませんか。自治庁長官はこの間なつたばかりで、歴代の内閣が悪いのだと言われればそうかもしれないが、しかし歴代の内閣が悪くても長官の御意見はどうなのですか。助言をしなかつた、勧告も何もしないといふことならば、政府の方にもやはり手ばかりがあつたといふことを認めになるかどうか、その点をもう一度聞いておきたいと思ひます。

○川島國務大臣 従来のことは私は全く知らないのですが、いろいろ聞いてみますと助言といふことを相当やつてゐるのだそうだが、地方団体がなかなか言うことを聞かれないので、だんだん赤字に追ひ込められてしまつた、そこでこういう法案が必要になつたのだ、こういうことださうです。

○門司委員 今の答弁は地方の自治体がつうことを聞かないでこういうことになつたといふお話であります、しかし助言はおそらく各所管の諸君のい

ろいろ与えられる助言であつて、勧告は少くとも自治庁長官の名において出されるものが勧告でなければならぬと私は思ふ。勧告をするといふ解釈は少くともそういう意味でなければならぬと思ふ。その感じは私はかなり強いと思ふのです。自治庁長官の名において助言をするなどといふことは、私はなかなかあり得ないと思ふ。それは助言では済まないと思ふ。従つて自治庁の長官が今まで助言はしたが勧告をしたことがないといふやうなことで、一体自治庁としてのあり方が考えられるかどうかといふことであります。私はもしほんとうに自治庁が地方の自治体に対して親切であり、さらに十分憲法なり法律の趣旨を尊重されるならば、こういう問題は起らなかつたのだじやないか、当然十分強い勧告が起されるべきである。助言と勧告と監督の文字を少しばかり第十章に入れておきますことは、主として憲法の九十二条で保障された自治体に対しては、正しい意味からいへば自治庁といへどもいかなる官庁といへどもこれを指揮、命令、監督することはできないといふ建前に大体ならざるを得ない、しかしそれかといつて自治体を野放しにするわけにもいかなないのが日本の現状でありまして、これは日本の地方行政に對するいろいろな問題の未解決の分がまだたくさんあります、同時に必ずしも地方の自治体が完全自治体とはいへない立場をとつておりますし、国の組織がそういうふうになつてゐるというところでありますので、やむを得ぬと思ひます。従つて憲法の趣旨からいへばさつき申し上げましたやうなことになるのであるが、それだけでは自治体の完

全なる運営その他に支障があるといふことで第十章にこういう文字を入れた。この助言、勧告、監督といふのは自治庁の地方自治体に対する最大の権限であります。この最大の権限がなぜ一体実施されなかつたかといふことについては私は非常に遺憾に考へておるが、しかし今まではしなかつたといふならば、これも私はやむを得ぬことだと思ひます。しかし自治庁はしたのであるが言ふことを聞かなかつたといふならば、私は勧告をされた文書なりあるいは勧告をいつされたか、それらの事例を一つここに出してもらひたい。

○川島國務大臣 おそらく従来は勧告なんといふ四角ばつたことでなしに、助言の形式で、話し合いによつてすべての問題を解決しよう、こういう方針じやなかつたかと私は思ふのでございませう。従ひまして助言はしばしばしておるけれども、勧告という形式はとらなかつたといふことも、これはまた自治体と自治庁との間のいろいろな仕事を円滑にやつていく上におきまして適當な処置でないかといふ氣もいたすのであります。勧告しなかつたことがいいか悪いかといふことの判断はちよつと資料がないので私は何とも申し上げかねるのであります、助言といふ形でよく、地方に注意を促すといふことも適當な方法じやないかといふ氣がいたすのであります。

○門司委員 私はなおこの機会に聞いておきたいと思ひますことは、自治法の第十章は実は財政法に關係を持つておりまして、財政法の何条でありますか、國は地方公共団体に財政的の負担をかけてはならないといふ法律がある

のであります、これと非常に密接な關係を持つておるのであります。従つて自治法の二百四十五條の三に一応の助言、勧告、監督の規定を設けて、二百四十六條にはさらにこれを具体化したといつて、國に關係のあるいろいろな仕事についてはその事務の内容を監督することができるといふ規定がちゃんと書いてあるのではありません。私はこの自治法の第十章が完全に自治庁において行われておつたならば、今までのやうな補助金が実測に見合はなかつたとか、あるいは公共事業についていろいろな問題があつたとかいふやうなことはないはずである。私は、自治庁が自治法自身を十分に履行しなかつたところに、今日こういう大きな問題が生ぜざるを得ない事態に迫り込まれたのだと思ふ。だから私は行政的に見れば、やはりこれも自治庁の責任だと思ふ。何も地方の自治体が必ずしも言うことをきかなかつたからといふ、それだけのことでじやないと思ふのです。それなら一体なぜ二百四十六條を適用しなかつたのか。この二百四十六條なら監督もできれば何でもやれるはずだ、そういう道があつてある。にもかかわらず、地方が言うことをきかなかつたと言ふだけでは、どうにも感心ができない。ほんとうにあなた方はこの二百四十六條を適用されたことがあるのか、勧告されたことがあるのか。この条文を拡大解釈してごらんない、これは自治権の侵害といふところまで行くのです。あなた方役人の方にこれを解釈してごらんない。ここにこういう条文があるのだからおれの方にはこういう権限があるのだから監督するのだ、監査するのだといふことができると思

ふ。こういう条文がちゃんとあるのです。しかもその次には財務の代行までできるように書いてある。自治法という法律自体において、地方の自治体についてこういう不祥事が起らないようにするといふことがちゃんと書いてある。これを履行しないで、赤字が出たから地方はけしからぬ、言うことをきかなかつたから向うの責任だといふやうな、そういう無責任なことは許されないと私が、一体どうなんですか。こういうことを今日までやつたことがありませんか。

○小林(與)政府委員 私からお答をいたします。実は二百四十五條の三、二百四十六條の問題は、先ほど大臣からお話がありましたが、自治庁といひましてはこの規定を、今お話の通り不十分であつたといふことはあるかもしれませんが、やるだけのことは相違やつておるつもりでございませう。それが、この間からこの委員会でも問題になつた調査課の調査の問題がまさしくそれに関連するわけでございまして、やつておるのであります。ただ内閣総理大臣の名において勧告する、こういう表現では、私詳しいことは知りませんが、やつたことはいふやうであります。これは自治庁長官、次長の名前において、こういう点があるから、こういうやうな言ひ方でやつておるはずでございませう。

それからなお財務の代行ということがございましたが、この二百四十七條はちよつと御趣旨が違ふのじやないかと思ひます。これは出納長とか収入役とかに故障があつて、その職務ができな

りまして、これは全然関係のない規定であります。それで与えられている規定は、この財務の調査の権限と技術的な勧告処分の規定でございますので、これを監督権というような気持で自治庁が振り回す気持は毛頭ございませぬし、またかつてやったこともございませぬから、この点御了承をお願い申し上げます。

○門司委員 しかしこれは、解釈の仕様によつては監督権と思われような条項が自治法の中に入れてある。財務の代行も、地方にまかせればなしでは困るだろう、だから一応憲法の建前ではそういうことはできないが、しかし万一の場合があつたら困るだろうからというので、財務の代行権までちゃんと認めておる。ですから自治庁がこの自治法の範囲においてそれを完全に履行してやつておつたならば、そういう間違ひは起らなかったのじゃないか。国に關係のあるものは調査でも何でもやろうと思へばやれるのです。今日になつてそれを責めても始まらぬと思ひますが、しかし実際私どもの考えとしてはきつめて遺憾な点があつたと思ふ。そうしてここにきて憲法に抵触するやうなやうな法律を出さなければならぬ、同時に地方の自治体はどうにもならないやうなものであつては、しかもそれが全部地方の自治体の責任であるかやうなことが、この委員会でもしばしば言われておるといふ点について、私は今日までの自治庁の行政上の怠慢といふものは見のがすわけにはいかない。こういうことを一応申し上げておきます。

その次に聞いておきたいと思ひますことは、二条の問題になつてくるのであるが、ここに財政再建計画の策定という文字を使つております。この策定という文字は一体どういふ考へ方で書かれたのか。法律用語の中で策定という文字はときどき見ることがあります。この策定という言葉は一つの基本的な理念に立脚したものが策定という言葉であつて、その次にくるものが機能であるとか機構であるとかいふものが出てこなければならぬのだが、策定という文字はどうして使つたのですか。

○後藤政府委員 条文の内容は定めるという言葉を使つてありますが、それをまとめて策定という言葉を使つておるのであります。別に特別な意味ではございませぬ。作るという意味に使つております。

○門司委員 この法案の趣旨が第一条に書いてあつて、そうして二条には別に意味はない、こういうお話でありましたが、そうすると作る基本的理念はどこにあるのですか。私は文字のことをやましく言うわけではありませぬが、これを定めるといふことになると、ここにやはり基本的な理念といふものがもう一応なければならぬ、それが第一条であるといふのならそれでいい。一条が基本的な理念であつて、いわゆる目的といふものが基本的な理念であつて、二条はそれを定めただけだといふことならばそれでけっこうだと思ひますが、この点はどうなんですか。

○後藤政府委員 第一条は法律の趣旨を書いて、その趣旨を受けて財政再建計画を定める内容を第二条としてここに書いてあるのであります。

○門司委員 私がそういうことを聞いておるのは、やはり次にいろいろな条項がずつと書いてあるが、この条項を

見ると、これは基本的な理念から少し離れたことが詳しく書いてありますので、そういうことを実は聞いたのであります。そうだとすると、この中で問題があるのは、今までしばしば問題になつてゐる赤字団体の一つの見方でありまして、赤字の団体の見方をどういふふうに見ていくか。これは二条の最後に「昭和二十九年年度の赤字団体で第一項の規定による財政の再建の申出をしな

いものがある場合においては、自治庁長官は、当該昭和二十九年年度の赤字団体に對し、この法律の規定によつて財政の再建を行ふべきことを勧告することとができる」と書いてありますが、この「第一項の規定による財政の再建の申出をしない」といふのは、自治庁は一体どの範囲を見ておるのか、具体的な事実をあげて説明していただきたい。

○後藤政府委員 第二条の四項は再建の申し出がない団体に対して勧告権を認める規定であります。現実の問題としてどういふ団体に対して勧告をするかといふことでありますが、私どもといたしましては、常識的に申しまして、歳入額の一割以上の赤字を持つておる団体、県で申しますと十くらいになるかと思ひますが、そういう団体の中で標準額収入との比較において比較的赤字の多い団体、それからもう一つは、直轄の分担金等他の赤字の処理の方法でもって赤字の処理され得るものももちろん除いて考へていきたいと思ひます。従つて一割以上の赤字を持つておる団体の中で、他の方法によつて赤字の処理ができるものを除いて、なおかつ標準額収入との比較において非常に額の割合の大きい団体といふものを

を予想しておるのであります。

○門司委員 大休具體的にはそういうことだと思ひますが、その勧告を受けた場合には、それは自治庁長官の一つの勧告であつて、これは必ずしも地方の自治体が守らなければならぬといふことでは、私はないと思ひますが、その通りに解釈しておいてよろしうございませぬか。

○後藤政府委員 勧告でありまして、義務を負荷するものではございませぬ。

○門司委員 そうだとすると、自治庁の勧告であつて、何も強制するものではないといふことになつて参りますと、勧告を受けてするものと、勧告を受けなくてもこういう申し出をしないという団体との間に、自治庁は差別待遇といふと懸うございしますが、何らかの行政措置で考へるといふやうなことが、私はありはしないかと考へるのだが、そういう点はどうでありますか。

○後藤政府委員 一般的に赤字団体についていろいろのことは、たとへば起債をつけます場合に、単独事業に起債をつけます場合にも、やはり赤字の団体を中心に考へたり、そういうことはあり得るかもしれませんけれども、同じやうな赤字がある団体の中で、再建団体になつた場合とならぬ場合との間で、別に差別をするつもりはございませぬ。

○門司委員 私が心配してゐますのは、地方の団体によつては、この再建整備法で議会の権能が縮小されるとか、いろいろな問題を起して参ります。従つて再建整備は受けたくない、しかし自主的に何らかの方法で解決していききたいという団体が私は出てくる

と思ひます。たとえば、はつきりいへば、参考人のおいでになつた千葉県の柴田知事のことには、そういうことを言われております。こういう再建整備でなくとも、私のところは公共事業はどれだけ縮小するか、あるいは単独事業をどういふふうにして、さらに人員の整理についてはどういふ計画でやりたい、そうすれば大體解消するのではないかといふやうなことも言われてゐるところがあります。こういうところはやはり法の制約を受けませぬから、やはり自分のところで考へておつても、その事業内容によつては多少自治庁の考へ方と異なる方向に行きはしないかといふことが考へられる。たとえば単独事業において五割から五割減らすつもりだ、實際において減らすかもしれない。しかしその事業内容によつては必ずしも自治庁の考へ方と一致しない場合が出てくるかもしれない。どうも自治庁からいふとよくないことといふと語弊がありますが、あとに引いた方がよいと考へられる。地方の自治体はそれを先にやりた

いのだ、そういうことで、地方の自治体が目立的に解決しようといふときに、自治庁との見解の相違があつて、それが起債の不許可になる原因をこしらへることになると、自治庁はそう差別待遇をしたはずはないと思つても、實際は差別待遇をしたといふことにならざるを得ない結果が出てくる。もしこういう結果が出てくると、見方によつてはこの条文で勧告が強制のように聞えるやうなことになるはしないかと私は考へる。そういう点についても、自治庁は、そういうことのないものである、いわゆる勧告を受けても受けな

くても自治体の自主性によって起債あるいは公債等については絶対に手かげんをしないということが、ここではっきり言いたいなら私ははっきり言いきってしまいます。

○後藤政府委員 今の千葉県のように再建法に基く再建計画は作らないが、自主的な再建計画を作りたいという団体も私は相当あると思っております。そういう団体も現にあるのであります。そういう点に対して私も差別待遇をする意思はございません。

○門司委員 それはございませんで、実際はちよつと困るのだ。事実上ないというにはつきりしておいてもらわぬと、これは法律ですから、できてしまつと、あなた方はこの条文通りに解釈するのだから、ないならないということではつきり言いきつておいてもらわぬと、そういう間違いが起つたときに困るのである。それから同時に地方は安心しないのである。これから先これに関連して聞くことがあるから、少し聞かなければならぬと考えます。

○後藤政府委員 それは言い方が悪かつたかもしれませんが、差別はしません。

○門司委員 差別しないということになると、その前の問題に返つて参りますが、「計画及びその実施の要領」と書いてあるところに、条文を一々読む必要はございませんが、住民からの税の増徴の規定がちゃんと設けてある。そういう自主的にやる団体はいろいろな関係がありまして、税の増徴その他についてはあるいは考えるかもしれない。税の増徴についてはいろいろ問題がありまして、実際はこの地方の自治体でどうにもならぬものがある

のであります。たとえば福岡県などに於いて炭鉱地帯に行けば、実際上の問題としてはどうにもならない。しかし村は赤字でどうにも困つておるが、税金を増徴しようにも増徴のしようがないところがある。だからそういう点について税金の増徴も必ずしもこれを強要しないのかどうなのか。これは必ずや条件が備わつていなければならぬ。自治庁長官は認可しないというのかどうか、この点をもう一つ聞いておきたいと思ひます。

○後藤政府委員 これは先ほど御質問があつたのであります。再建計画を立てる場合に、その具体的な措置としてはここに並べてあります四つの措置が必要である。しかし必要な措置であり、増徴するけれども、一番しむいの増徴のところは、これは必ずしも必須要件ではない、こういうふうにならねばは考へておりました。現実の問題としていまして増徴ができない状況にあるというところを、私も認めておるのであります。

○門司委員 実施の場合には必ずしも増徴をしなくてもいいということだと思ひますが、それについて今何も考へておらないというやうな答弁でございします。しかし実施要領の中に書いてあります。以上は、少くとも私はやはりこのやういものが非常に強く考えられるのではないかとこのやうに考へます。もし今の御答弁がその通りだとすればあまりこの条項のやましまし計画を立てないやうにしてもらいたい。参りますと、明らかに増徴の条文であつて、従つて地方住民の負担は必ずふえてくることになる。このふえ

てくるということが先ほど申し上げておきます。たゞは福岡県などに於いて住民の財政力に於いてふえるならいいが、より以上ふえてかゝつて地方の自治体の増徴の他を来たす危険性を持つてくるのである。この条文には増徴も十分に整理しなければならぬといふことが書いてありますので、一方に増徴してれば増徴がふえてくるというところが考へられる。そうすると地方住民はそのことのために非常に困るのである。実際上町役場の運行がで

きないというやうな事態に立ち至りはないかと思ふので今聞いたのであります。そうだとするとその前にさういふことがあつて、一つ聞いておきたいと思ひます。これは、財政再建の基の徴収成績を通常の成績以上に高めるための計画及びその実施の要領」といふことに大体なつておる。これがこの二の条項に於いておる。口と口の関連性は一体どうなるのですか、今のお話では二の規定にはその増徴を強要するものではないやうな感じが、口の項に至つてはやはりそうではないやうに書いてある。「その徴収成績を通常の成績以上に高めるための計画及びその実施の要領」といふやうに書いてある。これとの関係は一体どうなるのです。

○後藤政府委員 私どもこの口の方は経済条件その他の立地条件が類似の団体の全体的平均徴収率以上の徴収成績を上げるやうな徴収計画を立ててもらう。こういう意味であります。○門司委員 だからさつき聞いておりますように二の口の問題は標準税率を越えて税金を課するとかあるいは

法定外の普通税率を課することができないところはやらなくてもいいといふさつきの答弁であつたと思ふ。ところが前の方は普通以上上げるといふことになつてくると、ここではどういふ結果が現れてくるかといふこと、さつきちよつと触れましたやうな徴収の強化が現われる。つまり増徴の整理が行われる。この方が猶予するならば、ここにそのことが考へられなければならぬ。現実の問題として、炭鉱地帯に行つてこらんなさい。一つの炭鉱で一つの町、一つの村を持つておるところはたゞさんある。そこに勤めておる諸君が大体失業しておつて、どうにもならぬといふところでは、税金の取りやうがない。増徴の整理のしようもない。そういう意味で、片つ方では無理な所で税金を徴収しないといふのなら、片つ方もそういうことで解釈していいの

かどうか。○後藤政府委員 そういう特殊な団体も私もあると思ひます。炭鉱地帯のやうなそういう場合には、やはり先ほど申しましたやうに、経済状況その他立地条件の類似しておる団体の平均とります場合に、その類似団体の平均規模というものを中心に考へていききたいと思ひます。

○門司委員 どうも事務的な答弁なんです。何でも平均したやつを通常としておるというところは、事務的にはでき、事務的にはさういふことで結構だと思ふ。しかし現実的にはさう簡単に行かないやうな感じがする。あなた方はどう考へておるのか。あんなら、同じやうな状態であるから同じやうでよろう、やむを得ぬといふことがあるならば、それはそれでいい

いかもしれないが、実際上の問題としては、私はさういふことであつてはならないと思ひます。しかしあまり長くなりまして、一応そのくらいにしておいて、さらにその次に三条の問題についてごく簡単に聞いておきたいと思ひます。

この三条の問題は、今までしばしば問題になつておる。私ども多くを聞く必要はないと思ひますが、長官の一方的な意見でこれを定めるというやうなことが、今までしばしば議論になつておりました。これをこのまま讀むとその通りでありまして、変更を加へたり条件をつけたらするといふやうなことが、自治庁長官の一方的意見でできるやうに書いてある。これは自治庁としては、さうむずかしい問題でないんだ、ごく軽微な問題だけがあるんだといふやうな考へかもしれません。が、少くとも自治体が決議をして持つてきたものについて、自治庁長官が筆をいれることは、そう簡単には行へないはずだと思ふ。もしこれを自治庁長官が適宜にやれるといふことになる

と、自治体の決議した権限といふものが非常に薄くなりはいかないかといふやうに考へるが、この点についてどう考へになるか、もう一応聞いておきたいと思ひます。○後藤政府委員 書き方が悪かつたかもしれないが、この規定は私どもといたしましては、歳入及び歳出の内容を検討いたしました際に、歳入につきましては過度の期待をしておる、歳出の場分には節約を過度にしておる、いふやうな場合、検討いたしました、修正し求らばもう一度展しして、修正して提出してらうといふやうな形式を

とるべきであります。しかし再提出をいたしますれば手続が煩瑣になりまじたり、時間的な余裕のないような場合もございまして、そういう場合を予想して、こちらの方で条件を付したり変更を加えたりした上で承認をしよう、こういうふうな考えたのであります。条文の上ではそういう趣旨がはっきり出ていないじゃないかという御非難もあるようでございしますが、私どもの気持はそういう気持なのであります。

○門司委員 私どもの気持はそういう気持であるというお話であります。こういう気持自身が、先ほどから申し上げておりますように、憲法の章に反することを、自治庁としてはあまり意に介さない。そうしてこういうことが考えられて、第一条からずっと考えてみますと、ほとんど自治体の自主権というものが失われた考え方が出てくるのであります。従ってこれが問題になるのであるが、すでに多くの人からたくさん聞かれておりますので、それ以上は私はこの場合追究はいたしません。

その次に聞いておきたいと思ふことは、三条の二項であります。ここに書いてあります国の負担に關係いたしますものについては、「当該負担金等に係る事業を所掌する各省各庁の長に協議しなければならぬ。」こういうふうな書いてあります。これは、どういふことを意味するの、同時に、協議してその結果は一体どういふふうになるのか、この点の説明をもう少し詳しくしていただきたい。

○後藤政府委員 三条の二項であります。これは再建計画の中で明らか

に、たとえば農林省の農地局に關係のある事業または農林省の水産庁に關係のある事業というような、事業が明確であります場合には、そういう部分が含まれております場合には、その点につきまして各省庁の意見を聞くために協議をする。協議と申しますのは、協議が整わなければならぬ。協議をした結果話がまとまれば、その通りに実行する、こういう考え方でおります。もしも協議が整わなければ、もう一度返して、この点につきましては再提出を求め、こういうことになると思ふます。

○門司委員 この点は今の地方の自治体の財政面から見ると非常に大きな問題でありまして、非常に補助事業がたぐさんふえております。三百種類をこえるようなばかばかしい数字になつておりますので、いろいろ問題が私には出てくると思ふ。だから各種の公共事業その他に關係を持つておる事業で各省の協議によつてこれが整わなければ、もう一度戻すというの、自治体にその計画を立て直してこいということでは戻すんですか、どうなんですか。

○後藤政府委員 各省庁と協議が整わなければ、やはり再建計画をそのまま承認するわけに参りませんから、従つてもう一度この点については主務官庁であるこれの官庁の承認を得られないから、われわれとしては、この計画をもう一度練り直すよう、こういう格好で直してもらつてよう手続をとらざるを得ないと思つております。

○門司委員 これは非常に重大な問題でありましてね。私がこういうことを聞いておりますのは、地方の自治体が自衛するたためか、自治庁の方はよく知つておると思ひますが、たとえば鹿兒島とか長野であるというようなところでは、知事が機構の縮小をしようといふこと、いろいろ本省に問題を持ち込んでくる。そうすると本省はなかなかそれを聞かない。補助金をどうするかというように、具体的にいえばおどかす。それで機構の縮小するかなかなか各省に對しては意見がまとまらぬのである。まして事業の内容について、どうも農林省のこういう仕事はあまり感心しない、こういう仕事はやめてもらいたい、こういう仕事はちよつと行き過ぎたというふうなことを言つても、各省が承認するかどうかという事です。同時に今日のように補助財源を地方財源の中に非常に多く入れておられます現状においてはひもつきのこういう仕事でなければ、なかなか地方には単独の事業など少ないです。そこでこの問題は、今のような自治庁のお考えだとすると、なかなか再建計画は立ちにくい。同時に片寄つた計画が行われやしないかというところが考えられる。従つてこれはあらかじめやはり自治庁の長官が、こういう問題が出てくるなくとも、地方の自治体に対する順位という悪いかもしれないが、これこれこういう仕事は自治庁は認める、こういういう仕事については各省で遠慮をしてもいいというところの例示ができるようなことになりませんか。

○後藤政府委員 各省庁の所掌する事業で補助金、負担金、これに類似するものを支出するものにかかる部分があるという場合は、私も再建計画を作ります場合には、先ほど申しましたように、こまかい、何事業をどういふふうにするというふうな計画は立たないものでありまして、たとえば公共事業の全体に對して幾らぐらい一般の財源を振り向ける、こういう計画になるわけでありまして、ただその場合に非常に大きな公共事業がその県にあるといたしますと、その事業の規模はどのくらいに定めるといふことは入るかもしれない。そういう場合には各省とその部分について連絡をするのであります。普通の場合でありますれば、公共事業の総量をこのくらいに測定して、一般財源はこのくらいに出す、こまかい計画は再建計画自体にはつかぬのであります。個々の予算年度の上でそれがはつきりするものでありまして、多くの場合はこの条文にはまらないようなことになるのではない、特殊の場合だけがはまつてくる、こういうふうな私どもは考えております。

○北山委員 関連して、私もこの三条の二項は相当重要という、疑問があると思ふのです。ただいまお話のやうに、この規定の中には「所掌する事業で国が負担金、補助金その他これに類するものを支出するものに係る部分が含まれているとき」というようになって、相当具体的に再建計画の中にはそういうものも含んで入れていよう、に、一応ここには書いてある。ところが先ほどのお話のように、その再建計画の方にはさうなこまかいことは書かないのだというお話ですから矛盾するのです。ある程度大きなものというの、は、一休具体的にどのいふものをさすか、それが再建計画のどの部分に、どういふ形で入ってくるのか。それからもう一つは、もしもそういうようなものが協議事項として關係各省にあら

が勝手に入れたか、その辺のところも一つ伺っておきたい。

○後藤政府委員 これは各省の間で非常にもんだ条文でありまして、突のところ私どもは意見を聞く程度にしてもらいたいという希望を強く持つておつたのであります。ところが向うはなかなかいろいろ理屈を言ひまして、結局これに落ちついたのであります。従つてその書き方はこういう書き方にいたしましたのであります。はつきり何々省の事項であるということが明確な場合だけ一つ相談をしよう、こういうことにいたしましたのであります。

○北山委員 文句は、関係各省、各庁の方で文句があつたのか。私はこの条文の性格からいって、相談を受けるのですから、各省各庁の方ではこの規定についてはあまり文句はないのじやないかと思ふのです。こういう再建計画を作る際に、自治庁の方で承認をするに当つて関係のところは相談をかけるのだから、相談を受ける方があるが、相談を受けておればいいのであつて、各省各庁の方では異議がないのではないか。むしろ各省の方で協議をしなければならぬというのに対して、自治庁の方ではそんなめんどくさいことは要らないという、むしろ自治庁の方が文句があるのではないか、こういうふうに思ふのですが、今の言葉のようでありまして、逆のように今までの協議ではなつてゐるようで、はなはだ納得ができないのですが、そのことをもう少しわかるようにお願いしたい。

くだけでいいのではないか、こういう主張をずつとしておつたのであります。ところが事業官庁の方でみれば、自分の方の事業計画に關係があるからやはり協議をしてもいい、こういう主張を強くされたのであります。従つてこの点では協議ということに——むしろこれを同意にしてくれという強い主張のところもございました。従つて同意まで行かないで、その中間の協議ということでは話をつめたのであります。

○北山委員 そうすると、その結果として関係各省は同意なさつたわけですね。この規定の運用についてはまだ異議が残つてゐるかどうか、その点若干疑問があります。それから各省の方でそのような立場からこの規定に対して意見を言われるということとは、やはり各地方団体のそのような大きな事業についてはこれを計画的に運営して行く、計画的に配分をし、年次計画に従つてやろう、こういう考え方だろうと思ふ。そうしますと、各省の方ではそういう態度を堅持する限りにおいては、やはり再建計画を作る場合にはその線に沿つて計画を立てなければならぬじやないか、すなわち先ほど再建計画の際にお伺ひしたのですが、いわゆる総合開発計画のごときは再建計画の中に当然入るのではないか、どの程度にこれを入れるべきであるか、あるいは新町村建設計画についても、これは自治庁が相当関心をお持ちでありまして、それから、そんなものが再建計画によつてぶつた切られるということは、行政部長としてはがまんがならないということになるであらうでしょう。そうなりますと、実際にこの規定運用について

では、その個々の關係の事業官庁の計画的なその事業の運営、それを主とするのであるか、あるいは個々の団体の再建計画というものを主とするのであるか、それらの調整は、この規定を運用するに際して、自治庁としてはこれをどういうふうに通算していくつもりであるか、これを伺ひたい。

○後藤政府委員 私どもとしては再建計画を中心に考えたかつたので、それで意見を聞くだけにしてもいい、この要求したわけでは、向うでは自分の事業計画を中心に考えるから、同意を求めてもらいたいとか協議してもらいたいとか、いろいろ強い要求をしたのであります。その間に協議というところで一応妥協したのであります。従つて再建計画とその他の事業計画とを協議の形でつめて調和していこう、こういうことになるわけでありまして。

○北山委員 そうするとその程度の了解であれば、この法案がかりに通つて、この規定を運用する場合には、個々の問題についてトラブルが起りますね。それはある府県の再建計画を出してきた、それを承認する場合に、事前に自治庁としては関係各省に協議をする。ところが各省はこれではいかぬ、これではいかぬといつてやりますと、なかなか協議はまとまらない、トラブルが起る、こういうことが予想される規定だ、こう考へていいですか。

○後藤政府委員 私はすぐトラブルが起るとは考えませんが、大体協議によつて適当な線に妥結するのではないかと、こういうふうに考へております。

○門司委員 協議の問題は私はいろいろ問題があると思ひますが、もう一応この章で聞いておきたいと思ひます。こ

とは、今自治庁がこれを団体に返すというお言葉がございましたが、法律の上においては何らそういう規定はないのであります。だからその処置は一体どうされるのか、ただこれは行政措置でどうも農林省との話し合いがうまくできなかった、あるいは建設省との話し合いがうまく行かなかつたから、もう一べんそこを考へて持つておいでなさいといつて返すのですか、そうしてもう一べん議会の再議に付するので

○後藤政府委員 大体協議によつて私は話がつくと思つておりますが、しかし非常に隔たりがありまして、向うの事業計画がもつともであるというふうな場合にはやはりこれは一応承認をしないであらうと思ふ、そうしてもう一度再建計画の審議をせよというところに相なるだろうと思つております。

○門司委員 そうしますと非常にややこしい問題になるわけですが、この項の一番最後に「財政再建団体の長は、財政再建計画に基いて予算を調製しなければならぬ」という規定が一つある。従つて地方の自治体はこれをもち帰つて参りますと、予算の変更をしなければならぬ。少くとも地方の自治体が一応予算を議決したてゐるのだから、それが出来てゐるのだから、私は予算と関連なしに再建整備法というものがきめられるはずはないと思ふ。ここにはちゃんとそういうことが書いてあります。そうすると予算の審議権との間は一体どうなりますか。もし自治庁が突き返したからといって、その理由で更正予算を出すというやうな不見識なことが出来るかどうかという点だが、これはやれますか。

○後藤政府委員 再建計画は、たとえば十月の一日に始める団体につきましては十月一日を基礎にして、七カ年とか五カ年とかの再建計画を立てるわけでありまして。従つて問題はおよそ本年度どうするかという問題でありまして。私は本年度の予算というものがありませんから、それを基礎にして考へざるを得ない、かように考へております。来年度以降はやはり再建計画を基礎にした予算の調製をするということになりますので、そういう問題は本年度においては多少問題があるかもしれない、かように考へております。

○門司委員 そうすると、この予算との関連であります。来年度からなら来年度からいいが、私の聞いておりますのは、来年度になつても一応二月なら二月の予算を審議すべき時期には必ず審議しなければなりません。そうしてそれが自治庁の長官にやはり出されてくると思ふのです。これは予算の範囲内はどうでもいいのですか。これは先に関連するから私は聞いておくのです。二十一条に予算の執行に対する停止権があります。だから予算執行をきめてもそれがそのままでないと思ふ。予算をきめる場合には、こういうものがすべて完了しておらなければその年度の予算というものはきめられないはずである。あなた方がただ財政計画だけを机の上で立ててなる場合はこれでいいかも知れませんが、実際に町村長がこれをする場合は一応きめなければならぬと法律にも書いてある。きめる場合にはこれが出てくる。そして不適当なものは自治庁の長官がチェックすることができると書いてあ

る。そうすると、予算を審議する議会の審議権と、返された場合に再度審議しなければならぬというところの兼ね合いです。これはどういふふうに解していますか。

○後藤政府委員 再建計画というのは、長期計画をこの法律が通りましたらすぐきめるわけでありまして、その承認を大体得まして、承認を得た長期計画を基礎にして来年度の予算を調製していくというにしております。従っておそらく再建団体については年度内に長期計画の承認を得るということになります。従って来年度はその長期計画を基礎にした予算を作るということでありまして、私は別にその更正の問題はすぐ起らぬのじゃないか、かように考へておるのであります。

○門司委員 起らぬのではないかいとお話であります、私がさっきも申しましたように、二十一条との関連性が出てくるのです。執行を停止するのでしょう。執行停止することは予算を停止するということですよ。しかもその前にその前段で協議をするということ、協議がととのわなければ返すということをあなたの方では言っている。そうすると、予算の執行とこの三つの問題はどうか関連性を持つてくるかという事です。計画は計画でいいのですよ。しかし予算はやはり執行しなければならぬ。実際のその年の予算を組んでいかなければならない。計画と予算というものは必ずしも一致したものではないのです。これはあなたの方の考へもわれわれの考へも大して差がぬと思う。問題の起りますのは、この五項であります、ここに財政計画に基いて予算を調製しなければならぬと營

いてあるから、この財政計画に基こうとするならば、この二項の各所掌事務を持つておられます長との間に協議がととのつていなければこの予算は組めないはずであります。調製はできないはずであります。その関連性をどうするか。自治体の方では、わかりやすく言え、予算を組む前に一応あらかじめ自治庁長官にこういう仕事をしたいというのを申請して、その年度の属する予算が、こういう各省の仕事に関連性があるということもないのではないかと私は考へる。いわゆる許された予算の範囲内ではこれはこういう仕事をしたいという自主性が地方の自治体にはあると思う。そこまでは縛つていないと思う。必ず自主性を持たしておる。持たしておるとすれば、その予算を組みますときには、各省に関連性を持つた事業を行うという予算の決定をしてくるかもしれない。その場合に自治庁はその仕事に適當であるかないかということについての査定を加えるのじゃないか、加えませんか。

○後藤政府委員 この三条の二項というのは、当初作ります再建計画の中にその省の事業に關係のある事項が含まれております場合にはその省に協議をして承認をする、こういう規定でありまして、その協議は普通の団体でありますれば本年度にそれぞれ協議をして計画ができ上る、そのでき上った再建計画を基礎にして来年からは予算の編成をするということになるのであります。その最初の計画の中に、そういうこまかい計画が載つてなければならぬ問題はないのであります。載つております場合は考へて見ました場合には、ちゃんと翌年度からの事業がやり

得るようになっておるのであります。従つて計画自体に問題はないと私は思つております。

○門司委員 だんだん問題が明らかになつて参りましたが、そうすると当初の再建整備計画以上の仕事には出てはならないといういわゆるはつきりした禁治産的のものにならざるを得ないという結果になると思うが、それは一体どうなるのですか。

○後藤政府委員 先ほどからたびたび申しますように、二項の規定は通常の場合はないと思つております。そういう計画が明らかになります場合には、事業官庁の方に相談をして再建計画をきめるわけでありまして、しかしその計画がきまらなければ再建計画がないのであります。なければ予算の問題はないのであります。それでもう一べん直して再建計画を立てて参りますれば、それを基礎にして予算が編成されるのでありますから、別に事業の執行に差しつかえないということになるのであります。

○門司委員 そうすると、こう解釈してよろしいのですか。ここに「予算を調製しなければならぬ」という字句を書いておるが、この予算の調製の前に再建計画というものについては大体自治庁長官の許可を受けるのだということなのである。そしてその範囲において予算を組め、そういうふうな解釈すればよろしいのですか。

○後藤政府委員 その通りであります。

してよろしうございませうか。

○後藤政府委員 自主的に自分で立てました計画自体でありますから、その計画を守るような予算を作つてくれ、そういう意味でワクといへばワクであります。自分で立てました計画を基礎にして予算を編成すべきである、こういう趣旨でここに出してあるのであります。

○門司委員 そうすると、先ほどから北山君の質問の中にもありましたが、もしそうだとすれば、自治体の自主性というものは再建整備計画を立てたときにワクがはめられて、より以上の発展性はないという結論にならざるを得ないと思うが、その通りですか。

○後藤政府委員 全体のワクはおつしやる通りであります、しかし個々の内容につきましては、再建計画はこまかい計画はできませんので、従つて個々のどちらの事業をやるかというところは毎年の予算でこまかくきめるわけでありまして、従つて全然自主性がないということになるのではないというのを申し上げておるのであります。

○門司委員 予算の範囲内における自主性はむしろあります。これは認めらる。われわれもその通りだと思ふ。しかし自治体というものは生きておりまして伸びていかなければならぬのである。七年前の理事者の意向とは考えられない。同時に住民の意思というものが必ずそうなるとも考えられない。議会の意思決定が必ずしもそれを踏襲するとは考へておられない。仕事の内容についてはいろいろの問題が派生して出てくると思ふ。去年まではこういう仕事は必要なかったかもしれないが、

こういうことが必要だということが出てくると思ふ。これはあなたの方がお考へになつておられますように、自治体といふものは固定したものであつて、単に国からの事務だけをやっておればいいというものではございません。自治体が将来伸びていくとするには、赤字の問題はむしろ解消していかなければならない。伸びる一つの段階として工場誘致も必要であらうし、あるいは財産の造成も必要であらうし、そのことのためにいろいろ各省に關係のある大きな仕事もしなければならぬことが私は出てくると思ふ。そういうことが自治体の一つの自主性である。そういうものについて、再建計画以外に出られないということになると、自由に裁量のできる範囲といふものはきつめて小さくなつてくる。そして七年間といふものはこれ以上には出られないんだ、このワクの中で財源をあつちやつたり、こつちやつたりするわけでありまして、そのワクから出られないんだという結果になると思ふが、そういうふうに解釈しておいていいのですか。

○後藤政府委員 何年にするかということですが、私も最大限八年であります、これもまあおむね八年ということにしております。従つて何年にするかということも、どうも、その地方団体ができるのであります。そういうワクをはめて何年間で返すかといふ、全体の計画を自分自身で考へてもらつて立ててもらふ。その範囲内において各年度において起債のたな上げされた赤字を消していくという計画を立ててもらふのであります。そういう意味でワクを一応はめられることになる

かもしれないが、これは再建計画自体を立てる以上は、やはりその計画に従って予算の編成をして、そして再建債の償還をはかってもらいたいという趣旨で、この全体ができておりますので、それはやむを得ないと私も考えております。

○門司委員 だから私の言っておりますのは、再建債のワクと、それから事業内容というものは、私は別に考えるべきだと思ひます。それで事業はやはりできるだけする方針で、ワクをはめないで置く。そして債権の方の返す方だけは、完全に返されるような形が出てくる方が望ましいのではないかと。こういう形で再建計画を立てたんだから、それから外に出られぬぞ、もし出てくると、こつちの大事な債権の償還ができなくなるから困るんだというようなことだと私は思ふのだけれども、償還ができるような計画が立つなら、私はそのワクの外にはみ出たところで大した問題はない。これを變更と称するとあなた方はいわれると思う。だから變更することができるといふように書いてあるのではないかということに私はなると思ふ。しかしそれは變更することができるといふ規定があります、その前にたとえば今申し上げましたような各省との関係がもう少しはつきりしていないと、そういう問題についてはなかなかうまく行かない。各省が承認しなかつた場合はもう一べんそちらでやり直してこいときめたとこで、それは絶対にできない相談になります。自治庁が認めないんだから、自治庁のいうことを各省が聞かなければならないということで、自治庁の考えのワクの中に、入れられてしまうと

いう危険性が出てくると思ひます。こういう回り回ってくる關係を聞いておるのであります。従つて、變更することができるといふ規定を設けたことは、言いかえれば、そういう場合に財政の償還計画を立てば、事業は必ずしも当初考えたものよりも外に出ることができるといふようにはつきり解釈していかうか。

○後藤政府委員 おつしやる通りでございます。

○門司委員 もしそうだとすると、この協議というようないことが少し問題になりはしませんか。私はやはり協議でなくて、自由に自治体でやるんだというように書いておかないと、協議という文字をここに使つたことは、そういうことを野放しにしては困るという意見じゃないかと思ふ。そういう考え方で各省の仕事を押さへようというのじゃないですか。これは明らかに自治体が行うとする仕事を、ある程度ここで押さへるといふ一つの事項なんです。私はそういうように解釈するが、そういうふうに見られませんか。

○後藤政府委員 これは各省がどういふことを言うかわかりませんけれども、われわれの方ではそういうふうな考へていないのです。先ほど申し上げたように、再建計画を当初認めます場合に、各省に明らかに關係のある分については、これは協議しよう、こういうことでありまして、おつしやいます通り、毎年度のちやんとした収支が変更なければ、事業量というものをやはりふやしてもさしつかえない。その場合には、この問題ではなくて、実行上の問題に移つて参りますから、その場合にそれぞれ一度話し合ひをした

らしいのじゃないか。従つて地方団体の希望するようない線で話し合ひをしてもらひたい。要はたな上げしした再建債を計画的に返すということが主でありますから、事業量の問題は別途考えたいのじゃないか、こういうふうな考へております。

○門司委員 さらにもう一つ次の項のことを考へなければならぬのです。四項は緊急の場合の処置であります。従つて緊急の場合には、こういうことが考へられるということの変更ができる。それからただいま申し上げました變更の範囲という範囲ですが、この範囲は一体自治庁はどういうことを認めておるのか。さつき私が申し上げましたように、債権償還の計画を立てば、自由に計画の變更ができるというように解釈しておいてよろしうございませうか。

○後藤政府委員 七カ年なら七カ年の計画で再建計画を立てた場合に、それぞれの年度のやはり償還の計画があると思ひます。その計画が達成される限りにおいては、私はさしつかえないのじゃないかと考へております。

○門司委員 そこで問題は具体的に入つて参りますが、自治体の方では緊急やむを得ない仕事というほかに、住民の意思によつて行ななければならぬ仕事が出てくると思ふ。その場合に問題にして参りますのは、自主財源があれはいいが、自主財源がない場合に、やはり起債によらなければならぬ。起債によつてそういう一つの事業計画を立てていく。このことを私が申し上げてゐるのは、財産造成問題があるからであります。財産造成は将来の赤字対策とし

てはぜひ立てなければならぬ一つの仕事であります。ところが財産造成は次の年度からなかなか金になるものでございませう。これは相當の年月を経なければ、起債の償還に引き当てるわけには行かないと思ひます。ところが自治体としてはいつまでもそういうことはできないから、できれば将来の償還に引き当てるべき財産造成というものは、各自自治体にやらせなければならぬ。そういう問題については自治庁はどういうふうにお考へになりますか。起債額はふえてくるのであります。起債がふえてくると償還關係がだんだんふえておつておつてくる。

その間の問題をどういふふうに取り扱つていくか。これは具体的問題として聞いておきたい。こういう再建整備計画を立ててくると、財産造成のよう大きな起債の事業はできないか、できるかということでありませう。

○後藤政府委員 私どもは全然できないとは考へておりません。もちろん起債を財源にした事業はできるといふように考へておりますが、その負担が、償還が始まつて、償還の始まりますのは、再建計画の年度が来るといふ場合があります。その場合は再建計画に基く償還計画が達成できるものであれば、その起債を認めていこう、こういうふうに考へます。

○門司委員 そうすると、たとえば財産造成の場合はそう簡単に行かぬと思ひますが、それから起債にしても大体御存じのように、一応起債財源で仕事をしますものは、その仕事のやはり完成するまでは、これを償還しない方がいゝのであつて、据え置きにしなければならぬということが大原則だと思

う。そしてその仕事は完成してから、償還計画を立てていくというのが正しいあり方だと思ふ。そういういたしますと、七年度に払わなくてもいいという据え置き期間が、ちょうど七年度と同じようになれば問題はないのであります。ところが今お話のようによつて、それが必ずあると思ふ。そう長く六年も七年も償還しないといふということにはなかなかならぬと思ふ。その場合に新たに起した償還計画というものと、それから今再建整備についての償還計画というものが重なつたとき、自治庁はどういうふうな態度をとられるか。これは非常にむづかしい問題でありまして、起債財源に引き当てる財産というものは、土地なら土地の造成をやる。その土地が売れるか売れないかわからないが、起債財源の引き当てとしては、そういうものが引き当てになる。売れなければほんとうの償還はできないのであります。ところが償還計画の方は、この法律に基いて返す方は許されておらない。とにかく財産をこしらへるんだから、一ついついっからこれを返すという計画だけでは承知できない。そういうような重なる場合に一体どういふ処置をとられるか。片一方はやかましいことを言われたい。償還を待つてくれるんだということならばまた話になるのですが、そういう点はどうなつて参りますか。

○後藤政府委員 最初の再建計画の場合に公債費というものは一本で別に参ります。その中に今おつしやいますようなものが入つておれば問題はなないのであります。途中で入つていく場合は、やはり入つていきますと計画を變更しなければならぬ。そのままだ

初の計画で行くか、計画を変更するかという問題になると思ひます。それが一年くらい延ばして計画変更でまかなえれば、その方法をとることも一つの節約要素があれば、他の節約要素でもってそれを補てんする方法もある。従つて財産造成のような場合には、やはり起債は起債としてできるだけ認めていこう、つまり起債というものは、単独事業でありましようとか公共事業でありましようとか、そう私どもはしほり得るものではない、だから一定の起債はやはりあり得る、こういうふうにご考慮しております。

○門司委員 そうすると結論として、この赤字の整備団体であつても、財産造成その他については大体起債の承認が得られるというふうに解釈しておいて間違ひございませんか。

○後藤政府委員 それが起債事業でございませう、おっしゃる通りに考えております。

○門司委員 それではもう一応聞いておきますが、私はどうも今の第二項との關係がまだ釈然としないのでありますが、これを要してもう一ぺんこしらえてくるなどということはこの法律のどこにも見えないのであつて、もしそうだとすれば、ここにやはりそういう規定が必要じゃなかつたか。いわゆる協議がととのわない場合にはもう一応立て直すということがはつきり書かれていないと——書きつばなしでは、もしそういう処置をとられると困りはしないかと思ひますが、それは別といたしておきます。

最後の項の五であります。財政再建団体の長は、財政再建計画に基いて

予算を調整しなければならぬ。」というところがはつきり書かれておる。私はその通りだ、これでなければならぬと考へておる。だからこの条項を入れたことは大して間違ひはないと思う。しかしここで問題になりますのは、ずつと先の項で問題になりますのは、議会の議決権の問題と、それからやはり憲法の一つの問題に觸れてきやしないか。地方予算に一つのワグがはまるのであります。自主的のワグではなくして——自主的であるといへば、あなたの方では、そういう許可を受けたものだから自主的であるとおっしゃるかも知れない。しかし地方住民の必ずしも適切な意思反映じゃない。一つのワグにはまつた中で仕事をしなければならぬといふことになるので、自治法が保障している自治権の侵害になる。いわゆるこれにワグをはめるというように私は解釈するのだが、そういううらなひはここにはございませうか。

○後藤政府委員 ワグをはめるといへばはめるということになるかと思ひます。しかしそのワグ自体はやはり自分で作つたワグであるのであります。従つてそれを要する場合は別でありまして、それを要しない場合には、やはりそのワグ自体を中心にして予算を考へるのが当然じゃないか、こういう意味でこの条文を考へたのであります。

○門司委員 それは通常の場合であつて、議会の構成が變つた場合——これは今まではしばしば議論されましたが、前任者と後任者は違ふのであります。前議会と新しい議会は違ふのであります。そこで今日この自治法の建前とかあるいは憲法の建前とかが變つてきて

おるのであります。単に——これはあなたの方がよくおわかりだと思ふのだが、今日の憲法は従来のような団体自治の理念の上からだけこれを律するのではなくて、やはり住民自治の建前から律する面の方が実は大きいのであります。そうすると法人は、同じ一つの法人である団体ではあるが、その法人を運営する議会と長が變つた場合に、必ずしもこういう規定でワグをはめておくということがいいのか悪いのかといふことです。これは先ほどからいろいろ議論されたと思ひますが、長官は一体どうお考へになりますか。前官の首長がきめたことをあとの首長がどうしても踏襲しなければならぬ、前の議会がきめたことをあとの議会が踏襲しなければならぬ。それは變更すればいいじゃないかと言われるが、これはそうしかく簡単に言ふかぬのじゃないか。その辺の調整は一体どうされま

すか。

○川島國務大臣 これは先ほどもお答え申し上げたのですが、立憲政治の本質からいへば、新しい議会が前の議会と違つた意思表示をすれば當然變更が加えられるわけでありまして、新しい再建計画を持つてきますれば、それから私の方で審議をいたしましてこれを承認する、あるいはその承認に對してさらに變更を加へることを求めるといふことになるのであります。前の議會なり長が作つた再建計画は絶対に變更できないという性質のものではございませう。

○門司委員 私の心配しますのは、前の人とは再建整備計画を自治庁に約束しておる、しかしあとの人は約束しないといふことができるかどうかというこ

とです。ワグの中にはまつた範囲内において計画を変更することはできません。これは問題はないと思ふ。しかしワグから出ることができるといふワグの範囲内で變更しようといふなら、これはどんなにでもできます。前の人とは何年間にこういう起債を払うことを約束した。おやじさんはそういう証文を書いたかもしれぬが、私はそういう証文を書いた覚えはないといふことになつたらどうか。そういうことが一体できるか。証文の範囲内で返す方法を違へた、三年間に返すのを四年間に變へたといふのは、これはやれると思ふ。証文の範囲から出ることができるといふことか。

○川島國務大臣 もともとこの法律を適用しようとする団体は赤字の深刻な団体なものであります。どういふやり方で財政の立て直しをやるか、こういうことにつきまして、前の議會なり長とあとの議會なり長との間に意見の食い違ひがあつた場合、たとえば前に七年でやるというのを六年に縮めてやるうといふことがあり得るかもしれませう。あるいはさらにこれを延ばすといふことがあり得るかもしれぬ。そういう場合には變更の申請をしてもらへば、これに對して自治庁としては態度をきめなければならぬ、こういうことではあります。

○門司委員 私はそういうことを聞いていないのです。長官はどうぞどこまでも一つのワグをはめて、そのワグだけを守られておるからそういうことが言えるのですが、前の理事者は七年なら七年、六年なら六年で償還すること

をきめたといふことが一応考へられる。しかしあとから出た人は、さつき

千葉県の例が出ましたが、千葉県の柴田君のように、こういう窮屈なワグをはめられなくても、これはみずからやるじゃないか、事業の範囲までもワグをはめられるようなことでなくて、返せばいいんじゃないか、再建整備法によらなくても返しさえすればいいんだらうといふことで、みずから自分の力でやつていこうといふもの考へ方が出てくる。そうして自由に仕事をしたいといふ考へ方が出てくる。そういう場合に、これを破棄することができるといふことか。

○後藤政府委員 私は二つの場合があると思ひます。前の人再建計画を立てて金を借りた場合と借りない場合がある。金を借りた場合には、金を借りて再建計画を立てて、次の首長がそれと別な計画を立ててやる場合には、計画變更の手続を踏まなければならぬ。もしも踏まないでやりますと、二十一条の第一項の規定に觸れてくるのであります。その場合には借りたものは繰り上げ償還という問題が起きてきます。そうしなければ執行の一部停止という問題も出て参ります。もう一つの場合、金を借りないで初めからやつたといふような場合は計画變更だけの問題で、繰り上げ償還の問題はない。しかしその場合にもやはり再建計画と異なつた予算の執行をやる場合には、二十一条の方に觸れてくる、こういうふうにご考へておられます。

○門司委員 だから要約すれば、前任者がきめたことはその遂行をするまで絶対に變更されないといふことが結論になると思ふ。そういうことに解釈していいのでしょうか。もし變更した場合

には予算の執行を停止することができるといふようなことに——これをはみ出してやる。はみ出した場合には二十一条が適用される。その解釈は、今少し広げて解釈されたんだが、私がさっき申し上げたような、これを御破算にする、こういうような計画を受けなくても、借りた金を返せばいいんだ、何も再建整備なんというむずかしい約束をしなくてもいいんだという考え方にあとの理事者が立つた場合に、私はそういうことがあり得ると思う。またそういうことが、選挙の問題などを考えると私はあり得ると思う。こういう今の再建整備を受けているからこういう仕事ができないのだ、金さえ返せばいいんだから、私はこういう方針で行くのだということが出てこないとも限らない。それを北山君も非常に心配している。これはそのワクの中でだといふなら仕方がないが、そういうことができないというなら大きな問題だと思ふ。できるかできないかという問題だ。やはり二十一条を適用するといふことになれば、これは何と言われとも明らかに自治権の侵害です。

○後藤政府委員 金を借りてやります場合には——私さっき申しましたのは少し間違つておりますから訂正いたしますが、金を借りましたときは、繰り上げ償還をして返せば再建整備団体でなくなりますから、それはそれでいいと思います。金を借りないでやりました場合には、再建計画の変更という問題はございませうけれども、二十一条の適用はございせん。

○岡委員 金を借りない場合に二十一条の適用を受けてはかなわぬですよ。事実上債権があるから二十一条と

いふのが物を言つてくるのであつて、そんなことを自治庁が考えたらいふことになる。私が言っているのは、繰り上げ償還というのはいつての償還期限です。だから七年なら七年のうちに返せばいいと私は思う。それが不履行になつた場合には一体どうするかという問題が出てくるかもしれないが、しかし申し上げておきますのは、絶対にその範囲でなければ変更ができないといふことになると、これは少し行き過ぎだと思ふといふことです。だから変更ができるかできないかといふことを聞いていふのであるが、今までの答弁では、どうも変更ができないといふ形、もしその約束を破棄したら二十一条を適用するといふことになる、これは明らかに自治権の侵害だと私は思ふ。だからこの点について、憲法に抵触してくると私は考えるのだが、自治庁の長官は、それでも憲法に抵触しない、何でもかでも一べん前任者が約束したことはどこまでもそれをやるのだといふことではないのですか。

○川島国務大臣 再建債の忠実な償還計画の実行を私どもは期待しているものであります。繰り上げて償還するよくな計画に変更する場合もあるかもしれない、あるいは地方財政の状況によつては五カ年に償還しようと思つていたのを七カ年に延ばしてもらいたいという意向になるかもしれない。そういう場合は変更し得るのだ、こういうふうに着眼しておることを先ほど申し上げたわけでありませう。絶対にもう伸び縮みできないものとは考えていないのであります。

○北山委員 関連して。ただいまの長官の答弁は、新しい首長なりあるいは

議会ができてきた場合には当然前の計画も変更できるのだというお話、またその際には、後藤財政部長の話では、借りた金の繰り上げ償還をすればいいのだといふことですが、この規定の中には、それ以外にやはり何かあるのではないですか。かりにその再建団体が、そのワクの中で生きていくのはとてもいやだといふて、かごの中から自由の身になりたいといふて自由を求めた場合に、もしもそこに赤字があればそれは地方債の制限を受けて——赤字団体として再建促進法によらない団体は、今度は地方債を許可しないといふような制限があるのではないですか。そうすると、いやでもおもうでも赤字のある団体は、自由であるとはただ言葉の上だけであつて、いろいろがんにがらめにしてこのワクの中に入れよう入れようとしていくのではないですか。それからその地方団体が、その再建団体であることをやめようがやめまいが自由であるといふようなことは、この法律に関する限りそういうことは言えないのではないかと思います、どうですか。

○後藤政府委員 再建計画を立てました団体が、途中で再建債を借りまして繰り上げ償還をいたしまして、あと自分で財政運用をやるわけでありませうが、その場合には、地方債の制限を受けないのでありまして、三十二年度以降において受ける。もしもそれまでの赤字があれば償還は消してもらいいた、もし三十二年度以降赤字が残るような場合には起債の制限をする、こういう建前になっております。

○北山委員 三十二年度であらうが何であるが、やはりこういうふうな自

力で借金を返そうといふような団体は、むしろそういう存在を許さないといふような建前になつてゐる。そういう殊勝な、お世話にならないで自分で赤字を返そうといふような団体に対して、借金を許さないといふようなことはむしろ逆ではないか。二十三条の規定は私は非常におかしいと思ふ。従つて、こういう規定がある限りにおいて、自由であるといつても、今から勘定して昭和三十三年度といつて、選挙から言えば次の首長なり議会の選挙があるといふようなときに当るかもしれない。だから、そのときにまだ赤字がある、赤字があるが再建団体に入ることはやめよう、こう考えても、赤字があれば地方債が制限されるということ、これは泣く泣くしようがないといふことで、今まで通りかごの鳥で四年間生かすといふことに落ちつく。そういうふうな制限を受けているものである。大臣は、立憲政治のもとでは首長、議会が自主的に物事をきめ得るのだと言ふけれども、そういう事実上の制限をこの規定ではやつてゐるではないか。この点について大臣はどのような考えですか。自由にその団体がきめ得るというお話とこの法案は違ふのです。この矛盾をどういふふうにお考えですか。

○川島国務大臣 再建団体は、この法律によりまして長期にわたる再建債を政府資金で借りるわけでありまして、それを解決しないで勝手に再建計画を変更することのできないことは当然であります。従いまして、これを繰り上げ償還する等のことはできるのであります。また場合によりましては、あるいは地方の状況によつては繰り延べも

できるかもしれませんけれども、借金をしたままそれは打つちやらかしておいて勝手なことができないといふことはとうてい許されないものでありまして、それと地方の自主性といふか、議会の権限を尊重するといふことは別問題であります。再建債を発行した以上、これは償還するだけの義務を地方団体が持つてゐるのでありますから、これだけはどうしても履行しなければならぬわけでありませう。

○北山委員 私の言うのは違ふのです。繰り上げ償還はかりにないといふ、無理をして。しかし赤字は残つた。そういう状態になつた場合に、この二十三条では、昭和三十三年度以降のそういう赤字団体は、特別の場合を除いて地方債の制限をするのです。事業をやろうと思つても金は貸さんぞ、ちやうど今度の東京市の固定資産税の場合と同じようなものである。そうすれば、せつかく一人立ちをしようと思つても、仕事をすることはもちろん一般財源ではできない。どうしても地方債が必要だ。ところが一人立ちしようと思ふば、赤字を抱えておればこの二十三条によつて地方債を制限するといふのだから、これは仕方がないといふことで、一応形式上の自由があつたとしても、実質上の自由はないといふことになる。この法律はその自由を制限している。自由といふのは何も文書の上に書いた言葉が自由じゃないのですよ。実質上の自由なんだ。その自由を制限している。そうさせまいといふ。赤字団体が一本立ちでもつて、繰り上げ償還もして、そうして一人で立つていこう、自前でやつていこうといふことを制限して、あくまでもかごの

鳥にしようとしている。どうしてこんなことをするのか。これを先ほど来お話ししているような憲法違反というか、地方団体の自主制を事実上侵害している規定であるとは言い過ぎるを得ないのですが、重ねて伺います。

○後藤政府委員 おっしゃいますような場合に、途中で繰り上げ償還をして一応自由な身になるその場合でも、赤字が相当あればやはり再建計画を立ててやるべきではないかというふうに私は考えておるのであります。もしもその場合に、赤字の額が少く、自主的に再建されるものであれば問題はありません。従って、二十三条の規定では、三十年度以降の赤字団体が政令で定めるものは先ほど申しましたように赤字が標準税収入の一〇％ないし二〇％以上の団体をさしているのではありません。だいたい赤字があるからもういけないというのではなく、そのときに相当赤字が残っている団体、そういう団体に對してはさらに再建計画をやるのが筋道であつて、そういう団体が起債で事業をどんどんやつていくということは不自然ではないか。そういう意味で、そういう団体に對する制限をこの規定でおけるのであります。

○門司委員 大体話はわかつてきたと思いますが、私がそういうことを聞いておりますもう一つの理由は、三十一年度から政府は赤字が出ないような施策を立てるとおっしゃつておるので、そういう国の施策が出て参りますと、再建整備を受けなくても国からの財政処置というものが十分とられてくれば、独自でできると考えられる団体が出てくると思う。後になつてとんでもないことをしたということがあ

はあるかもしれない。縛られなくてもよかつたということがあつてもいい。そのことのために私はさつきからしつこく聞いておるのであります。もし三十一年度からこういう方式によつて赤字が出ないという方針が立てられてくれば、何を好んで窮屈な準禁治産的なものを望むかということなんです。私はそのかね合いがあるから聞いておるのであつて、従つて赤字がずつと出てきて、今のよな状態、年々公債費が百億以上もふえていくというような状態で、毎年々々の赤字で千億近くの地方債が発行されなければ地方ではやつていけないというような状態であつては、これはもうどうにもならぬのです。そういう二つの問題があるのです。だから赤字がずつと続くようなことになれば、今こういう法律をこしらへられても、これは一時限りのものじゃなくなつてきて、だんだん先に先にと延びてくる。それから赤字が出ないという目安がつくなら、こういう法律の適用を受ける範囲というものはきつめて私は少くなつてくると思う。だからその辺で、もう少しはつきりした計画を今のうちに立てて出さないと地方自治体は迷惑すると思ふ。来年から赤字が出ないように地方の財政に三百億ないし五百億の財源処置をしてくれるというなら、これは自力でやれるのだ、再建整備計画というやうな窮屈なワタをはめなくてもよいという団体が私は必ず出てくると思ふ。だから今のうちにはつきりしておかなければ困る。それから自治庁の方で計画を立てるといふだけで、具体的にどうするといふ説明がないのでありまして、きつめて遺憾であるが、これ以上私はここで議論をしても始まらぬ

と思ふのであります。従つてもう一応聞いておきたいと思ふことは、もし地方の自治体の方に赤字が出ないやうな財源処置が行われた場合に、当然こういう窮屈な処置を受けておるといふ団体は事業その他のワタがあらうので、非常に窮屈になつてくる。片方の団体は自由に仕事ができ、その間の住民の感情といふは、隣の市の住民の感情といふは、二、三年前に非常にひどかつたためにあつて再建整備法を受けた、そのために仕事はなかなか困難である。片方はそういうことを受けなかつたために自由にある程度仕事ができる。こういうやうな住民感情の問題が出てきやしないかといふふうに考えられるが、そういう場合が出てきてもそういうものは起らぬといふように、自治庁はお考えになつておられますか。

○川島國務大臣 この法律によりまして再建団体にならうという地方団体は深刻な赤字に悩んでおる団体でありまして、二、三年先になつて赤字が出ないやうな財政運営ができるなら、そのときになつてあつてこんな法律を適用してもらわなくてもよかつた、そういうことが起つてくるというお尋ねだと思ふのですが、今日の地方団体といふものは赤字に苦しんでおるのでありますから、やはりこの法律の適用を受けなければ健全な姿に展れないと思ふ。幾ら三十一年度から財政的処置をいたしましても、赤字をしょつておるのじゃ健全な財政にはなれないのであります。しばしば千葉縣のお話が出ましたが、千葉縣知事がこゝでどういふことを言つたか私は聞かなかつたのであります。私は千葉縣のことをよく知つ

ております。何ゆゑに千葉縣は赤字がふえたか、現在はどういう状況になつておるかといふことは、私は一番よく知つておるのであります。千葉縣の状況のことは、今日赤字を十五、六億も負つておりました、銀行はほとんど金を貸さない。従つて遅配欠配といふものが起つつあるのであります。どうして、これは長期に、低利にならなければならぬやうな現状におる千葉縣であります。柴田君がどんな意見を言つたか知りませんが、現実の千葉縣といふものはそんなまやかしなものではない。こういうものが出ることを県民は待望しておるのであります。こういうものは柴田君一個の考えできまるものではない。県会と知事の意思と両方できまるものであります。こういう法律といふものはぜひ必要だ。千葉縣の場合を考えてもそうなるわけでありまして、いろいろ門司さんから御意見もあり、それから御質問もありましたけれども、私はこの法律はどうしても必要だ、こういう考え方を持っております。

予期して自治法の中にちゃんと書いてある。そういうものをたな上げしておいて、自分たちのやつたことだから地方自治体にどんな赤字が出ようといふも、赤字が出て困るというならば、この二百四十五条の三を讀んでごらんさい。内閣総理大臣はその資料まで提出させることができると思つてある。こういうことはちつともやらすにおいて、赤字が出たからといって急にあらわて自治権を侵害するやうな疑いのあるやうな法律をこしらへる。これについて今の今の長官の答弁ははなはだ不意である。お前の方でこしらへたといわれるけれども、政府にもその責任がある。従つてそういうことをこゝで議論するわけではありませんが、そういう事態になつてきて自治権の侵害だと思はれることがしばしば聞かれておりますので、今申し上げておるのであります。

それでは本論に戻りたいと思ふが、三条の五項には「財政再建団体の長は、財政再建計画に基いて予算を調製しなければならぬ」といふことが書いてありまして、これが議会の権能をある程度まで押える責任事項になつた基本になつておると思ふが、これはこゝで義務づけられておる。従つてこの義務づけられた三条の五項を完全生かすことのために、議会がもし否決した場合にこれを不信任とみなすといふやうなこともないことが先の方に出てくるのであります。どうして、今こゝでななければならぬのか。今の長官のお話にもありましたが、長官の協賛を経るのである、従つて議会と長といふものがこの場合の規

○門司委員 政府は必要だとしてお出しになつたことだと思ふが、私は長官とけんかする腹もありませんけれども、地方の自主性を阻害してまでもこういう法律をこしらへなければならなかつた経緯についてはきつめて遺憾な点がある。地方自治法にちゃんとこゝ書いてある。地方自治法の満足な運用といふは、履行を自治庁は怠つておるのである。そうしてこゝでいう事態に追い込んでおるのであるから、もし自治庁がとくにこれに気がついておりましたら、なぜ二百四十五条の三を適用しなかつたか。こういうことを

予期して自治法の中にちゃんと書いてある。そういうものをたな上げしておいて、自分たちのやつたことだから地方自治体にどんな赤字が出ようといふも、赤字が出て困るというならば、この二百四十五条の三を讀んでごらんさい。内閣総理大臣はその資料まで提出させることができると思つてある。こういうことはちつともやらすにおいて、赤字が出たからといって急にあらわて自治権を侵害するやうな疑いのあるやうな法律をこしらへる。これについて今の今の長官の答弁ははなはだ不意である。お前の方でこしらへたといわれるけれども、政府にもその責任がある。従つてそういうことをこゝで議論するわけではありませんが、そういう事態になつてきて自治権の侵害だと思はれることがしばしば聞かれておりますので、今申し上げておるのであります。

定には織り込まれた余裕のあるものにしておかねばならぬのではないですか。長が作成しなければならぬと書いてある。これは当該議会なら当該議会なりあるいは当該自治体というようにことに書いておけば、そういうことにならないのではないかと。これは当該自治体であるならば、これは議会と長が一つになっておりますからそういうことは言えると思います。ここに長と書いて以上はさっきのような規定がなければこの規定が生きて来ないから、あいう規定を書いてあると思います。どうして当該自治体というように書けないのか。

○後藤政府委員 ここに書きましたのは、長に予算編成権がありますのでそういうふう書いてあるのです。再建団体は予算を議決しなければならぬと書けばおっしゃるようなことになると思いますが、そこまで参りますと、それこそ自治権の侵害ではないかという問題が起きて参りますので、予算提出権だけの問題をここに書いております。予算の議決権までここで拘束するのは行き過ぎではないかと考えております。

○門司委員 それはきわめて大きな詭弁でありまして、ちゃんと先で規制しているのではないかと。団体がそういうものを調製して持つて来い、議会に強制しないで議決して持つて来いと書く必要はないと思う。地方公共団体は少くとも財政計画に基いて予算を編成して来いということではないかと私は思う。もし今のようなことであるならば、長が予算を提出して、これを議会が否決した場合に不信任とみなすというような穏やかでない文字は使わない方がいい。

い、編成権はあるのである。議決権は議会が持つてゐる。原案執行権は今知事は持つてゐない。原案執行権を知事が持つてゐるならこれでもいいかもしれない。この法案のねらいは、知事に原案執行権を持たせようという一つの考え方です。先の方を読んでごらん下さい。これを不信任とみなすということを書いてある。決議権を大きく阻害するといいますが、縮めてはいないが、決議権は認めておりながら、実際上議決が困難に陥るようなことを書いてあるのです。原案執行権を認めようという考え方がここに出てきていて、考える。私はそういうことがいけないというのである。従つてここでは、こういう文字を一体どうして使われたかというところであります。自治体がこういう予算を調製してやるのだというのなら、私はこれはある程度話がわかる。自治体という中には提案権を持つ長とこれを議決する議会と二つありますから、二つの合意の上でこういうものを持つていられたいというのだ。

○後藤政府委員 この規定は再建計画と長の持つております予算編成権との調和をはかる規定でありまして、その関係を明らかにするために、やはりこういう規定が必要なのであります。団体自体の問題ではなくて、予算を編成いたしますところの長と再建計画との関係をはつきりするための規定なのであります。そういう意味でここに載せておるのであります。

○門司委員 そうすると編成権を持つだけの長の考え方だとすると、議決権に対する考え方はどうなるのですか。議決をしなければならぬ場合の処置はどうなるのですか。

○後藤政府委員 議会と長との関係はうしろの方に規定があるのであります。議会と長との関係の規定は十一條に載つております。

○門司委員 いずれこれは十一條のところで議論になると思うから避けておきます。ここではつきり書いたというふうな今の御答弁であります。議会の議員の審議権というものについて、自治法の中に書いてある範囲を逸脱して、そしてこれを不信任案とみなすというふうなことを先に書いています。これは議決権というものをある程度要約し、これを威圧するという語弊があるかもしれませんが、そういう形のものであることは間違いないと申します。ここにこういうことが書いてあるから、次にああいう事項を書かなければならぬことになった。だから十一條のところでもう少しはつきり聞かなければならぬ。自治法の中に書いてあることを逸脱しておる。自治法の中にはある長の不信任案とみなす場合は二つしかないわけですが、伝染病の場合あるいは緊急必要などに長が処置した場合、その次の議会に否決されたら長の不信任案とみなすということが書いてある。それ以上に今度の法律では、再建整備計画に対して長の出した予算案をうのみにしなければ不信任とみなす。不信任案の裏には何が隠されておるかという、解散というのが隠れておる。これは明らかに審議権に対する長の挑戦ですよ。こういう穏やかならざるものが出てきておるのであります。従つてそれが出てくる根拠がここに書いてあるのである。だから私は聞いておるのである。こういう字句を使うとこれは次の問題にひつかかつて

こなければならぬことになっておる。長は提案権だけです。それを議決したものを執行する権利を持つてゐるだけなのです。この関係はどうなるのですか。

○後藤政府委員 これは再建計画と予算との関係を明らかにした規定でありまして、再建計画の誠実なる実施をはかるためにこの規定を入れたのであります。従つて長が予算編成権を持つておられますので、予算編成のときには再建計画に基いて予算を調製しなければならぬ、こういうふう書いておるのであります。

○門司委員 そうしますとこれは私が申しましたように必ずしもきまつた問題ではない。計画だけを持つてくれればいいので、十一條のところではほんとうに争うのだ、ほんとうのものに仕上げるのだ、このところはただ計画だけだ、長はそういう計画に基いて案を立てて一応自治庁に届をするだけである、それから先は十一條でけんかをしない、こういうことになるのですか。

○後藤政府委員 予算を私どものところへすぐ持つてこいというものは出てこないものであります。報告は受けまされども、再建計画に基いてそれぞれの団体が予算を編成して議会に提出をする、こういうことになるのであります。

他の意味はないのだというふうに解釈してよろしうございませうか。

○後藤政府委員 その通りであります。

○門司委員 そうだとすれば、何を好んで十一條にああいう規定を置かれたのですか。私はこの規定は要らないと思う。十一條で問題は片づくのではないですか。十一條にちゃんとこれと同じことが書いてある、同じものを出さなければならぬということが書いてあるのだから……。

○後藤政府委員 十一條の中にはそういうことが書いてあるわけではあります。十一條の四号には「財政再建計画の達成ができなくなると認められる議決をしたとき」、こういうふう書いてある。達成できなくなるような議決をしたときには再議に付する、こういうふうに行くわけでありまして。

○門司委員 だから十一條でこれは足りるではないかと思う。再建整備の達成のできないような規定だということ、この規定と同じではないですか。長はこれと同じようなものを作成して出すことによって、これに反対して出したときにはそういうことに該当するのではないのでしょうか。だからこういう規定を入れなければならぬということとはわからないのです。ずっと前から読んでごらん下さい。ほかとここにこんなものが出てゐるような気がするのです。前の四項までとこれとの間に、前段の三条の前にカッコ書きで「財政再建計画の承認及び予算の調製」と書いてあるから、ここにこういうものが出てきておるのですけれども、この四項までは主として計画がずつと書いてある、そして一つだけこ

は、これは議会の代表がきめたといつても差しつかえないと思うが、しかしこの問題は町村合併にはほとんど匹敵するような問題であつて、やはり住民の意思決定が十分反映する機会を与えたいと思う。従つてここで事後承諾を与えるというふうなことにしては、私は意見が対立するものでありますが、自治庁はそれでもいいというふうにお考えになるならば、どういふわけでお事後承諾でいいのか、もう一度聞かしてもらいたいと思います。

○後藤政府委員 事後承諾ではなくて、住民の意思は議会に反映し、その議会において議決されたものであるから、そのきまつたものを公表するといふことにおおるものであります。門司さんのお考えのように、住民のそれぞれの意思を聞くという方法もあるかもしれませんが、しかしこういう再建計画のような複雑な計画は、そういう住民投票にするような計画ではない、それには不向きな計画ではないか、かように考えておるのであります。

○門司委員 問題が不向であるとか不向きでないとかいうのではない。事の性質です。この計画が実行されてくると、何といつても議会は制約されることに間違いがないのである。議会がある程度制約されて、そして自由な意思決定というものが制約される。だからこれは見ようによつては、住民の意思が十分に反映する機会をやはり持たせるといふことが、住民自治の建前からいけば正しいのではないか。従来の団体自治の理念だけで、主として国の仕事を中央官庁の指揮、命令、監督を受けて処理するというならこれは別の話なんです。今はそうじゃないので

す。住民みずからの意思決定である。従つてこれはみずからの権限、みずから持つておられるところの住民としての権限にある程度の制約が加えられるのである。だから住民の持つておる基礎的な権限に制約を加えようとするようなこういう法律は、やはり事前に住民に納得させたいといふことの方が私は正しいのではないか。だから長から、この団体はこういう赤字が出ておるから、一応一つこういうことで再建計画を立てたいと思ふというふうなことを、住民投票によらなくてもよいかもしれないが、一応住民に知らしめて、その上で議事を開くなり予算案を予算の編成をするといふようなことの方が望ましいのではないかとこのことを聞いておるのである。ややこしいからこんなものは知らせない方がいいといふなら、何も知らせない方がいい。今のお考えでは住民自治の考え方はどうなるんですか。あなたの方でそういう答弁をするなら、憲法の九十二条は何を規定しておるのです。住民の自治の保障をしておるのでしょうか。あれは単なる規定ではない。私は住民の自治権に對する保障だと考えておる。憲法はすべて保障するものである。しかしこの憲法に對して抵触をしようとする疑いのあることが、この法律の中にたくさん書かれておる。憲法が国民に對して保障した権限を侵そうとするような疑いのあるものについては、できるだけ親切に住民の意思を反映する機会を与え方かいいのではないか。議員が住民の意思を代表しておるからといつて簡単に片づかぬと思う。もしそういうあなたの方の御答弁なら、さかのほつて聞きますが、一体自治庁は憲法九十

二条をどう解釈しておりますか。住民の権利を保障しておるものと私は解釈するのでありますが、保障していないのか、しているのか、それをはつきり答弁してもらいたい。

○川島島務大臣 門司さんの御意見のようによつて、地方団体に對しては、きつめて重大な問題でありますからして、住民の意思を問ふといふことは確かに一つのお考えだと私は思ふのであります。しかし今日の自治体は、長も公選によりまして、また議会も公選であります。住民の意思は長なり議事なりに反映しておるのであります。それから、長並びに議会が一致して決定したことは一応住民の意思と考えていいのではないかと。しかしこういう問題を長期にわたつて遂行しますのには、住民の協力が要りますので、こういうことになつておるわけでありまして、ただし同じ公選であるところの長と議会とが、意思が違つてお互いに衝突した場合には、これは違つた処置をする必要があるといふので、この十一條の規定があるわけでありまして、私は第四條の規定と第十一條の規定と、両方とも規定して差しつかえない、またこれが適当だと考えております。

○門司委員 適当だと考えるという言葉であります。今の大臣のお言葉の中にも両方とも公選であるからいいと言われておりますが、私は両方とも公選であるからいいという理屈は立たぬと思うのであります。自治法を讀んでごらん下さい。ちゃんと書いてある。住民は長の解職権があります。一議員の解職権を持つております。一応信頼することはできますが、しかし氣

に入らなければ解職権がちゃんと自治法に認められておりますから、絶対にまかしておるわけではありません。リコールの制度がちゃんと自治法の中に書いてある。このリコールの制度を何で一体認めたのか。これは住民自治の建前からくる、住民が行政に参加するといふ建前からくることのために、憲法の九十三条に長と議員とに法律で定める者については公選にするといふことが書いてあります。しかしそれは一つの建前にそういうふう書いてあるものであつて、九十二条に規定してある住民の権利義務といふもの、あるいはそれ以前にある憲法のすべての権利義務といふものはこれにはとらわれなものである。従つて、自治法の中にはさつき申し上げておりますようにリコールの制度がちゃんと設けてあるから、住民が選んだからといつて、氣に入らなければリコールができるのであります。決して一切まかしておるわけではない。もし長官がそういう御答弁であるならば、この自治法に書いてあるリコールの制度は何で設けたか、こ

ういふことを私は聞きたくないのであります。私は、そういう角度でものを議論されるということになつて参ります。そう問題が簡単に片づかなくなつてくると思ふ。これ以上私はそれをどういふやういふかまじいことは申し上げませんが、私もとしては、こ

ういふ規定にするよりも、むしろ事前に住民に一応公表して住民投票とまではいかなくても一応公表して、世論というものがやはり議員より長なりに反映して、その後にこ

せることがいい、そして協力してくれといふことは、これはさかさまであります。きめられたものを變更するわけにはいかぬでしよう。そしてこ

ういふものをきめたことがけしからぬといつて、リコールをやるわけにはいかぬでしよう。あるいはリコールをやらせることがあるかもしれぬが、だから私はそういう問題だから聞いておるのであつて、今の長官のような御答弁では、私は承服しかねるのであります。これもそう長くそういうことを議論しておつても始まらぬと思ひますから、私の意見だけを申し上げておきます。

最後に私が聞いておきたいと思ひますことは、この再建促進法と町村合併との関連性の問題であります。町村合併をし、町村合併を行おうとする場合に、再建促進法の適用を受けておる市町村と受けていない市町村との合併に對してはどういふ構想をお持ちになつておるのか、この点について一応お話を願つておきたいと思ひます。

○後藤政府委員 合併町村と合併しない町村との間に差別はございません。一の町村が再建計画を立てております場合に、他の町村が再建計画のない場合には、合併いたしましたらためて再建計画の全体の承認を得なければならぬ、こ

担にしてはならない、いわゆる事は税金をよけいといふこととなく、町村合併をしたからといって税金をふやしてはならない、こういう規定になつておると思う。従つて片方の団体はちゃんと制約を受けておる、片方の団体は制約を受けてないのではありません。これで一体合併ができるかどうか、何も制限がないからといって合併した場合は計画を立て直さなければならぬという規定も何もないのであります。そうすると、これは人格が全然変わるものであります。今までの人格と人格が違つてくる、従つて人格の変わった場合はこれを破壊することができるといふこととあります。

○後藤政府委員 町村合併の場合には、二十六条の規定がございまして、市町村の廢置分合または境界変更があつた場合には政令でもって法律の施行に必要な事項を定めるといふことになつております。

○門司委員 政令で定められますか。片方は法律で定めておるのです。法律で定めておるのを、政令でこれを直さうというのです。こういうむづかしい問題が出てくるのです。法律で定めたものを政令で直せるというのでは無理なことですよ。それこそ問題がとんでもないところへ出かけると思うのです。政令はやはり法律の範囲内です。ところがこの法律の範囲内の政令でやると言うのだけれども、町村合併の方はちゃんと法律で定めておるのである、そうしてこれは人格が変わるのであります。今までの町が市になつたり、村が町になつたりする。人格が変わるのだから必然契約はなくなればならぬわけですから、それについては一体どう

うお考えになるか。なくなるといふことですか。

○後藤政府委員 町村合併が行われた場合には、二十六条に法律でもって政令に委任することになつております。こういう規定がございまして、政令でこまかく書きたい、こう考えております。

○門司委員 もし政令で逃げられるなら、政令の内容を一つ調べておいてもいい。私はここで法律に入れておかなければだめだと思ふ。単に二十六条という下の方ですが、上とか下とかいうことは別にして、政令にゆだねるというふうなまやかしをしておつたら、えらい問題になりますよ。これは町村の一つの大きな問題でありますから、入れるなら一体なぜここにに入れておかなかつたか。合併について住民投票にまで持つていけるように入れるならこの規定の中にやはり入れるべきであると思ふ。そうして住民の意思決定というものはこの辺で一応きめておくべきだ、こう考えておつたが、どういふこととそうなるのか。当然この中に「財政再建団体が自治庁長官の承認を得て財政再建計画を策定した場合において」とやうに同じような取扱をする、これは当然こういふところに入れておくべきものだと思ふのですが、どういふわけな

○柴田説明員 町村合併の場合でございしますが、町村合併の場合は、この法律案の二十六条の規定に基づきまして、政令でその詳細を書くわけでありまして、お話のように、町村合併の場合認められますところのいろいろな特例事項、町村合併促進法に書いてあります

特例事項というものは尊重する建前になるだらうと思ひます。荒筋を申し上げますと、いわば新設合併の場合でございしますが、新たな形で地方団体ができました場合にございましては、その間、全く新しい人格の団体でありますので、再建計画というものは新しくやり直すことになつております。吸収合併の場合におきましては、新たに吸収いたしました限りにおきまして財政再建計画の変更の問題が生じてくるだらうと思ひます。

○門司委員 変更の問題の生ずることはそういうことになるのであります。従つて、私が聞いておりますのは、やはりそういうものは法律ではつきりすべきだといふことであつて、これは、変更すると言ひますけれども、實際からいって変更じゃないのです。新たな事態になるのです、人格が違つてくるのですから……。人格が違つてくれば、新たな規定がここに設けられなければならないと思ひます。今までのことはみんなだめになつてしまふ。新たな団体になるのじゃないですか。やはりそれを継続しなければならぬという理屈がどこにあるのですか。

○柴田説明員 財政再建団体が財政再建団体でない団体を合併した場合におきましては、いわば吸収合併でございしますが、その場合には、財政再建計画の変更になる……。

○門司委員 なくなるのか、なくならないのか。

○柴田説明員 財政再建団体はあるわけでございます。吸収合併の場合は、新しく入ってくるものは財政再建団体でないわけでございますから、当然に

変更の問題が起つてくる……。

○門司委員 逆の場合は……。

○柴田説明員 逆の場合は新たな見地から考え直さなければならぬと思ひます。

○門司委員 だから、逆の場合といひますが、再建団体が合併されて、そうしてそれが人格が全然違つてくる場合です。同じ村である場合には人格が変りませんから……。しかし町になる場合には人格が必然的に違つてくるのであります。吸収合併の場合には人格が変らないかもしれぬ。しかし今までの、たとへばこの間あつた上山市にいた、町だつたがみんな集まつて市になつてしまつた。だから人格は全然別だといふ考え方が出てくる。人格が別なら、今までのその個々の村が契約しておつたものは一応御破算になるべきだと私は思ふ。そういう規定が政令の中に書いてないから、そういうことと政令にまかせるといふことになる。入れらうというものをに入れておかないと、先に行つて困りはしないか、こう私は考へる。

○柴田説明員 お説の通りだと私は考へます。そういうことをこの法文でおつておるのではございませんで、合併されました場合に財政再建団体がどうなるか、あるいは税の条例がどうなるかといふことを考へておるのであります。大体の御趣旨は門司さんのおつしやる御趣旨とそう違つていないと思ひます。

○門司委員 實際は非常に違つてくるのです。引き継ぐことはいいのです。そういうことがあるとかどうとかで、税金がどうなつていくとかないと

かいう具体的な問題については、いろいろ問題があると私は思ふ。しかし一応これは破壊することができると思ふのです。少くとも人格が違つた以上はやれると思ふのです。だからそういう規定を承認した、こうはつきりしたことを変更するとかしないとかいうところの規定が、せつかく五条までの間に書いてあるのだから、この間にいれなかつたかといふこととあります。

○柴田説明員 その問題はお考への通りであります。人格が変れば御破算になるのは法律上当然であつて、私も考へております。その規定を入れなかつたことは法律上当然認めらるから入れなかつたのであつて、ただその場合に負債まで入れるかとかないかといふ問題が起つてくるわけでございます。そういう場合手続規定といふものはやはり政令になるのではないかと考へて入れなかつたのであります。

○門司委員 だから入れなかつたか、こういうこととあります。それは合併した場合御破算になるということとすね。当然だといふこととあります。人格が違つたりすればそうなる。ただしあとの起債や何かはあとの新しいものが引き継ぐ、これは具体的な問題だから、それはそれでいいと思ひます。借金したのを合併したからといつてみな御破算にするわけには行かぬでしょうから、これはやむを得ぬと思ふ。しかし当然だからこれを入れなかつたといふのは言ひのがれといふか、そういう解釈としてはそれでいいと思ふのだ、どうもその辺がおかしいから聞いたのです。

それから最後に聞いておきたいと思ひますことは、五条の規定であります

が、五条の規定の中に「各省各庁の長に通知しなければならない」ということが書いてあります。この五条の規定とさつき問題になりました三条の二項の規定であります。二項の規定は協議がととのわなかった場合にはどうにもしようがないということ、それから協議がととのえばそれでいいということになつておる、従つて協議がととのつた場合は、私はこういう条項は實際上の問題としては要らないのではないかと考えます。この条項こそ重複してはいはないかというように感ずるのであります。やはりこういう条項がないとぐあいが悪いですか。

○後藤政府委員 おっしゃるようなことになるとありますが、私どもとしてはちゃんとした規定の上で全体計画を各関係省に通知いたしまして、協力を得たいと考えてこの規定を入れたわけでございます。

○門司委員 今までに一条から五条までの一応の意見を聞いたのであります。が、中で私どものふに落ちないのは憲法に關する関係でございます。従つてこの問題についてはあすでも法制局長官にでも来てもらひまして、なおこの先の条文にも憲法の問題が出て参りますので、一つ真意をよくたしたいと思ひます。委員長はそういう取り扱いをしてもらひたいと思ひます。

○大矢委員長 承知いたしました。

○門司委員 明日はぜひ大蔵大臣に一応来てもらう。これらを一つ委員長にお願ひしておきまして私の質問を一応終ります。

○北山委員 私も憲法違反の問題についてはさらにお伺ひしたかったのであります。ただいまのお話であります。

から、明日この問題については一つ質問を行います。

それからなお一条から五条までの間で小さい問題ですが、滞納整理計画、現在地方団体の税金の滞納額は幾らくらいになつておりますか。またその滞納の徴収率というものは実際にどのくらいの率になつておりますか、それをお伺ひしたいと思います。

○後藤政府委員 滞納額はラウンド・ナンバーで申し上げて申しわけないと思いますが、約六百億くらいあるのではないかと考えます。それから滞納の徴収率というものは個々の団体によつて非常に異なつておまして、非常にいいところは五〇％くらい滞納の徴収をやるところもありますが、これは相当滞納の多い場合であります。前年度分の徴収成績が九六とか九七とかいう団体におきましては、滞納というのはほんとうの滞納でありまして、この徴収率は非常に悪くなる。普通われわれは三〇％以上滞納をとるような指導を従来いたしております。

○北山委員 私も過年度の税の徴収ということはなかなかむずかしいと思うのです。ですから四〇％以上というところは、基準としては少し辛いのではないかと思ふのです。そういたしますと自治庁としては一応四〇％とするけれども、しかしそこには三〇％とか多少弾力性はある、こういうふうに見てよろしうございませうか。

○後藤政府委員 おっしゃいます通り私は税目によつて変えるべきだと思ひます。どの税がどの程度滞納になつておるかによつて徴収率を考えていくべきでありまして、總体的に申しますならば大体四〇％、各税目別には多少の

ニュアンスがあつてしかるべきだと考えております。

○北山委員 それから先ほど問題になつた三条の二項ですが、関係各省との協議の問題、これについて関係各省ではいろいろ意見があるというお話でありましたが、厚生省あるいは文部省においてははどういう考えであるか、これをお伺ひしたい。

○後藤政府委員 この条文自体については厚生省、文部省も異存はございません。

○北山委員 最後に先ほど門司さんが開かれた町村合併と本法案との関係は非常に重要だと思ひます。あとで二十六条の問題になると思ひますが、明日審議を続けられる模様でありますから、一つその政令案のしつかりとした内容でなくていいのですが、政令の内容として盛り込むべき事項について一つあしたお示しを願ひたいのです。

これは町村合併促進法との関連において、やはり技術的には非常にむずかしい、單純に吸収合併ならこうだ、あるいはどうだというようなことは一概には言へますけれども、こまかい点をいろいろ含んでおりますから、將來出すべき政令案の事項について用意をされて、そうしてあしたの審議に臨んでいただきたい。これを要望いたしました五条までの私のきよりの質問を終ります。

○大矢委員長 それでは五条までは審議を終つたことにして、何かありますか。

○五島委員 五条まで終つたことは異議ないのです。

それで簡単に僕は要望をしたいと思うのですが、先週相生市の問題でいろいろ御意見を承わり、要畢もしておいたわけですが、聞くところによると、自治庁は市長をお呼びになつたということ。そうして調査課でいろいろと調査された、相談されたということも聞いておるわけです。そこできょうは時間がおそろひでございますし、またいろいろ検討もされなければならぬと思ひますので、あすその結果の御報告をお願いしたいと存じます。これだけで。

○大矢委員長 それではこの際連合審査会の件についてお諮りいたします。すなわち午前中の理事会におきまして、地方財政再建促進措置法案について、文部委員との連合審査会を明日二十日午前十時より開会することに申し合せいたしましたのでございますが、理事会の申し合せ通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大矢委員長 御異議なしと認め、さう決しました。

それでは本日はこの程度にいたします。明日は公報をもつてお知らせいたします。散会いたします。

午後八時十一分散会